

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事
工事地名	埼玉県さいたま市西区三橋地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 7年11月	1 2) 設 計 年 月	令和 7年12月
2) 事務所名	大宮国道事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2025120018	1 4) 単価適用年月	2026年 2月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 2月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量	1式	1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	365日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和 9年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	埼玉県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	大宮地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 1 7 号	2 2) 処 分 費 等	6, 065, 532
		2 3) 公 告 日	令和 7年12月15日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良			式	1		26,502,514			
道路土工			式	1		11,443,680			
掘削工			式	1		2,228,100			
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000m3未満	m3	2,100	405.6	851,760				単-1号
土砂等運搬 現場→仮置場	土砂(岩塊・玉石混り土 含む)	m3	2,100	488.4	1,025,640				単-2号
整地 仮置場	残土受入れ地での処理	m3	2,100	167	350,700				単-3号
路体盛土工			式	1		718,580			
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3	60	10,250	615,000				単-4号
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3	20	1,257	25,140				単-5号
積込(ルース) 仮置場	土砂 土量50,000m3未 満	m3	100	296	29,600				単-6号
土砂等運搬 仮置場→現場	土砂(岩塊・玉石混り土 含む)	m3	100	488.4	48,840				単-7号
残土処理工			式	1		8,497,000			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込(ルース) 仮置場 【昼間】		土砂 土量50,000m3未満	m3	2,000	245.5	491,000			単-8号
土砂等運搬 仮置場→熊谷BP 【昼間】		土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	2,000	3,872	7,744,000			単-9号
整地 熊谷BP 【昼間】		残土受入れ地での処理	m3	2,000	131	262,000			単-10号
地盤改良工			式	1		8,580,690			
路床安定処理工			式	1		8,580,690			
安定処理		1m以下 固化材100m2あたり使用量 11.6t/100m2 セメント系固化材	m2	2,010	4,269	8,580,690			単-11号
擁壁工			式	1		6,478,144			
作業土工			式	1		809,064			
床掘り		土砂	m3	130	409.7	53,261			単-12号
埋戻し		土砂	m3	80	4,890	391,200			単-13号
基面整正			m2	50	777.3	38,865			単-14号
土砂等運搬 現場→仮置場		土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	130	488.4	63,492			単-15号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地 仮置場		残土受入れ地での処理	m3	130	167	21,710			単-16号
積込(ルース) 仮置場		土砂 土量50,000m3未満	m3	90	296	26,640			単-17号
土砂等運搬 仮置場→現場		土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	90	488.4	43,956			単-18号
積込(ルース) 仮置場 【昼間】		土砂 土量50,000m3未満	m3	40	245.5	9,820			単-19号
土砂等運搬 仮置場→熊谷BP 【昼間】		土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	40	3,872	154,880			単-20号
整地 熊谷BP 【昼間】		残土受入れ地での処理	m3	40	131	5,240			単-21号
プレキャスト擁壁工			式	1		3,278,880			
プレキャスト擁壁		幅 70 c m 0.5m以上1.0m以下 18-8-25(20) (高炉)	m	72	45,540	3,278,880			単-22号
場所打擁壁工(構造物単位)			式	1		2,390,200			
小型擁壁		0.8m以上1.0m以下 18-8-25(高炉)	m3	17	140,600	2,390,200			単-23号
道路維持			式	1		114,235,707			
舗装工			式	1		47,365,186			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
アスファルト舗装工		式	1		15,051,020				
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	m2	1,880	721.4	1,356,232			単-24号	
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 150mm	m2	1,880	800.6	1,505,128			単-25号	
上層路盤(車道・路肩部)	再生瀝青安定処理材(40) 仕上り厚 80mm	m2	1,880	2,654	4,989,520			単-26号	
基層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	1,880	1,765	3,318,200			単-27号	
基層(車道・路肩部)	各種(2.30以上2.40t/m ³ 未満) 改質As 粗粒Ⅱ型(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	1,740	2,231	3,881,940			単-28号	
排水性舗装工		式	1		4,740,974				
排水性舗装・表層(車道・路肩部) 端部処理	ポーラスアスコン(13) W=1.4m未満	m2	139	3,906	542,934			単-29号	
排水性舗装・表層(車道・路肩部)	ポーラスアスコン(13) W=2.4m以上	m2	1,880	2,233	4,198,040			単-30号	
路面切削工		式	1		3,513,589				
路面切削	全面切削6cm以下(4000m ² 以下) 段差すりつけ 撤去作業無	m2	3,230	652.6	2,107,898			単-31号	

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
殻運搬(路面切削)		切削材	m3	161	3,561	573,321			単-32号
殻処分		アスファルト殻(切削材)	m3	161	5,170	832,370			単-33号
オーバーレイ工 (本線) 嵩上げ5cm以下			式	1		11,485,330			
中間層(車道・路肩部)		各種(2.30以上2.40t/m ³ 未満)改質As 粗粒Ⅱ型(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	2,570	2,231	5,733,670			単-34号
排水性舗装・表層(車道・路肩部)		ポースラスアスコン(13) W=2.4m以上	m2	2,570	2,238	5,751,660			単-35号
オーバーレイ工 (本線) 嵩上げ5～15cm以下			式	1		5,284,710			
基層(車道・路肩部)		再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 100mm 3.0m超	m2	666	3,466	2,308,356			単-36号
中間層(車道・路肩部)		各種(2.30以上2.40t/m ³ 未満)改質As 粗粒Ⅱ型(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	666	2,231	1,485,846			単-37号
排水性舗装・表層(車道・路肩部)		ポースラスアスコン(13) W=2.4m以上	m2	666	2,238	1,490,508			単-38号
アスファルト舗装工 支道取付部			式	1		454,949			
下層路盤(車道・路肩部)		再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 190mm	m2	131	790.3	103,529			単-39号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 150mm	m2	131	800.6	104,878			単-40号	
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	131	1,882	246,542			単-41号	
透水性舗装工 (歩道)		式	1		5,528,690				
フィルター層	再生砂 仕上り厚 100mm	m2	1,070	1,561	1,670,270			単-42号	
下層路盤(歩道部)	再生クラッシュ RC-40 仕上り厚 100mm	m2	1,070	1,234	1,320,380			単-43号	
表層 (歩道部)	透水性アスコン 開粒度タイプ 2.4m以上 舗装厚 40mm	m2	1,070	2,372	2,538,040			単-44号	
アスファルト舗装工 (歩道乗入部) 4m<W≤8m		式	1		653,676				
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 250mm	m2	94	2,680	251,920			単-45号	
基層(歩道部)	各種(2.30以上2.40t/m ³ 未満) 再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2	94	2,170	203,980			単-46号	
表層(歩道部)	各種(2.30以上2.40t/m ³ 未満) 再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2	94	2,104	197,776			単-47号	
アスファルト舗装工 (歩道乗入部) 8m<W		式	1		652,248				

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
上層路盤(歩道部)		再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 300mm	m2	72	2,792	201,024			単-48号
基層(歩道部)		各種(2.30以上2.40t/m3未満) 再生粗粒度アスコノ(20) 舗装厚 100mm 1.4m以上	m2	72	4,163	299,736			単-49号
表層(歩道部)		各種(2.30以上2.40t/m3未満) 再生密粒度アスコノ(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2	72	2,104	151,488			単-50号
排水構造物工			式	1		25,514,475			
作業土工			式	1		2,140,595			
床掘り(1)		土砂	m3	210	3,206	673,260			単-51号
床掘り(2)		土砂	m3	30	409.7	12,291			単-52号
埋戻し(1)		土砂	m3	140	5,980	837,200			単-53号
埋戻し(2)		土砂	m3	10	4,890	48,900			単-54号
基面整正			m2	20	777.3	15,546			単-55号
土砂等運搬 現場→仮置場		土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	240	488.4	117,216			単-56号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地 仮置場		残土受入れ地での処理	m3	240	167	40,080			単-57号
積込(ルース) 仮置場		土砂 土量50,000m3未満		m3	180	296	53,280		
土砂等運搬 仮置場→現場		土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	180	488.4	87,912			単-59号
積込(ルース) 仮置場 【昼間】		土砂 土量50,000m3未満		m3	60	245.5	14,730		
土砂等運搬 仮置場→熊谷BP 【昼間】		土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	60	3,872	232,320			単-61号
整地 熊谷BP 【昼間】		残土受入れ地での処理		m3	60	131	7,860		
側溝工			式	1		20,097,720			
L型側溝(1)		摺付部	m	1	25,750	25,750			単-63号
L型側溝(2)		乗入部		m	15	24,200	363,000		
管(函)渠型側溝 (1)		幅 30 c m 高さ 40 c m	m	54	33,850	1,827,900			単-65号
管(函)渠型側溝 (2)		幅 40 c m 高さ 40 c m		m	187	46,140	8,628,180		
管(函)渠型側溝 (3)		幅 40 c m 高さ 50 c m	m	157	48,690	7,644,330			単-67号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
縦断函渠 (1)		幅30cm 高さ40cm	m	15	37,100	556,500			単-68号
縦断函渠 (2)		幅40cm 高さ40cm	m	10	49,190	491,900			単-69号
コンクリート側溝(車道用)		300×300×4000 蓋390×100×600	m	24	23,340	560,160			単-70号
集水枥・マンホール工			式	1		3,276,160			
現場打ち集水枥 (1)		500×500×600(車道用)) グレーチング 蓋	箇所	2	109,700	219,400			単-71号
函渠型側溝枥(1)		300×400×1000	箇所	4	96,440	385,760			単-72号
函渠型側溝枥(2)		400×400×1000	箇所	11	131,300	1,444,300			単-73号
函渠型側溝枥(3)		400×500×1000	箇所	9	136,300	1,226,700			単-74号
縁石工			式	1		5,536,890			
縁石工			式	1		5,536,890			
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (1)		198/234×100/70×1000	m	16	7,899	126,384			単-75号
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (2)		180/205×250×2000	m	379	7,584	2,874,336			単-76号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (3)		180～198/205～234×250～100/70×600	m	9	15,630	140,670			単-77号
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (4)		240/250×150/70×600	m	34	8,766	298,044			単-78号
地先境界ﾌﾞﾛｯｸ		A種(120×120×600)	m	222	9,448	2,097,456			単-79号
防護柵工			式	1		5,388,243			
作業土工			式	1		5,299			
床掘り		土砂	m3	1	409.7	409			単-80号
埋戻し		土砂	m3	1	4,890	4,890			単-81号
路側防護柵工			式	1		1,980,864			
置きｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ設置・撤去		Gr-B-2B H300×300 L=5.0m	m	456	4,344	1,980,864			単-82号
防止柵工			式	1		3,331,080			
転落(横断)防止柵		柵高 0.8m 土中建込	m	380	8,766	3,331,080			単-83号
車止めﾎﾞｽﾄ工			式	1		71,000			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
車止めポスト		車止めポスト径 114.3mm 車止めポスト長さ 1300mm	本	4	17,750	71,000			単-84号
区画線工			式	1		872,101			
区画線工			式	1		872,101			
溶融式区画線		溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装 有	m	900	570.3	513,270			単-85号
溶融式区画線		溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装 有	m	370	608.5	225,145			単-86号
溶融式区画線		溶融式手動 破線 30cm 厚1.5mm 排水性舗装 有	m	38	1,072	40,736			単-87号
溶融式区画線		溶融式手動 ゼブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装 有	m	9	1,439	12,951			単-88号
溶融式区画線		溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装 有	m	36	1,299	46,764			単-89号
溶融式区画線		溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装 有 黄	m	23	1,445	33,235			単-90号
構造物撤去工			式	1		18,428,692			
防護柵撤去工			式	1		161,127			
防護柵撤去 (ガードレール)			m	72	2,172	156,384			単-91号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
防護柵撤去(ガードパイプ)		m	1	4,743	4,743			単-92号	
標識撤去工		式	1		357,159				
標識撤去 (1)	規制標識 路側式	基	2	46,310	92,620			単-93号	
標識撤去 (2)	規制標識 片持式	基	1	60,020	60,020			単-94号	
標識撤去 (3)	規制標識 添架式	基	1	9,519	9,519			単-95号	
標識撤去 (4)	電光掲示板 片持式	基	1	195,000	195,000			単-96号	
道路照明設備撤去工		式	1		138,540				
道路照明灯撤去	高さ：GL8～12m	基	6	23,090	138,540			単-97号	
構造物取壊し工		式	1		9,462,387				
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3	61	15,650	954,650			単-98号	
コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3	195	28,510	5,559,450			単-99号	
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	m	18	915.5	16,479			単-100号	

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
舗装版破碎		アスファルト舗装版 舗装版厚 15 c m	m2	3,520	832.9	2,931,808			単-101号
排水構造物撤去工			式	1		38,617			
暗渠排水管撤去		撤去 φ150	m	3	326.2	978			単-102号
暗渠排水管撤去		撤去 φ200	m	57	633	36,081			単-103号
蓋版撤去		グレーチング`蓋	枚	4	389.6	1,558			単-104号
運搬処理工			式	1		8,270,862			
殻運搬		アスファルト殻	m3	396	4,637	1,836,252			単-105号
殻運搬		コンクリート殻(無筋)	m3	61	3,755	229,055			単-106号
殻運搬		コンクリート殻(鉄筋)	m3	195	4,589	894,855			単-107号
殻処分		アスファルト殻	m3	396	5,170	2,047,320			単-108号
殻処分		コンクリート殻(無筋)	m3	61	8,272	504,592			単-109号
殻処分		コンクリート殻(鉄筋)	m3	195	13,750	2,681,250			単-110号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
現場発生品運搬	塩ビ管、グレーチング蓋、ガードレール、ガードパイプ、規制標識、電光掲示板、照明灯	t	4.12	18,820	77,538			単-111号	
応急処理工		式	1		3,953,520				
応急処理工		式	1		3,953,520				
応急処理工 (20～6h)		式	1		3,953,520			内-1号	
仮設工		式	1		7,176,600				
交通管理工		式	1		7,176,600				
交通誘導警備員	交通誘導警備員A	人日	90	28,620	2,575,800			単-112号	
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	180	25,560	4,600,800			単-113号	
直接工事費		式	1		140,738,221				
共通仮設費		式	1		15,872,675				
共通仮設費		式	1		3,178,675				

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
運搬費			式	1		150, 500			
建設機械運搬費		路面切削機	台	1	150, 500	150, 500			単-114号
技術管理費			式	1		93, 175			
土質等試験費		六価カドミ溶出試験費	式	1		30, 000			内-2号
道路施設基本データ作成費用			式	1		63, 175			内-3号
現場環境改善費（率計上）			式	1		2, 935, 000			
共通仮設費（率計上）			式	1		12, 694, 000			
純工事費			式	1		156, 610, 896			
現場管理費			式	1		61, 755, 000			
工事原価			式	1		218, 365, 896			
一般管理費等			式	1		33, 484, 104			
工事価格			式	1		251, 850, 000			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
消費税相当額		式	1		25, 185, 000				
工事費計		式	1		277, 035, 000				

一式当たり内訳書

第 1号内訳書 応急処理工
(20～6h)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【労務】								
普通作業員		人	40	38,862	1,554,480			
【機械】								
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	120	9,552	1,146,240			
バックホウ (クローラ) [標準]	排ガス型 (第1次) 山積0. 2 8 m 3	時間	120	10,440	1,252,800			
合 計					3,953,520			

一式当たり内訳書

土質等試験費
第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土質等試験費（一式入力）	30千円	式	1		30,000			
合 計					30,000			

一式当たり内訳書

道路施設基本データ作成費用

第 3号内訳書

單価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

[illegible]

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一1号	掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	405.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削		土砂 オープンカット 無し 無し 5,000m3未満	m 3	1	405.6	405.6		
計						405.6		
単価						405.6	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一2号	土砂等運搬 現場→仮置場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	488.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 0.3km以下	m 3	1	488.4	488.4		
計						488.4		
単価						488.4	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単一3号	整地 仮置場	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	167
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
整地		残土受入れ地での処理	m 3	1	167	167		
計						167		
単価						167	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単一4号	路体(築堤)盛土	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	10, 250
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2.5m未満	m 3	1	10, 250	10, 250		
計						10, 250		
単価						10, 250	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一5号	路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	単位	m3	数量	1	単価	1,257
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体(築堤)盛土		2.5m以上4.0m未満	m 3	1	1,257	1,257		
計						1,257		
単価						1,257	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一6号	積込(ルーズ) 仮置場	土砂 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	296
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込(ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m 3	1	296	296		
計						296		
単価						296	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一7号	土砂等運搬 仮置場→現場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	488.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 0.3km以下	m 3	1	488.4	488.4		
計						488.4		
単価						488.4	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一8号	積込(ルーズ) 仮置場 【昼間】	土砂 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	245.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m 3	1	245.5	245.5		
計						245.5		
単価						245.5	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一9号	土砂等運搬 仮置場→熊谷BP 【昼間】	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	3,872
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 31.5km以下	m 3	1	3,872	3,872		
計						3,872		
単価						3,872	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一10号	整地 熊谷BP 【昼間】	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	131
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
整地		残土受入れ地での処理	m 3	1	131	131		
計						131		
単価						131	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一11号	安定処理	1m以下 固化材100m2あたり使用量 11.6t/100m2 セメント系固化材	単位	m2	数量	1	単価	4,269
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
安定処理		パック材 路床 1m以下 11.6t/100m2	m 2	1	4,269	4,269		
計						4,269		
単価						4,269	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一12号	床掘り	土砂	単位	m3	数量	1	単価	409.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 無し	m 3	1	409.7	409.7		
計						409.7		
単価						409.7	円／m3	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単－13号	埋戻し	土砂	単位	m3	数量	1	単価	4, 890	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
埋戻し		最大埋戻幅1m未満	m 3	1	4, 890	4, 890			
計						4, 890			
単価						4, 890	円／m3		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単一14号	基面整正		単位	m2	数量	1	単価	777. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基面整正			m 2	1	777. 3	777. 3		
計						777. 3		
単価						777. 3	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一15号	土砂等運搬 現場→仮置場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	488.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 0.3km以下	m 3	1	488.4	488.4		
計						488.4		
単価						488.4	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一16号	整地 仮置場	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	167
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
整地		残土受入れ地での処理	m 3	1	167	167		
計						167		
単価						167	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一17号	積込(ルーズ) 仮置場	土砂 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	296
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m 3	1	296	296		
計						296		
単価						296	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一18号	土砂等運搬 仮置場→現場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	488. 4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 仮置場山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 0.3km以下	m 3	1	488. 4	488. 4		
計						488. 4		
単価						488. 4	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一19号	積込(ルーズ) 仮置場 【昼間】	土砂 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	245.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m 3	1	245.5	245.5		
計						245.5		
単価						245.5	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一20号	土砂等運搬 仮置場→熊谷BP 【昼間】	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	3,872
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 トラック山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 31.5km以下	m 3	1	3,872	3,872		
計						3,872		
単価						3,872	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一21号	整地 熊谷BP 【昼間】	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	131
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
整地		残土受入れ地での処理	m 3	1	131	131		
計						131		
単価						131	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一22号	プレキャスト擁壁	幅 70 c m 0.5m以上1.0m以下 18-8-25(20)(高炉)	単位	m	数量	1	単価	45,540
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
プレキャスト擁壁設置		0.5m以上1.0m以下 有り 有り	m	1	45,540	45,540		
計						45,540		
単価						45,540	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一23号	小型擁壁	0.8m以上1.0m以下 18-8-25(高炉)	単位	m3	数量	1	単価	140,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
小型擁壁		0.8m以上1.0m以下 18-8-25(高炉) 有り 無し 一般養生・特殊養生(練炭)	m 3	1	140,600	140,600		
計						140,600		
単価						140,600	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一24号	下層路盤(車道・路肩部)	再生クワッシャー RC-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	721.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤(車道・路肩部)		150mm 1層施工 再生クワッシャー RC-40 全ての費用	m 2	1	721.4	721.4		
計						721.4		
単価						721.4	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一25号	上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	800.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤(車道・路肩部)		再生粒度調整砕石 RM-40 150mm 1層施工 全ての費用	m 2	1	800.6	800.6		
計						800.6		
単価						800.6	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一26号	上層路盤(車道・路肩部)	再生瀝青安定処理材(40) 仕上り厚 80mm	単位	m2	数量	1	単価	2,654
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤(車道・路肩部)		再生瀝青安定処理材(40) 3.0m超 80mm プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	2,654	2,654		
計						2,654		
単価						2,654	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一27号	基層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1,765
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基層 (車道・路肩部)		3.0m超 50mm 再生粗粒度アスコン (20) タックコート PK-4 全ての費用	m 2	1	1,765	1,765		
計						1,765		
単価						1,765	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一28号	基層(車道・路肩部)	各種(2.30以上2.40t/m3未満) 改質As 粗粒Ⅱ型(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	2,231
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基層 (車道・路肩部)		3.0m超 50mm 各種(2.30以上2.40t/m3未満) タックコート PK-4 全ての費用	m 2	1	2,231	2,231		
計						2,231		
単価						2,231	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一29号	排水性舗装・表層（車道・路肩部） 端部処理	ポ ーラスアスコン(13) W=1.4m未満	単位	m2	数量		単価	
						1		3,906
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
排水性舗装・表層（車道・路肩部）		1.4m未満 50mm 無し ポ ーラスアスコン(13) タックコート PKR(コ ム入り)	m 2	1	3,906	3,906		
計						3,906		
単価						3,906	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一30号	排水性舗装・表層（車道・路肩部）	ポ ーラスアスコン(13) W=2.4m以上	単位	m2	数量		単価	
						1,880		2,233
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
排水性舗装・表層（車道・路肩部）		2.4m以上 50mm 無し ポ ーラスアスコン(13) タックコート PKR(コ ム入り)	m 2	1,741	2,238	3,896,358		
排水性舗装・表層（車道・路肩部）		2.4m以上 50mm 無し ポ ーラスアスコン(13) 無し	m 2	139	2,163	300,657		
計						4,197,015		
単価						2,233	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単一31号	路面切削	全面切削6cm以下(4000m2以下) 段差すりつけ撤去作業 無	単位	m2	数量	1	単価	652. 6	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
路面切削		全面切削6cm以下(4000m2以下) 無し 全ての費用	m 2	1	652. 6	652. 6			
計						652. 6			
単価						652. 6	円／m2		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単－32号	殻運搬(路面切削)	切削材	単位	m3	数量	1	単価	3, 561
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬（路面切削）		有り 16. 5km以下 全ての費用	m 3	1	3, 561	3, 561		
計						3, 561		
単価						3, 561	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一33号	殻処分	アスファルト殻(切削材)	単位	m3	数量	1	単価	5,170
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1	5,170	5,170		
計						5,170		
単価						5,170	円/m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一34号	中間層(車道・路肩部)	各種(2.30以上2.40t/m3未満) 改質As 粗粒Ⅱ型(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	2,231
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
中間層 (車道・路肩部)		3.0m超 50mm 各種(2.30以上2.40t/m3未満) タックコート PK-4 全ての費用	m2	1	2,231	2,231		
計						2,231		
単価						2,231	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一35号	排水性舗装・表層（車道・路肩部）	ポーラスアスコン(13) W=2.4m以上	単位	m2	数量	1	単価	2,238
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
排水性舗装・表層（車道・路肩部）		2.4m以上 50mm 無し ポーラスアスコン(13) タックコート PKR(ゴム入り)	m 2	1	2,238	2,238		
計						2,238		
単価						2,238	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一36号	基層（車道・路肩部）	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 100mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	3,466
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基層（車道・路肩部）		3.0m超 50mm 再生粗粒度アスコン（20） 無し 全ての費用	m 2	1	1,701	1,701		
基層（車道・路肩部）		3.0m超 50mm 再生粗粒度アスコン（20） タックコート PK-4 全ての費用	m 2	1	1,765	1,765		
計						3,466		
単価						3,466	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一37号	中間層(車道・路肩部)	各種(2.30以上2.40t/m3未満) 改質As 粗粒Ⅱ型(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	2,231
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
中間層(車道・路肩部)		3.0m超 50mm 各種(2.30以上2.40t/m3未満) タックコート PK-4 全ての費用	m 2	1	2,231	2,231		
計						2,231		
単価						2,231	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一38号	排水性舗装・表層(車道・路肩部)	ポ ーラスアスコン(13) W=2.4m以上	単位	m2	数量	1	単価	2,238
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
排水性舗装・表層(車道・路肩部)		2.4m以上 50mm 無し ポ ーラスアスコン(13) タックコート PKR(コ ム入り)	m 2	1	2,238	2,238		
計						2,238		
単価						2,238	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一39号	下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュ RC-40 仕上り厚 190mm	単位	m2	数量	1	単価	790.3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤(車道・路肩部)		190mm 1層施工 再生クラッシュ RC-40 全ての費用	m 2	1	790.3	790.3		
計						790.3		
単価						790.3	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一40号	上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	800.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤(車道・路肩部)		再生粒度調整碎石 RM-40 150mm 1層施工 全ての費用	m 2	1	800.6	800.6		
計						800.6		
単価						800.6	円/m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単一41号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1, 882	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
表層（車道・路肩部）		3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン（20） プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	1, 882	1, 882			
計						1, 882			
単価						1, 882	円／m2		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単－42号	フィルター層	再生砂 仕上り厚 100mm	単位	m2	数量	1	単価	1, 561
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
フィルター層		100mm以上120mm未満	m 2	1	1, 561	1, 561		
計						1, 561		
単価						1, 561	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一43号	下層路盤(歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 100mm	単位	m2	数量	1	単価	1,234
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤(歩道部)		100mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	1,234	1,234		
計						1,234		
単価						1,234	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一44号	表層 (歩道部)	透水性アスコン 開粒度タイプ 2.4m以上 舗装厚 40mm	単位	m2	数量	1	単価	2,372
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
透水性アスファルト舗装		2.4m以上 40mm 開粒度アスコン(13)	m 2	1	2,372	2,372		
計						2,372		
単価						2,372	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50
単一45号	上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 250mm	単位	m2	数量	1	単価 2,680
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
上層路盤(歩道部)		250mm 2層施工 再生粒度調整砕石 RM-40 全ての費用	m 2	1	2,680	2,680	
計						2,680	
単価						2,680	円/m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50
単一46号	基層(歩道部)	各種(2.30以上2.40t/m3未満) 再生粗粒度アスコン(20) 舗 装厚 50mm 1.4m以上	単位	m2	数量	1	単価 2,170
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基層(歩道部)		1.4m以上 50mm 各種(2.30以上2.40t/m3未満) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	2,170	2,170	
計						2,170	
単価						2,170	円/m2

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一47号	表層(歩道部)	各種(2.30以上2.40t/m3未満) 再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	単位	m2	数量	1	単価	2,104
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層 (歩道部)		1.4m以上 50mm 各種(2.30以上2.40t/m3未満) タックコート PK-4 全ての費用	m 2	1	2,104	2,104		
計						2,104		
単価						2,104	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一48号	上層路盤(歩道部)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 300mm	単位	m2	数量	1	単価	2,792
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤 (歩道部)		300mm 2層施工 再生粒度調整碎石 RM-40 全ての費用	m 2	1	2,792	2,792		
計						2,792		
単価						2,792	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50
単一49号	基層(歩道部)	各種(2.30以上2.40t/m3未満) 再生粗粒度アスコン(20) 舗 装厚 100mm 1.4m以上	単位	m2	数量	1	単価 4,163
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基層 (歩道部)		1.4m以上 50mm 各種(2.30以上2.40t/m3未満) 無し 全ての費用	m 2	1	1,993	1,993	
基層 (歩道部)		1.4m以上 50mm 各種(2.30以上2.40t/m3未満) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	2,170	2,170	
計						4,163	
単価						4,163	円/m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50
単一50号	表層(歩道部)	各種(2.30以上2.40t/m3未満) 再生密粒度アスコン(20) 舗 装厚 50mm 1.4m以上	単位	m2	数量	1	単価 2,104
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層 (歩道部)		1.4m以上 50mm 各種(2.30以上2.40t/m3未満) タックコート PK-4 全ての費用	m 2	1	2,104	2,104	
計						2,104	
単価						2,104	円/m2

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一51号	床掘り (1)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	3,206
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	1	3,206	3,206		
計						3,206		
単価						3,206	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一52号	床掘り (2)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	409.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 無し	m 3	1	409.7	409.7		
計						409.7		
単価						409.7	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単－53号	埋戻し (1)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	5,980
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	1	5,980	5,980		
計						5,980		
単価						5,980	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単－54号	埋戻し (2)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	4,890
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		最大埋戻幅1m未満	m 3	1	4,890	4,890		
計						4,890		
単価						4,890	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一55号	基面整正		単位	m2	数量	1	単価	777.3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基面整正			m 2	1	777.3	777.3		
計						777.3		
単価						777.3	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一56号	土砂等運搬 現場→仮置場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	488.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 〆ッホ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 0.3km以下	m 3	1	488.4	488.4		
計						488.4		
単価						488.4	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一57号	整地 仮置場	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	167
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
整地		残土受入れ地での処理	m 3	1	167	167		
計						167		
単価						167	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一58号	積込(ルーズ) 仮置場	土砂 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	296
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m 3	1	296	296		
計						296		
単価						296	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一59号	土砂等運搬 仮置場→現場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	488.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 0.3km以下	m 3	1	488.4	488.4		
計						488.4		
単価						488.4	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一60号	積込(ルーズ) 仮置場 【昼間】	土砂 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	245.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m 3	1	245.5	245.5		
計						245.5		
単価						245.5	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一61号	土砂等運搬 仮置場→熊谷BP 【昼間】	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	3,872
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 31.5km以下	m 3	1	3,872	3,872		
計						3,872		
単価						3,872	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一62号	整地 熊谷BP 【昼間】	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	131
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
整地		残土受入れ地での処理	m 3	1	131	131		
計						131		
単価						131	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単一63号	L型側溝(1)	摺付部	単位	m	数量	10	単価	25,750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ブロック		設置 各種(600mm以下、50kg未満) 1.65個/m 無し 無し	m	10	7,989	79,890		
エポ ロンブ ロック設置工		750×220～250×130～160×2000	m	10	3,557	35,570		
基礎砕石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m ²	8	1,814	14,512		
エポ ロンブ ロック		750*250*160*2000(T-25)	個	5	25,500	127,500		
計						257,472		
単価						25,750	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単一64号	L型側溝(2)	乗入部	単位	m	数量	10	単価	24,200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	歩車道境界ブロック	設置 各種(600mm以下、50kg未満) 1.65個/m 無し 無し	m	10	6,436	64,360		
	エプ ロンブ ロック設置工	750×220～250×130～160×2000	m	10	3,557	35,570		
	基礎砕石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m ²	8	1,814	14,512		
	エプ ロンブ ロック	750*250*160*2000(T-25)	個	5	25,500	127,500		
	計					241,942		
	単価					24,200	円/m	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単－65号	管(函)渠型側溝 (1)	幅 30 c m 高さ 40 c m	単位	m	数量	10	単価	33, 850	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
管（函）渠型側溝		据付 200mm以上300mm以下 有り 全ての費用	m	10	6, 943	69, 430			
函渠型側溝		300*400*2000 (排水性舗装用)	本	5	53, 800	269, 000			
計						338, 430			
単価						33, 850	円／m		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単一66号	管(函)渠型側溝 (2)	幅 40 c m 高さ 40 c m	単位	m	数量	10	単価	46, 140
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
管(函)渠型側溝		据付 300mmを超え400mm以下 有り 全ての費用	m	10	9, 436	94, 360		
函渠型側溝		400*400*2000(排水性舗装用)	本	5	73, 400	367, 000		
計						461, 360		
単価						46, 140	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単一67号	管(函)渠型側溝 (3)	幅 40 c m 高さ 50 c m	単位	m	数量	10	単価	48, 690
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
管 (函) 渠型側溝		据付 300mmを超え400mm以下 有り 全ての費用	m	10	9, 436	94, 360		
函渠型側溝		400*500*2000 (排水性舗装用)	本	5	78, 500	392, 500		
計						486, 860		
単価						48, 690	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単一68号	縦断函渠 (1)	幅30cm 高さ40cm	単位	m	数量	10	単価	37, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
管 (函) 渠型側溝		据付 200mm以上300mm以下 有り 全ての費用	m	10	6, 943	69, 430		
縦断函渠		300*400*2000 (排水性舗装用)	本	5	60, 300	301, 500		
計						370, 930		
単価						37, 100	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単一69号	縦断函渠 (2)	幅40cm 高さ40cm	単位	m	数量	10	単価	49,190
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
管（函）渠型側溝		据付 300mmを超え400mm以下 有り 全ての費用	m	10	9,436	94,360		
縦断函渠		400*400*2000(排水性舗装用)	本	5	79,500	397,500		
計						491,860		
単価						49,190	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単一70号	コンクリート側溝(車道用)	300×300×4000 蓋390×100×600	単位	m	数量	10	単価	23,340
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
U型側溝		据付け L=4000mm 有り 側溝(各種) L=2000mm 1000を超え2000kg/個以下 無し 無し	m	10	16,370	163,700		
(コンクリート蓋 普通・手付)								
蓋版		据付け 有り 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	8.3	3,876	32,170.8		
(コンクリート蓋 網付)								
蓋版		据付け 有り 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	8.3	4,516	37,482.8		
計						233,353.6		
単価						23,340	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単一71号	現場打ち集水桝 (1)	500×500×600(車道用) グレッチング 蓋	単位	箇所	数量	1	単価	109, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水桝・街渠桝 (本体)		各種 0. 30m3を超え0. 32m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	80, 450	80, 450		
蓋版		据付け 有り 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	29, 180	29, 180		
計						109, 630		
単価						109, 700	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単一72号	函渠型側溝桝(1)	300×400×1000	単位	箇所	数量	1	単価	96, 440
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
プレキャスト集水桝		据付 200kgを超え400kg以下 有り 全ての費用	基	1	9, 236	9, 236		
プレキャスト集水桝 (材料費)			基	1	87, 200	87, 200		
計						96, 436		
単価						96, 440	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単一73号	函渠型側溝柵(2)	400×400×1000	単位	箇所	数量	1	単価	131, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
プレキャスト集水柵		据付 400kgを超え600kg以下 有り 全ての費用	基	1	11, 260	11, 260		
プレキャスト集水柵 (材料費)			基	1	120, 000	120, 000		
計						131, 260		
単価						131, 300	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単一74号	函渠型側溝柵(3)	400×500×1000	単位	箇所	数量	1	単価	136, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
プレキャスト集水柵		据付 400kgを超え600kg以下 有り 全ての費用	基	1	11, 260	11, 260		
プレキャスト集水柵 (材料費)			基	1	125, 000	125, 000		
計						136, 260		
単価						136, 300	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一75号	歩車道境界ブロック (1)	198/234×100/70×1000	単位	m	数量	1	単価	7,899
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ブロック		設置 各種(600mm超1000mm以下、50kg以上150kg未満) 1個/m 無し 無し	m	1	7,899	7,899		
計						7,899		
単価						7,899	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一76号	歩車道境界ブロック (2)	180/205×250×2000	単位	m	数量	1	単価	7,584
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ブロック		設置 各種(1000mm超2000mm以下、150kg以上550kg未満) 0.5個/m 無し 無し	m	1	7,584	7,584		
計						7,584		
単価						7,584	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一77号	歩車道境界ブロック (3)	180～198/205～234×250～100/70×600	単位	m	数量	1	単価	15,630
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ブロック		設置 各種(600mm以下、50kg未満) 1.65個/m 無し 無し	m	1	15,630	15,630		
計						15,630		
単価						15,630	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一78号	歩車道境界ブロック (4)	240/250×150/70×600	単位	m	数量	1	単価	8,766
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ブロック		設置 各種(600mm以下、50kg未満) 1.65個/m 無し 無し	m	1	8,766	8,766		
計						8,766		
単価						8,766	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一79号	地先境界ブロック	A種(120×120×600)	単位	m	数量	1	単価	9,448
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
地先境界ブロック		設置 A種(120×120×600) 再生クラッシュラン RC-40 生コンクリート(各種) 無し	m	1	9,448	9,448		
計						9,448		
単価						9,448	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一80号	床掘り	土砂	単位	m3	数量	1	単価	409.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 無し	m 3	1	409.7	409.7		
計						409.7		
単価						409.7	円/m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一81号	埋戻し	土砂	単位	m3	数量	1	単価	4,890
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		最大埋戻幅1m未満	m 3	1	4,890	4,890		
計						4,890		
単価						4,890	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一82号	置きかゝりレベル設置・撤去	Gr-B-2B H300×300 L=5.0m	単位	m	数量	10	単価	4,344
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
仮設防護柵設置		有り 無し H鋼基礎	m	10	2,372	23,720		
仮設防護柵撤去		有り 無し H鋼基礎	m	10	1,972	19,720		
計						43,440		
単価						4,344	円／m	

1 次单価表

單價使用年月	2026. 2
步掛使用年月	2026. 2
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-50

[illegible]

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単一84号	車止めポスト	車止めポスト径 114.3mm 車止めポスト長さ 1300mm	単位	本	数量	10	単価	17,750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
車止めポスト設置		全ての費用	本	10	5,546	55,460		
コンクリート		小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m 3	0.6	46,410	27,846		
型枠		一般型枠 小型構造物	m 2	6.4	14,250	91,200		
基礎碎石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュラン 40〜0 全ての費用	m 2	1.6	1,814	2,902.4		
※当初発注時は車止め支柱の材料費を見込んでいない								
計						177,408.4		
単価						17,750	円／本	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一85号	溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装有	単位	m	数量	1	単価	570.3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 有り 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	570.3	570.3		
計						570.3		
単価						570.3	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一86号	溶融式区画線	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装有	単位	m	数量	1	単価	608.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 破線 15cm 無し 1.5mm 有り 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	608.5	608.5		
計						608.5		
単価						608.5	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一87号	溶融式区画線	溶融式手動 破線 30cm 厚1.5mm 排水性舗装有	単位	m	数量	1	単価	1,072
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 破線 30cm 無し 1.5mm 有り 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	1,072	1,072		
計						1,072		
単価						1,072	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一88号	溶融式区画線	溶融式手動 ゼブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装有	単位	m	数量	1	単価	1,439
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		有り 溶融式手動 無し ゼブラ 45cm 無し 1.5mm 有り 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	1,439	1,439		
計						1,439		
単価						1,439	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50
単一89号	溶融式区画線	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装有	単位	m	数量	1	単価 1,299
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 矢印・記号・文字 15cm換算 無し 1.5mm 有り 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装	m	1	1,299	1,299	
計						1,299	
単価						1,299	円／m

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50
単一90号	溶融式区画線	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装有 黄	単位	m	数量	1	単価 1,445
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 矢印・記号・文字 15cm換算 無し 1.5mm 有り 無し 含有量15～18% 黄 鉛・クロムフリー	m	1	1,445	1,445	
計						1,445	
単価						1,445	円／m

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単一91号	防護柵撤去(ガードレール)		単位	m	数量	1	単価	2, 172	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
防護柵撤去工（ガードレール撤去工）		土中建込・標準型 Gr-B-4E 有 無	m	1	2, 172	2, 172			
計						2, 172			
単価						2, 172	円／m		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単-92号	防護柵撤去(ガードパイプ)		単位	m	数量	1	単価	4,743
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
防護柵撤去工（ガードパイプ撤去工）		土中建込 有 無	m	1	4,743	4,743		
計						4,743		
単価						4,743	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単一93号	標識撤去 (1)	規制標識 路側式	単位	基	数量	1	単価	46, 310
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
標識柱・基礎撤去（路側式）		単柱式(基礎含む) 2基以下 無 有	基	1	40, 700	40, 700		
標識板撤去(警戒・規制・指示・路線番号標識)		3～4基 無 有	基	1	5, 610	5, 610		
計						46, 310		
単価						46, 310	円／基	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単一94号	標識撤去 (2)	規制標識 片持式	単位	基	数量	1	単価	60, 020
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
標識柱撤去（片持式・門型式）		片持式 400kg未満/基 2基 無 有	基	1	54, 410	54, 410		
標識板撤去(警戒・規制・指示・路線番号標識)		3～4基 無 有	基	1	5, 610	5, 610		
計						60, 020		
単価						60, 020	円／基	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単－95号	標識撤去 (3)	規制標識 添架式	単位	基	数量	1	単価	9,519
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
標識板撤去（添架式）		照明柱・既設標識柱に取付け 無 有	基	1	9,519	9,519		
計						9,519		
単価						9,519	円／基	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単－96号	標識撤去 (4)	電光掲示板 片持式	単位	基	数量	1	単価	195,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
標識柱撤去（片持式・門型式）		片持式 400kg以上/基 2基 無 有	基	1	74,450	74,450		
標識板撤去(案内標識(路側式・片持式・門型式))		2.0m2以上 10m2以上 無 有	m 2	13	9,271	120,523		
計						194,973		
単価						195,000	円／基	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一97号	道路照明灯撤去	高さ：GL8～12m	単位	基	数量	1	単価	23,090
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路照明灯撤去		高さ：GL8～12m 重量：350kg以下 割増あり 1.22無	基	1	23,090	23,090		
計						23,090		
単価						23,090	円／基	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一98号	コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	15,650
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		無筋構造物 機械施工 無し 有り 必要	m 3	1	15,650	15,650		
計						15,650		
単価						15,650	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一99号	コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	28,510
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		鉄筋構造物 機械施工 無し 有り 必要	m 3	1	28,510	28,510		
計						28,510		
単価						28,510	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一100号	舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	単位	m	数量	1	単価	915.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版切断		アスファルト舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1	915.5	915.5		
計						915.5		
単価						915.5	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一101号	舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 15 c m	単位	m2	数量	1	単価	832. 9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版破碎		アスファルト舗装版 無し 必要 15cm以下 有り 全ての費用	m 2	1	832. 9	832. 9		
計						832. 9		
単価						832. 9	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一102号	暗渠排水管撤去	撤去 φ150	単位	m	数量	1	単価	326. 2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
暗渠排水管		撤去 直管 50～150mm	m	1	326. 2	326. 2		
計						326. 2		
単価						326. 2	円／m	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単－103号	暗渠排水管撤去	撤去 φ 200	単位	m	数量	1	単価	633	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
暗渠排水管		撤去 直管 200～400mm	m	1	633	633			
計						633			
単価						633	円／m		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
単一104号	蓋版撤去	グレチング 蓋	単位	枚	数量	1	単価	389. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版		再利用撤去 有り 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	389. 6	389. 6		
計						389. 6		
単価						389. 6	円／枚	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一105号	殻運搬	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	4,637
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		舗装版破碎 機械積込(騒音対策不要、厚15cm超)又(騒音対策必要) 有り 17.5km以下 全ての費用	m 3	1	4,637	4,637		
計						4,637		
単価						4,637	円/m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一106号	殻運搬	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,755
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 18.5km以下 全ての費用	m 3	1	3,755	3,755		
計						3,755		
単価						3,755	円/m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一107号	殻運搬	コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	4,589
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 18.5km以下 全ての費用	m 3	1	4,589	4,589		
計						4,589		
単価						4,589	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一108号	殻処分	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	5,170
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	5,170	5,170		
計						5,170		
単価						5,170	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一109号	殻処分	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	8,272
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1	8,272	8,272		
計						8,272		
単価						8,272	円/m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
単一110号	殻処分	コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	13,750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1	13,750	13,750		
計						13,750		
単価						13,750	円/m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50
単一111号	現場発生品運搬	塩ビ管、グレーチング蓋、ガードレール、ガードパイプ、規制標識、電光掲示板、照明灯	単位	t	数量	1	単価 18,820
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品及び支給品運搬		トラック[クレーン装置付]ベーストラック4～4.5t積、吊能力2.9t有り 5.0km以下	t	1	4,191	4,191	
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し		トラック[クレーン装置付]ベーストラック4～4.5t積、吊能力2.9t	t	1	14,620	14,620	
計						18,811	
単価						18,820	円／t

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50
単一112号	交通誘導警備員	交通誘導警備員A	単位	人日	数量	1	単価 28,620
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員A			人日	1	28,620	28,620	
計						28,620	
単価						28,620	円／人日

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単-113号	交通誘導警備員	交通誘導警備員B	単位	人日	数量	1	単価	25,560
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	25,560	25,560		
計						25,560		
単価						25,560	円／人日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一114号	建設機械運搬費	路面切削機	単位	台	数量	1	単価	150,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【往路】								
貨物自動車による運搬（1車1回）		路面切削機（ホイール式・廃材積込装置付）2.0m 9.9km 無 有 4223円	台	1	75,230	75,230		
【復路】								
貨物自動車による運搬（1車1回）		路面切削機（ホイール式・廃材積込装置付）2.0m 9.9km 無 有 4223円	台	1	75,230	75,230		
計						150,460		
単価						150,500	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価	5,170
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費【夜間】		アスファルト（路面切削） s14（株）カイト 白岡合材工場	m ³	100	5,170	517,000		
計						517,000		
単価						5,170	円／m ³	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	エプ ロンブロック設置工	750×220～250×130～160×2000	単位	m	数量	100	単価	3,557
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1.43	46,512	66,512		
	ブロック工		人	1.43	46,206	66,074		
	普通作業員		人	2.86	38,862	111,145		
	バックホ運転	クローラ型 山積0.45m3 平積0.35m3 クレーン2.9t吊	日	1.43	63,030	90,132		
	諸雑費（率＋まるめ） 9%		式	1		21,837		
	計					355,700		
	単価					3,557	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	U型側溝	据付け L=4000mm 有り 側溝(各種) L=2000mm 1000を超え2000kg/個以下 無し 無し	単位	m	数量	10	単価	16, 370
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	U型側溝	L 2 0 0 0 2 0 0 0 k g 以下 夜 無	m	10	9, 361. 73	93, 617		
	ワンクU型側溝	車道用 300*300*4000 壁厚120*150 1460kg/個	個	2. 5	27, 600	69, 000		
	再生クラッシャーラン	R C - 4 0	m 3	0. 744	1, 350	1, 004		
	諸雑費（まるめ）		式	1		79		
	計					163, 700		
	単価					16, 370	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

蓋版	据付け 有り 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	3,876
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版コンクリート・鋼製	170kg以下 夜 無	枚	100	1,475.94	147,594		
ワンクU型側溝蓋	コンクリート蓋 普通・手掛 390*100*600 56kg/枚	枚	100	2,400	240,000		
諸雑費（まるめ）		式	1		6		
計					387,600		
単価					3,876	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

蓋版	据付け 有り 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	4,516
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版コンクリート・鋼製	170kg以下 夜 無	枚	100	1,475.94	147,594		
ワンクU型側溝蓋	コンクリート蓋 網付 390*100*600 54kg/枚	枚	100	3,040	304,000		
諸雑費（まるめ）		式	1		6		
計					451,600		
単価					4,516	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

蓋版	据付け 有り 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	29,180
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版コンクリート・鋼製	170kg以下 夜 無	枚	100	1,475.94	147,594		
グレーチング 蓋	500*500用 T-25 落込鎖付 600*600*65 46kg/枚	枚	100	27,700	2,770,000		
諸雑費（まるめ）		式	1		406		
計					2,918,000		
単価					29,180	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
	仮設防護柵設置	有り 無し H鋼基礎	単位	m	数量	1	単価	2, 372
名称			単位	数量	単価	金額	摘要	
仮設防護柵設置 夜間			H鋼 時間制約無					
			m	1	2, 372. 52	2, 372		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						2, 372		
単価						2, 372	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
	仮設防護柵撤去	有り 無し H鋼基礎	単位	m	数量	1	単価	1, 972
名称			単位	数量	単価	金額	摘要	
仮設防護柵撤去 夜間			H鋼 時間制約無					
			m	1	1, 972. 68	1, 972		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						1, 972		
単価						1, 972	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50
	防護柵（横断・転落防止柵）設置工	土中建込 ビーム式・パネル式 3m 無 100m以上(標準) 無 有	単位	m	数量	100	単価 8,766
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	横断・転落防止柵設置工 土中建込用	ビーム式・パネル式	m	100	2,395.98	239,598	
	横断防止柵	土中式 H=800 φ60.5 φ42.7 3段	m	100	6,370	637,000	
	諸雑費（まるめ）		式	1		2	
	計					876,600	
	単価					8,766	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	区画線設置	有り 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 有り 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価	570.3
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	区画線設置（溶融式）	夜間 豪雪無 実線15cm 制約無	m	1,000	336.29	336,290		
	トラフィックペイント	3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	855	235	200,925		
	ガラスビーズ	0.106～0.850mm	k g	25	180	4,500		
	接着用プライマー	区画線用	k g	25	485	12,125		
	軽油		L	42	128	5,376		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		11,084		
	計					570,300		
	単価					570.3	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	区画線設置	有り 溶融式手動 無し 破線 15cm 無し 1.5mm 有り 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1, 000	単価	608. 5
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	区画線設置（溶融式）	夜間 豪雪無 破線15cm 制約無	m	1, 000	373. 77	373, 770		
	トラフィックペイント	3 種 1 号 ビーズ 1 5 ～ 1 8 白 溶融型	k g	855	235	200, 925		
	ガラスビーズ	0. 1 0 6 ～ 0. 8 5 0 mm	k g	25	180	4, 500		
	接着用プライマー	区画線用	k g	25	485	12, 125		
	軽油		L	47	128	6, 016		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		11, 164		
	計					608, 500		
	単価					608. 5	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50
	区画線設置	有り 溶融式手動 無し 破線 30cm 無し 1.5mm 有り 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価 1,072
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	区画線設置（溶融式）	夜間 豪雪無 破線30cm 制約無	m	1,000	609.39	609,390	
	トラフィックペイント	3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	1,695	235	398,325	
	ガラスビーズ	0.106～0.850mm	k g	50	180	9,000	
	接着用プライマー	区画線用	k g	50	485	24,250	
	軽油		L	77	128	9,856	
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		21,179	
	計					1,072,000	
	単価					1,072	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	区画線設置	有り 溶融式手動 無し ゼブラ 45cm 無し 1.5mm 有り 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価	1,439
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	区画線設置（溶融式）	夜間 豪雪無 ゼブラ45cm 制約無	m	1,000	745.41	745,410		
	トラフィックペイント	3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	2,550	235	599,250		
	ガラスビーズ	0.106～0.850mm	k g	75	180	13,500		
	接着用プライマー	区画線用	k g	75	485	36,375		
	軽油		L	94	128	12,032		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		32,433		
	計					1,439,000		
	単価					1,439	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	区画線設置	有り 溶融式手動 無し 矢印・記号・文字 15cm換算 無し 1.5mm 有り 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装	単位	m	数量	1,000	単価	1,299
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	区画線設置（溶融式）	夜間 豪雪無 矢印・記号・文字 制約無	m	1,200	840.73	1,008,876		
	トラフィックペイント	3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	1,026	235	241,110		
	ガラスビーズ	0.106～0.850mm	k g	30	180	5,400		
	接着用プライマー	区画線用	k g	30	485	14,550		
	軽油		L	126	128	16,128		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		12,936		
	計					1,299,000		
	単価					1,299	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	区画線設置	有り 溶融式手動 無し 矢印・記号・文字 15cm換算 無し 1.5mm 有り 無し 含有量15～18% 黄 鉛・クロムフリー	単位	m	数量	1,000	単価	1,445
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	区画線設置（溶融式）	夜間 豪雪無 矢印・記号・文字 制約無	m	1,200	840.73	1,008,876		
	トラフィックペイント	3種1号 ビーズ15～18 黄 鉛・フリー 溶融	k g	1,026	370	379,620		
	ガラスビーズ	0.106～0.850mm	k g	30	180	5,400		
	接着用プライマー	区画線用	k g	30	485	14,550		
	軽油		L	126	128	16,128		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		20,426		
	計					1,445,000		
	単価					1,445	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
	防護柵撤去工（ガードレール撤去工）	土中建込・標準型 Gr-B-4E 有 無	単位	m	数量	1	単価	2,172
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ガードレール撤去工 土中建込用		G r - A、B、C - 4 E	m	1	2,172.6	2,172		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						2,172		
単価						2,172	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
	防護柵撤去工（ガードパイプ撤去工）	土中建込 有 無	単位	m	数量	1	単価	4,743
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ガードパイプ撤去工 土中建込用		G p - A p、B p、C p - 2 E	m	1	4,743	4,743		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						4,743		
単価						4,743	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
	標識柱・基礎撤去（路側式）	単柱式（基礎含む）2基以下 無 有	単位	基	数量	1	単価	40,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
標識柱・基礎撤去（路側式）		単柱式 φ 6 0 . 5 ～ φ 1 0 1 . 6	基	1	40,700.47	40,700		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						40,700		
単価						40,700	円／基	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
	標識板撤去（警戒・規制・指示・路線番号標識）	3～4基 無 有	単位	基	数量	1	単価	5,610
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
標識板撤去 警戒 規制 指示 路線番号標識			基	1	5,610.04	5,610		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						5,610		
単価						5,610	円／基	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
	標識柱撤去（片持式・門型式）	片持式 400kg未満/基 2基 無 有	単位	基	数量	1	単価	54,410
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
標識柱撤去（片持式）		4 0 0 k g 未満	基	1	54,403.65	54,403		
諸雑費（まるめ）			式	1		7		
計						54,410		
単価						54,410	円／基	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
	標識板撤去（添架式）	照明柱・既設標識柱に取付け 無 有	単位	基	数量	1	単価	9,519
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
標識板撤去（添架式）		照明柱 既設標識柱 金具撤去含	基	1	9,519.25	9,519		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						9,519		
単価						9,519	円／基	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50
	標識柱撤去（片持式・門型式）	片持式 400kg以上/基 2基 無 有	単位	基	数量	1	単価 74, 450
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱撤去（片持式）		4 0 0 k g 以上	基	1	74, 447. 1	74, 447	
諸雑費（まるめ）			式	1		3	
計						74, 450	
単価						74, 450	円／基

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50
	標識板撤去(案内標識(路側式・片持式・門型式))	2. 0m2以上 10m2以上 無 有	単位	m 2	数量	1	単価 9, 271
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板撤去（案内標識（路側式・片持式・門型式））		2. 0 m 2 以上	m 2	1	9, 271. 8	9, 271	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						9, 271	
単価						9, 271	円／m 2

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	道路照明灯撤去	高さ:GL8～12m 重量:350kg以下 割増あり 1.22無	単位	基	数量	10	単価	23, 090
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	2. 5	44, 829	112, 072		
普通作業員			人	2	38, 862	77, 724		
トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型]		4. 9 t 吊	日	0. 85	48, 312	41, 065		
諸雑費（まるめ）			式	1		39		
計						230, 900		
単価						23, 090	円／基	

参考資料（１）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 有り 必要	単位	m 3	数量	1	単価	15, 650
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
無筋構造物		夜間 機械施工 制約無	m 3	1	15, 650. 96	15, 650		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						15, 650		
単価						15, 650	円／m 3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
	構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 有り 必要	単位	m 3	数量	1	単価	28, 510
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋構造物		夜間 機械施工 制約無	m 3	1	28, 502. 9	28, 502		
諸雑費（まるめ）			式	1		8		
計						28, 510		
単価						28, 510	円／m 3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
	蓋版	再利用撤去 有り 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	389. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版コンクリート・鋼製		4 0 k g 以下 夜 無	枚	100	389. 55	38, 955		
諸雑費（まるめ）			式	1		5		
計						38, 960		
単価						389. 6	円／枚	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価	5, 170
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費【夜間】		アスファルト殻 埼玉14 （株）カ`イート 白岡合材工場	m 3	100	5, 170	517, 000		
計						517, 000		
単価						5, 170	円／m 3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価	8,272
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費【夜間】		コンクリート殻(無筋)埼玉14（株）カイト 白岡合材工場	m ³	100	8,272	827,200		
計						827,200		
単価						8,272	円／m ³	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-50	
	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価	13,750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費【夜間】		コンクリート殻(有筋) 埼玉14（株）カイト 白岡合材工場	m ³	100	13,750	1,375,000		
計						1,375,000		
単価						13,750	円／m ³	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	単位	時間	数量	1	単価	9,552
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	0.17	41,004	6,970		
	軽油		L	5.4	128	691		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	1	1,800	1,800		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	1	91	91		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					9,552		
	単価					9,552	円／時間	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	バックホウ（クローラ）〔標準〕	排ガス型（第１次） 山積０．２８ｍ³	単位	時間	数量	1	単価	10,440
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	0.17	46,971	7,985		
軽油			L	5.9	128	755		
バックホウ（クローラ）〔標準〕		排ガス型（第１次） 山積０．２８ｍ³	時間	1	1,700	1,700		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						10,440		
単価						10,440	円／時間	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	28, 620
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人	1	28, 611	28, 611		
諸雑費（まるめ）			式	1		9		
計						28, 620		
単価						28, 620	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-50	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	25, 560
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	25, 551	25, 551		
諸雑費（まるめ）			式	1		9		
計						25, 560		
単価						25, 560	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	貨物自動車による運搬（１車１回）	路面切削機（ホイル式・廃材積込装置付）2.0m 9.9km 無 有 4223円	単位	台	数量	1	単価	75,230
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 20kmまで	台	1	71,000	71,000		
	貨物自動車運送料金	運搬中の賃料（損料）K（K'）	台	1	4,223	4,223		
	諸雑費（まるめ）		式	1		7		
	計					75,230		
	単価					75,230	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	土質等試験費（一式入力）	30千円	単位	式	数量	1	単価	30, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土質等試験費		式	1		30, 000		
	計					30, 000		
	単価					30, 000	円／式	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	バックホ運転	クローラ型 山積0.45m3 平積0.35m3 クレーン2.9t吊	単位	日	数量	1	単価	63,030
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	46,971	46,971		
軽油			L	67	128	8,576		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕			日	1.14	6,560	7,478		
諸雑費（まるめ）			式	1		5		
計						63,030		
単価						63,030	円／日	

R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	140, 738, 221
(2) 共通仮設費 -----	15, 872, 675
(3) 純工事費 -----	156, 610, 896

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	61, 755, 000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	218, 365, 896
-----------------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額) -----	33, 484, 104
------------------------	--------------

(8') その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	0
-------------------	---

(10) 工事価格 -----	251, 850, 000
-----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	25, 185, 000
-------------------	--------------

(12) 請負工事価格 -----	277, 035, 000
-------------------	---------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	251, 850, 000
--------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	252, 065, 000
-------------------	---------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	229, 150, 000
---------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額)	33, 491, 391	)
-------------------	--------------	---

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	140,738,221	直接工事費	140,738,221	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	6,065,532	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		1,843,386				
管理費区分1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		1,843,386	（全処分費等のうち3％または3 0 0 0 万円を超える額 ）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		138,894,835	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		134,672,689		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		5.97 %		0 %		
施工地域等補正		1.5	ICT施工補正	1		
率（補正後）		9.14 %	（8.96% × 週休1.02）			
計上額		12,694,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	134,672,689	直接工事費	140,738,221		
非対象額計（一）	6,065,532				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	6,065,532	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	134,672,689	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	2.18 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	2.18 %				
計上額	2,935,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	243,675				
運搬費	150,500	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	93,175
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					15,872,675

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	156,610,896	単独（追加工事）直接工事費	140,738,221	単独（追加工事）共通仮設費	15,872,675
非対象額計（－）	1,873,386				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	30,000	（間接費非対象額）			
管理費区分T	1,843,386	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	154,737,510	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	150,515,364		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	32.29 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	39.91 %（38.75% × 週休1.03）		0 %		
計上額	61,755,000		0		0
			11,761,395（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	大宮国道事務所 工務課	工事番号	2025120018	第 0 回変更
発注年月	令和07年11月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種
			道路維持工事	

工事原価	218,365,896				
純工事費	156,610,896	現場管理費	61,755,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	1,873,386				
管理費区分 9	30,000	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	1,843,386	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	216,492,510	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	212,270,364	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	216,492,510				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	15.43 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	33,484,104				
業務委託料等	0				
調査基準価格	252,065,000				
調査基準価格の100/110	229,150,000	（ 90.99 % ）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事

国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路改良		式		1		
道路土工		式		1		
掘削工		式		1		
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000 m3未満	m3		2,100		
土砂等運搬 現場→仮置場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		2,100		
整地 仮置場	残土受入れ地での処理	m3		2,100		
路体盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3		60		
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		20		
積込(ルーズ) 仮置場	土砂 土量50,000m3未満	m3		100		
土砂等運搬 仮置場→現場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		100		

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事

国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路改良		式		1		
道路土工		式		1		
掘削工		式		1		
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000 m3未満	m3		2,100		
土砂等運搬 現場→仮置場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		2,100		
整地 仮置場	残土受入れ地での処理	m3		2,100		
路体盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3		60		
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		20		
積込(ルーズ) 仮置場	土砂 土量50,000m3未満	m3		100		
土砂等運搬 仮置場→現場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		100		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
残土処理工		式		1		
積込(ルース) 仮置場 【昼間】	土砂 土量50,000m3未満	m3		2,000		
土砂等運搬 仮置場→熊谷BP 【昼間】	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		2,000		
整地 熊谷BP 【昼間】	残土受入れ地での処理	m3		2,000		
地盤改良工		式		1		
路床安定処理工		式		1		
安定処理	1m以下 固化材100m2あたり使用量 11 .6t/100m2 セメント系固化材	m2		2,010		
擁壁工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
残土処理工		式		1		
積込(ルース) 仮置場 【昼間】	土砂 土量50,000m3未満	m3		2,000		
土砂等運搬 仮置場→熊谷BP 【昼間】	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		2,000		
整地 熊谷BP 【昼間】	残土受入れ地での処理	m3		2,000		
地盤改良工		式		1		
路床安定処理工		式		1		
安定処理	1m以下 固化材100m2あたり使用量 11 .6t/100m2 セメント系固化材	m2		2,010		
擁壁工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
基面整正		式		1		
土砂等運搬 現場→仮置場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地 仮置場	残土受入れ地での処理	式		1		
積込(ルーズ) 仮置場	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
土砂等運搬 仮置場→現場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
積込(ルーズ) 仮置場 【昼間】	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
土砂等運搬 仮置場→熊谷BP 【昼間】	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地 熊谷BP 【昼間】	残土受入れ地での処理	式		1		
プレキャスト擁壁工		式		1		
プレキャスト擁壁	幅 70 c m 0.5m以上1.0m以下 18-8-25(20) (高炉)	m		72		
場所打擁壁工(構造物単位)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
小型擁壁	0.8m以上1.0m以下 18-8-25(高炉)	m3		17		
道路維持		式		1		
舗装工		式		1		
アスファルト舗装工		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	m2		1,880		
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 150mm	m2		1,880		
上層路盤(車道・路肩部)	再生瀝青安定処理材(40) 仕上り厚 80mm	m2		1,880		
基層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		1,880		
基層(車道・路肩部)	各種(2.30以上2.40t/m3未満) 改質As 粗粒Ⅱ型(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		1,740		
排水性舗装工		式		1		
排水性舗装・表層(車道・路肩部) 端部処理	ポーラスアスコン(13) W=1.4m未満	m2		139		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
排水性舗装・表層 (車道・路肩部)	ポ ーラスアスコン(13) W=2.4m以上	m2		1,880		
路面切削工		式		1		
路面切削	全面切削6cm以下(4000m2以下) 段差 すりつけ撤去作業無	m2		3,230		
殻運搬(路面切削)	切削材	m3		161		
殻処分	アスファルト殻(切削材)	m3		161		
オーバーレイ工 (本線) 嵩上げ5cm以下		式		1		
中間層(車道・路肩部)	各種(2.30以上2.40t/m3未満) 改質As 粗粒Ⅱ型(20) 舗装厚 50mm 3.0m 超	m2		2,570		
排水性舗装・表層 (車道・路肩部)	ポ ーラスアスコン(13) W=2.4m以上	m2		2,570		
オーバーレイ工 (本線) 嵩上げ5～15cm以下		式		1		
基層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 100mm 3.0m超	m2		666		
中間層(車道・路肩部)	各種(2.30以上2.40t/m3未満) 改質As 粗粒Ⅱ型(20) 舗装厚 50mm 3.0m 超	m2		666		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
排水性舗装・表層 (車道・路肩部)	ポーラスアスコン(13) W=2.4m以上	m2		666		
アスファルト舗装工 支道取付部		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 190mm	m2		131		
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 150mm	m2		131		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		131		
透水性舗装工 (歩道)		式		1		
フィルター層	再生砂 仕上り厚 100mm	m2		1,070		
下層路盤(歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 100mm	m2		1,070		
表層 (歩道部)	透水性アスコン 開粒度タイプ 2.4m以上 舗装厚 40mm	m2		1,070		
アスファルト舗装工 (歩道乗入部) 4m<W≤8m		式		1		
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 250mm	m2		94		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
基層 (歩道部)	各種 (2.30以上2.40t/m3未満) 再生粗 粒度アスコン (20) 舗装厚 50mm 1.4m以 上	m2		94		
表層 (歩道部)	各種 (2.30以上2.40t/m3未満) 再生密 粒度アスコン (20) 舗装厚 50mm 1.4m以 上	m2		94		
アスファルト舗装工 (歩道乗入部) 8m<W		式		1		
上層路盤 (歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 3 00mm	m2		72		
基層 (歩道部)	各種 (2.30以上2.40t/m3未満) 再生粗 粒度アスコン (20) 舗装厚 100mm 1.4m 以上	m2		72		
表層 (歩道部)	各種 (2.30以上2.40t/m3未満) 再生密 粒度アスコン (20) 舗装厚 50mm 1.4m以 上	m2		72		
排水構造物工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り (1)	土砂	式		1		
床掘り (2)	土砂	式		1		
埋戻し (1)	土砂	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
埋戻し (2)	土砂	式		1		
基面整正		式		1		
土砂等運搬 現場→仮置場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地 仮置場	残土受入れ地での処理	式		1		
積込(ルーズ) 仮置場	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
土砂等運搬 仮置場→現場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
積込(ルーズ) 仮置場 【昼間】	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
土砂等運搬 仮置場→熊谷BP 【昼間】	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地 熊谷BP 【昼間】	残土受入れ地での処理	式		1		
側溝工		式		1		
L型側溝(1)	摺付部	m		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
L型側溝 (2)	乗入部	m		15		
管 (函) 渠型側溝 (1)	幅 30 c m 高さ 40 c m	m		54		
管 (函) 渠型側溝 (2)	幅 40 c m 高さ 40 c m	m		187		
管 (函) 渠型側溝 (3)	幅 40 c m 高さ 50 c m	m		157		
縦断函渠 (1)	幅30cm 高さ40cm	m		15		
縦断函渠 (2)	幅40cm 高さ40cm	m		10		
コンクリート側溝 (車道用)	300×300×4000 蓋390×100×600	m		24		
集水枿・マンホール工		式		1		
現場打ち集水枿 (1)	500×500×600 (車道用) グレチング 蓋	箇所		2		
函渠型側溝枿 (1)	300×400×1000	箇所		4		
函渠型側溝枿 (2)	400×400×1000	箇所		11		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
函渠型側溝柵 (3)	400×500×1000	箇所		9		
縁石工		式		1		
縁石工		式		1		
歩車道境界ブロック (1)	198/234×100/70×1000	m		16		
歩車道境界ブロック (2)	180/205×250×2000	m		379		
歩車道境界ブロック (3)	180～198/205～234×250～100/70×600	m		9		
歩車道境界ブロック (4)	240/250×150/70×600	m		34		
地先境界ブロック	A種 (120×120×600)	m		222		
防護柵工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
埋戻し	土砂	式		1		
路側防護柵工		式		1		
置式ガードレール設置・撤去	Gr-B-2B H300×300 L=5.0m	m		456		
防止柵工		式		1		
転落(横断)防止柵	柵高 0.8m 土中建込	m		380		
車止めポスト工		式		1		
車止めポスト	車止めポスト径 114.3mm 車止めポスト長さ 1300mm	本		4		
区画線工		式		1		
区画線工		式		1		
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装有	m		900		
溶融式区画線	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装有	m		370		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
溶融式区画線	溶融式手動 破線 30cm 厚1.5mm 排水性舗装有	m		38		
溶融式区画線	溶融式手動 セヅラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装有	m		9		
溶融式区画線	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装有	m		36		
溶融式区画線	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装有 黄	m		23		
構造物撤去工		式		1		
防護柵撤去工		式		1		
防護柵撤去 (ガードレール)		m		72		
防護柵撤去 (ガードパイプ)		m		1		
標識撤去工		式		1		
標識撤去 (1)	規制標識 路側式	基		2		
標識撤去 (2)	規制標識 片持式	基		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
標識撤去 (3)	規制標識 添架式	基		1		
標識撤去 (4)	電光揭示板 片持式	基		1		
道路照明設備撤去工		式		1		
道路照明灯撤去	高さ：GL8～12m	基		6		
構造物取壊し工		式		1		
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3		61		
コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3		195		
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	m		18		
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 15 c m	m2		3,520		
排水構造物撤去工		式		1		
暗渠排水管撤去	撤去 φ 150	m		3		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
暗渠排水管撤去	撤去 φ 200	m		57		
蓋版撤去	グレーチング 蓋	枚		4		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	アスファルト殻	m3		396		
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3		61		
殻運搬	コンクリート殻(鉄筋)	m3		195		
殻処分	アスファルト殻	m3		396		
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3		61		
殻処分	コンクリート殻(鉄筋)	m3		195		
現場発生品運搬	塩ビ管、グレーチング 蓋、ガードレール、ガードハ イプ、規制標識、電光掲示板、照明灯	t		4. 12		
応急処理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
応急処理工		式		1		
応急処理工 (20～6h)		式		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員	交通誘導警備員 A	人日		90		
交通誘導警備員	交通誘導警備員 B	人日		180		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費	路面切削機	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
技術管理費		式		1		
土質等試験費	六価カドミ溶出試験費	式		1		
道路施設基本データ作成費用		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事						(当 初)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
工事費計		式		1			

令和7年度

R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事

特記仕様書

令和7年12月

国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等(契約書第10条)

本工事の主任技術者又は監理技術者は、次に掲げる基準を満たす者を専任で配置することとする。

- (1) 主任技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。
 - ① 1級建設機械施工技士の資格を有する者
 - ② 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。))、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者
 - ③ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ④ 本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者
- (2) 監理技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- ① 1級建設機械施工技士の資格を有する者
- ② 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。))、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者
- ③ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場

を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - （5）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は埼玉県内の工事でなければならない。
 - （6）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （7）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること
 - 1）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（C O R I N Sの写し）
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（5）～（8）について施工計画書へ記

載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

自）埼玉県さいたま市西区三橋 緯度 35° 54' 34" 経度 139° 35' 40"
至）埼玉県さいたま市西区三橋 緯度 35° 54' 52" 経度 139° 35' 36"

第8条 コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）※1

本工事は、一般国道〇号〇〇道路における、舗装・標識工事である。

主な工種は舗装工・標識工であり、それぞれ〇〇m²、〇基を予定している。

※1 具体的な記載内容については、入札公告1. 工事の概要（3）工事内容、
（4）工事概算数量に記載する文章と同じでよい。

第9条 コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
平成30年度新大宮上尾道路詳細設計他その1業務	4034986497

第10条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社
	印



注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第 11 条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
 2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。
 - （1）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - （2）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - （3）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は、大宮国道事務所のホームページにより公表する。
 - （4）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
- なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－ 1	積算内訳書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－ 2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－ 3	元請の手持ち資料の当初と実績の比較表
比較表－ 4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－ 5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－ 6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－ 7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－ 8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査 （工事費）	元請、下請の工事費内訳

第12条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第13条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

①防護柵工

第14条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第15条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和7年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第16条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第17条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第18条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に1回以上開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第19条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第20条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第21条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第22条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第23条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第24条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第25条 工事現場発生品

1. 道路の切廻し施工による発生品の引き渡し場所は、大宮出張所（運搬距離 L=3.1 km）とする。
2. 現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	摘要
塩ビ管	φ150	m	3.5	
	φ200	m	57.5	
グレーチング 蓋	500×350×60	枚	4	
ガードレール	Gr-B-4E	m	72.3	
ガードパイプ	Gp-Bp-2E	m	1.5	
規制標識	路側式-1	基	2	
	片持式-2	基	1	
	添加式	基	1	
電光掲示板	片持式	基	1	
照明灯		基	6	

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第26条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

1. 受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	As量4.0%再生瀝青安定処理	上層路盤（車道）
	As量5.0%粗粒再生	基層（車道、歩道）
	As量5.5%密粒再生	表層（車道、歩道）
再生粒度調整碎石	RM-40	上層路盤（車道、歩道）
再生クラッシャーラン	RC-40	下層路盤（車道、歩道）
再生コンクリート砂	Rs	フィルター層

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

また、上記に示す再生コンクリート砂の使用箇所は、透水性を有し、浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所であることから、六価クロムについて、土壌の汚染に係る環境基準に適合していなければならない。確認方法は、平成3年8月23日付け環境庁告示46号に規定される測定方法に基づき実施するものとする。また、測定試料は再生コンクリート砂製品を直接使用し、1購入先当たり1検体の測定試験を実施するものとする。

2. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

- （1）分別解体等の方法

工程ごと作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （舗装・撤去）	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材の廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
コンクリート(無筋) 【夜間】	株) ガイアート 白岡合材工場	埼玉県白岡市篠津字立野 834-4
コンクリート(有筋) 【夜間】		
アスファルト(掘削材) 【夜間】		
アスファルト(切削材) 【夜間】		

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

(株) ガイアート 白岡合材工 : 17時00分 ~ 8時00分

3. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再生資源化等が完了した年月日
- ・再生資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再生資源化等に要した費用

4. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第27条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第28条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022(再生骨材Mを用いたコンクリート)、JIS A 5023(再生骨材Lを用いたコンクリート)により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365(プレストキャストコンクリート製品—検査方法

通則)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第29条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第30条 工事完成図の作成、納品

完成図等の作成について

受注者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

提出資料

【電子データ（CD入り）】

- ・ 完成平面図SXF データ（.P21）
- ・ 完成縦断面図SXF データ（.P21）
- ・ 完成平面図：属性XML データ（拡張子 .saf）

【出力資料（道路工事完成図等作成要領p73 参照）】

- ・ チェック結果記録
- ・ 完成平面図
- ・ 完成縦断面図
- ・ 「完成平面図」チェック結果記録
- ・ 道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第31条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領（令和7年3月改定）の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第32条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第33条 ICT活用工事（土工）について

１．ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事であ

る。

2. 定義

- (1) i-Construction とは、ICT 施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けて ICT 施工技術を活用した工事（ICT 活用工事）を実施するものとする。
- (2) ICT 活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT を全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種に ICT 施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8により ICT 施工技術の活用を行うことができる。
4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関する ICT 施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。
5. ICT 施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT 活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000㎡未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記1)～7)以外の従来手法による起工測量を実施しても ICT 活用工事とする。

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT 建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT 建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示す ICT 建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するにあたっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができ

る。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

(2) 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わると、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設

定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

- ６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

- ７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
- ８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３４条 ＩＣＴ活用工事（舗装工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

- （１）i-Constructionとは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。
- （２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。

対象は、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事または、舗装を含む工事とする。

- ① ３次元起工測量
- ② ３次元設計データ作成
- ③ ＩＣＴ建設機械による施工
- ④ ３次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ ３次元データの納品

- ３．受注者は、舗装工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。
- ４．原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし舗装工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、舗装工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術

の活用を提案・協議した場合は、舗装工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～4)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事及び設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が効率的と判断された場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量

②3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。

1) 3次元MC建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。

但し現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m²以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)とし、以下1)2)から選択(複数以上可)して実施するものとする。

また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下1)～2)を原則とするが、現場条件等により以下3)～4)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 4) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理

なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

なお、表層以外については従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。
6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第35条 ICT活用工事（舗装工（修繕工））について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

- (1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。
- (2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを活用する工事である。また、以下の①～⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。

対象は、切削オーバーレイ工事または路面切削工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。
4. 原則、本工事においては上記①～⑤の段階でICT施工技術を活用することとし舗装工（修繕工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。
5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

（発注者から3次元測量データを貸与できる場合）

発注者から貸与する3次元測量データ（地上移動体搭載型レーザースキャナー等を

用いたデータ）を活用することを基本とする。なお、必要に応じて受注者が3次元測量データの取得する場合は、以下1）～3）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択するものとし、監督職員と協議する。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

（発注者から3次元測量データを貸与できない場合）

受注者は、交通規制を削減し、以下1）～3）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。起工測量は、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択する。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② 3次元設計データ等作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下1) 2) に示すICT建設機械により施工を実施するものとし、切削指示値等に積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

なお、ICT建設機械の調達が困難な場合は、監督職員と協議して従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

- 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械
- 2) 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

なお、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに切削深さの計測・記録する方法としては、外部計測機による切削装置の計測の他切削装置に表示される指示値を取得する方法などがある。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

なお、監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施した場合は従来手法による施工管理を実施する。

（1）出来形管理

3次元MCまたは3次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1) 2) から選択（複数以上可）して実施するものとする。

- 1) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 2) 地上写真測量を用いた出来形管理

3次元位置を用いた施工管理システムを使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計

測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3)により実施するものとする。

3) 施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。
9. 活用方式が複数該当する場合は、契約後、協議により実施を決定する。

第36条 ICT活用工事（地盤改良工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

- (1) i-Constructionとは、ICTの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。
- (2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。

対象は、土工を含む一般土木工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。
4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし地盤改良工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。
5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。
 - ① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択できる。

また、地盤改良の前施工としてICT土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データ、施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

②3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、ICT地盤改良工の3次元設計データとは、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(固結工 スラリー攪拌工編)」で定義する地盤改良設計データのことを言う。

③ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下1) 2)に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

1) 3次元MG機能を持つ地盤改良機※

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。

2) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

④3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下1)の出来形管理を行うものとする。

1) 施工履歴データを用いた出来形管理

受注者は地盤改良の出来形管理について施工履歴データにより行うこととするが、改良土を盛立てるなど履歴データによる管理が非効率となる部分について監督職員との協議の上、従来手法による出来形管理を行っても良い。ただし改良範囲の施工履歴データは⑤によって納品するものとする。

⑤3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。

また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

る。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第37条 ICT活用工事（擁壁工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

- (1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。
- (2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。

対象は、擁壁工等を含む一般土木工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。
4. 原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することとする。擁壁工等についての施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。
5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、擁壁工等の関連施工としてICT土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

②3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工等と併せて行うが、ICT擁壁工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必要としない。

なお、ICT擁壁工の3次元設計データとは、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（擁壁工編）で定義する擁壁工設計データのことを言う。

③該当なし

④3次元出来形管理等の施工管理

（1）出来形管理

擁壁工の施工管理において、以下1）～7）の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下1）～4）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1）～7）のICT施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなど出来形管理を行っても良いものとする。

（2）出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記（1）で定める計測技術を用い以下1）の出来形管理要領によるものとする。

- 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

（3）出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①②④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要

な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第38条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第39条 ICT活用工事の費用について

①土工

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ ICT活用工事（土工1,000㎡以上）積算要領
- ・ ICT活用工事（土工1,000㎡未満）積算要領
- ・ ICT活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2
- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行

わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
 - 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

②舗装工

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工及び付帯設備設置工に関するＩＣＴ施工技術の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領

なお、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方は以下のとおりである。

- (1) ３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

- (2) ３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：１.２

・現場管理費率補正係数：１.１

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）２）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工以外の工種に関するＩＣＴ活用について発注者へ提案・協議を行う。また、舗装工についてもＩＣＴ活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ＩＣＴ活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

③舗装工（修繕工）

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

④地盤改良工

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ ICT活用工事（地盤改良工）（安定処理）積算要領

・ ICT活用工事（地盤改良工）（中層混合処理）積算要領

・ ICT活用工事（地盤改良工）（スラリー攪拌工）積算要領

・ ICT活用工事（地盤改良工）（ペーパードレーン工）積算要領

・ ICT活用工事（地盤改良工）（サンドコンパクションパイル工）積算要領

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

⑤擁壁工

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（1）（2）により費用を計上することとする。

・ ICT活用工事（擁壁工）積算要領

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、擁壁工（ICT）と同時に実施する土工（ICT）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の5)～7)による出来形管理を実施した場合は、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第40条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第41条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法900mm×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第42条 BIM/CIM適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料1 推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考にして、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。3次元モデルを作成または加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

活用内容	活用内容の詳細
〔義務項目〕	
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
2次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、2次元図面を理解する際の参考にする。
現場作業員等への説明	詳細設計等で作成された3次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。
〔推奨項目〕	
視認性の確認	3次元モデルにおいて歩行者や車の走行の視点から死角、信号・看板等の視認性を確認する。
重ね合わせによる確認	3次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。
現場条件の確認	3次元モデルに建機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないかを確認する。
施工ステップの確認	一連の施工工程のステップごとの3次元モデルで施工可能かどうか確認する。
施工数量算出	3次元モデルを利用し、体積、面積、員数等を算出する。
施工管理での活用	3次元モデルとAR、レーザー測量等を組み合わせて、出来形の計測・管理等に活用する。
〔3次元モデル作成の目安〕	
詳細度	200～300程度※1 ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM取扱要領「附属資料2 オブジェクト分類」を参照）。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

1) 工事概要

- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成担当者
- 8) 3次元モデルの作成・活用に要する費用
2. BIM/CIM 実施報告書の作成
BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。
 - 9) 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
 - 10) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）
3. 成果物の納品
以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。
 - 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
 - 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
 - 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）
4. 貸与資料
本工事に関連する以下の業務等において作成した3次元モデルのデータを貸与することができる。
 - ・平成30年度新大宮上尾道路詳細設計他その1業務
5. その他
最新の情報はBIM/CIMポータルサイト (<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第43条 DX データセンターの使用

本工事はDX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DXデータセンターの詳細については、DXデータセンターの参考資料 (<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>) 及びポータルサイト (<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>) を参照すること。

第44条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

- Ⅱ. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- Ⅲ. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- Ⅳ. 足場・法面等からの墜落事故防止
- Ⅴ. 地下埋設物の損傷事故防止
- Ⅵ. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- Ⅶ. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板的記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通整理員（延人数）	備考
全ての工種	夜間作業	270人（うち有資格誘導員90人）	交代要員含む
合計		270人（うち有資格誘導員90人）	

6. 試掘及び埋設物の防護

地盤改良工の施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
7. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第45条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
 - (1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
 - (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

 - ①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又はWBGTが25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

④上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（3）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まれない。

（4）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（5）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{基準日から工期末までの真夏日}}{\text{工期}}$$

（6）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費に加算する。なお、補正は契約変更において行うものとする。

$$\text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※真夏日補正係数：1. 2

第46条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
 - ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。
4. 認定技術者の認証期間
認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。
5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い
認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第47条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第48条 事業損失防止施設

工事施工箇所の近接の建物等について工事施工の事前・事後調査は当初見込んでいないが、必要な場合には監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

なお、工事施工期間中、工事箇所近接に影響があった場合には、速やかに状況を調査し、監督職員に報告しなければならない。

第49条 仮設工等の段階点検

受注者は、仮設工の計画、設計及び施工における下記段階及び内容について、監督職員の指示する書式に従い、確認し、提出するものとする。

- (1) 仮設工の設計完了段階（指定仮設については、発注者から提示された設計図書の内容検討完了段階）

現地条件と整合した設計条件で設計され適切な仮設計画書が作成されているかを確認する。（なお、指定仮設については発注者から提示された設計図書が現地条件と整合した設計条件で設計され、安全確保された設計図書になっているかを確認する）

- (2) 仮設工の施工中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

- (3) 仮設工の施工完了段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

- (4) 仮設工の撤去中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

第50条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第51条 交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第52条 環境対策

舗装版切断作業においては、騒音防止を施した機械を用い、取り壊し作業にあたっては、破砕機（油圧ジャッキ式）を使用するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、取り壊し材の二次破砕作業を現場内で行ってはならない。

第53条 特定調達品目の調達実績の調査

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和8年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第54条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第55条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第56条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物

の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第57条 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第58条 交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書 1-1-1-36 交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-39 官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第59条 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第60条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - （1）仮設備関係
昇降設備の充実を実施するものとする。
 - （2）営繕関係
現場事務所の快適化、現場休憩所の快適化を実施するものとする。
 - （3）安全関係

盗難防止対策（警報機等）を実施するものとする。

（４）地域連携

デザイン工事看板（各工事PR看板含む）を実施するものとする。

- 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
- 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第61条 工期

- 工期は、雨天、休日等を見込み、工事の始期から365日間とする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

項 目	日数又は期間	摘 要
① 準備期間	50日間	
② 後片付け期間	20日間	
③ 雨休率（猛暑日補正無し）（実働工期日数に休日と悪天候による作業不能日※を見込むための係数）	0.70	
④ GW工事抑制期間	令和8年 4月25日～令和8年 5月 5日	車線規制を伴う工種が施工不可
⑤ 旧盆夏休工事抑制期間	令和8年 8月 8日～令和8年 8月16日	
⑥ 年末年始工事抑制期間	令和8年12月26日～令和9年 1月 3日	
⑦ 年度末工事抑制期間	令和8年 3月 1日～令和8年 3月31日 令和9年 3月 1日～令和9年 3月31日	

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：24日間

（過去5か年（2020年～2024年）の気象庁（さいたま観測所）より年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日））

- 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 占用物件に関する工事は、上（下）り線施工時には、下（上）り線を占有者が施工予定である。

これにより難しい場合は、監督職員と協議し設計変更の対象とする。

- 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

エ 期：工事の始期から３６５日間

（但し、令和８年４月１日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

※契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から３６５日間で工事を完了させること。

第６２条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第６３条 工事工程表の開示の試行工事

- １．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
- ２．工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
- ３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
- ４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第６４条 週休２日制適用工事

- １．本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。
受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。
- ２．週休２日の考え方は下記のとおりである。
 - １）週休２日
 - ①完全週休２日（土日）
対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にかが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。
- 完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。
10. 週休2日の労務費の補正対象は公共工事設計労務単価の51職種であるため、設計業務委託等の技術者単価については週休2日の補正対象とならない。

第65条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
- 工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。
- なお、本工事の降雨降雪日は、さいたま観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第66条 担い手確保・育成貢献について

本工事は建設産業の担い手の確保・育成工事に関する取り組みが優れた工事について、企業に対して表彰を行う「大宮国道事務所建設産業担い手確保・育成貢献工事表彰制度」の対象工事であり、受注者は、自ら立案実施した担い手の確保対策や育成貢献のための取り組みにおいて評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式「別紙ー8（1）～（2）」により、監督職員に提出する事ができる。

第67条 個人情報の取扱について

1. 基本的事項
- 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
2. 秘密の保持
- 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
3. 取得の制限
- 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。
4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

（1）受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙ー2）を発注者に提出しなければならない。

（2）前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第68条 施工時期及び施工時間の変更

1. 作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	積込（ルーズ） 仮置場	8時00分～17時00分

	土砂等運搬 仮置場→熊谷BP 整地 熊谷BP	
夜間作業	上記を除く全ての工事	20時00分～5時00分

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。
各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場所は、監督職員の協議をするものとする。

2. 制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期

本工事は下記に示す内容等について関係機関と協議中である。

1) 協議内容

国道17号新大宮バイパスにおける切廻し道路に関する協議

2) 協議機関

埼玉県警察

3) 協議箇所

三橋五丁目（北）交差点～三橋六丁目交差点。

4) 制約を受ける施工内容

切廻し道路に関わる工種

5) 協議成立見込み時期

協議の成立見込み時期等は、下記のとおりである。

令和8年3月頃

なお、この区間の工事開始の時期は監督職員の指示によるものとする。

3. ガス、電気、電話、水道等の施設と近接について

本工事は下記に示す内容等について関係機関と協議中である。

1) 協議内容

浅層埋設による既設管の占用者協議

2) 協議機関

①電力：東京電力ホールディングス株式会社

(東京電力パワーグリッド埼玉総支社)

②通信：東日本電信電話株式会社（NTTインフラネット株式会社）

③水道：さいたま市水道局

④下水：さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課

3) 協議箇所

三橋五丁目（北）交差点～三橋六丁目交差点。

4) 制約を受ける施工内容

切廻し道路に関わる工種

5) 協議成立見込み時期

協議の成立見込み時期等は、下記のとおりである。

令和8年3月頃

なお、この区間の工事開始の時期は監督職員の指示によるものとする。

第69条 他工事との調整

1. 下記工事の受注業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	発注者	施工範囲	工期（予定）
R7国道17号上尾道路外環境整備その2工事	国土交通省	自)埼玉県さいたま市中央区円阿弥 至)埼玉県上尾市地頭方	令和7年4月～ 令和8年3月

R8 国道17号新大宮上尾 道路外環境整備工事	国土交通省	自) 埼玉県さいたま市中央区円阿弥 至) 埼玉県上尾市地頭方	令和8年4月～ 令和9年3月
----------------------------	-------	-----------------------------------	-------------------

第70条 占用物件

本工事に関連する占用物件については、下記のとおりである。

1. 占用物件名及び管理者

電力：東京電力ホールディングス株式会社（東京電力パワーグリッド埼玉総支社）

通信：東日本電信電話株式会社（NTTインフラネット株式会社）

水道：さいたま市水道局

下水：さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課

カーブミラー：さいたま市市民局市民安全課

本工事に関連する占用物件の撤去、移設防護及び復旧工事については、各占用物件の管理者（企業）が処理するものとする。

第71条 工事支障物件

占用物件等の調整内容

本工事に関連する占用物件の撤去、移設防護及び復旧工事については、下記のとおりである。

1) 支障物件名及び管理者

支障物件一覧（別紙－9）のとおり。（電柱二次占有者は調整中）

2) 位置

支障物件一覧のとおり。

3) 移設時期

令和8年6月頃

4) 工事方法

開削工法等

本工事に関連する占用物件の撤去、移設防護及び復旧工事については、各占用物件の管理者（企業）が処理するものとする。

移設時期等については下記によるものとする。

支障物件	管理者	管理者との 協議	移設時期	工事方法	立会
支障物件一 覧のとおり	支障物件一 覧のとおり	調整中	令和8年6月頃	開削工法等	調整中

5) 占用物件等の調整内容

本工事に関連する占用物件の撤去、移設、防護及び復旧工事については、施工状況に応じて各占用物件の管理者（企業）が処理するものとする。

第72条 概算・概略数量

本工事は、概略構造及び概略数量を示したものであり詳細については、監督職員の指示によるものとする。

詳細設計については、現在、別途行われているところであり、この成果の引き渡しは令和8年3月下旬とする。

対象工種

- ① 擁壁工 プレキャスト擁壁(逆L型擁壁)

第73条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第74条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第73条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第73条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－VE」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第75条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に記録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams、zoom等）」等、何れのシステムを利用してもよい。

（4）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（5）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（6）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第76条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 遠隔臨場による工事検査の実施

「遠隔臨場による工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWEB会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場による工事検査の対象

遠隔臨場による工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、7.3 検査項目の適応性を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

	工事実施	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

3. 遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（１）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声をWEB会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（２）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）やWEB会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（３）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月30日（国不建第273号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第77条 契約後VE方式

1. 定義

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. VE提案の意義及び範囲

- ①受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
- ②以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. VE提案書の提出

- ①受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（別紙様式ー〇1～〇4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- ②発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- ③受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- ④VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. VE提案の審査

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. VE提案の採否等

VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面（別紙様式-05）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. VE提案を採用した場合の設計変更等

- ①VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- ②前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- ③前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- ④VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。

7. VE提案の活用と保護

評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第78条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組を実施することができる。

本取組を実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第73条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認出来た場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第79条 六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また土質条件、施工条件等により試験方法に変更が生じた

場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数

路床安定処理工 バックホウ混合工法：配合設計段階 1 検体、施工後段階 3 検体
合計 4 検体

第 80 条 間接工事費実績変更方式

1. 本工事は、共通仮設費（率分）のうち、「運搬費」「安全費」（以下、実績変更対象費）について、工事請負契約締結後から工事着手前までの間に実施計画書の提出を求め、監督職員の承諾を得て実施された内容について、最終精算変更時にその金額を実績により変更する「間接工事費実績変更方式」の試行工事である。

なお、受注者から請負代金内訳書の提出があった後、工事費構成書にて予定価格に対する実績変更対象費の割合を提示する。

2. 実績変更対象費に含まれる共通仮設費（率分）は、下記によるものとする。

（1）運搬費

- 1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬（分解・組立を含む）
 - 2) 器材等（型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く）、作業車（PC橋片持ち架設工）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用仮設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライディングセントル等）の搬入、搬出及び現場内小運搬
 - 3) 建設機械の自走による運搬（トラッククレーン油圧伸縮ジブ型80t以上は対象外）
 - 4) 建設機械等（重建設機械を含む）の日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用
 - 5) 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬
- ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は対象外とする。
- 6) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用の中で、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～50t吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70t吊）の分解、組立及び輸送に要する費用

（2）安全費

- 1) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
- 2) 不稼働日の保安要員等の費用
- 3) 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
- 4) 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事、トンネル内舗装等工事）は除く）
- 5) 河川、海岸工事における救命艇に要する費用
- 6) 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事用連絡設備含む）
- 7) 酸素欠乏症の予防に要する費用
- 8) 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、対象外）
- 9) 安全用品等の費用
- 10) 安全委員会等に要する費用
- 11) 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライ

ン」における設備的防護対策に要する費用

3. 本工事では、実績変更対象費に係る部分についての実施計画書（実績変更対象費に係る実施内容を記載）及び概算金額計算書（実績変更対象費に係る費用の内訳を記載）を作成し、工事の着手前までに監督職員の承諾を得るものとする。

また、施工途中段階において、実績変更対象費の内容に変更が生じた場合、変更実施計画書及びそれに係る変更概算金額計算書を作成し監督職員の承諾を得るものとする。実績変更対象から外したい項目がある場合は、その内容について監督職員と協議するものとする。

4. 本工事における実績変更対象費に係る金額については、最終精算変更時点において、実績変更対象費の実績を踏まえて変更するものとする。また、最終精算変更時点において、実績変更対象費に実際に支払った証明書類（領収証、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を全て提出するものとし、証明書類の提出された金額にて変更するものである。

したがって、全ての証明書類の提出がない場合も、提出された証明書類をもって金額の変更をするものとする。

5. 最終精算変更にあたっては、発注者が土木工事標準積算基準書により算出した金額と受注者が実際に要した金額（証明書類の提出があった金額の合計）とを比較し、土木工事標準積算基準書により算出した金額より実際に要した金額が高い場合に実績にて精算変更を行う。
6. 受注者が提出した概算金額計算書と実際に要した金額とに大幅な乖離が生じている場合については、監督職員により妥当性の確認を行い、確認が出来ない場合は、積算の対象としない。したがって、当初に提出した概算金額計算書と大きく乖離が生じるものは、その都度監督職員の承諾を得て確認をすることとする。
7. 受注者の責による工事工程の遅れ等発注者の責に帰さない事由により金額が増加する場合は、その事由がなかったものとした金額にて変更を行うものとする。また、監督職員と未承諾の事項については、証明書類の提出があっても変更の対象としない。
8. 受注者から提出された資料に虚偽の申告が合った場合については、指名停止等の措置を行う場合がある。

第81条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第82条 低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時のCO₂ 排出量（コンクリートの材料のCO₂ 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が55%以上のもの又はこれと同等以上のCO₂ 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の施工前に、以下の分かる資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
- ・低炭素型コンクリート製品の見積書
- ・低炭素型コンクリート製品によるCO₂ 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が55%以上であること又は同等以上のCO₂ 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第83条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第84条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第85条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第86条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－12によるものとする。

第87条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第88条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第89条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料

④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第90条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 土 工

第91条 建設発生土の受け入れ地

1. 発生土の受け入れ場所は、熊谷バイパス（埼玉県鴻巣市箕田地先）とする。（運搬距離25.1km）
2. 発生土の受け入れ条件（小割、仮置き等）は、次のとおりとする。
 - （1）捨土の種類
最大寸法40mm以下の塊を含む発生土は可。
 - （2）受け入れ時間
9時30分～17時00分
 - （3）夜間発生土は、仮置して運搬受け入れするものとする。
仮置場所は、国道17号新大宮バイパス中央分離帯内（埼玉県さいたま市西区三橋地先）とする。（運搬距離0.3km）
3. 搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
4. 受け入れ地での処理方法は、整地（残土受け入れ地での処理）を見込んでいる。
5. 工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定により難い場合は、監督職員と協議するものとする。
6. 受注者は、本工事から建設発生土を100m³以上搬出する場合は、別紙様式ー8により搬出前に搬出先市区町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。なお、情報提出後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。
 - 1) 工事件名、工事概要、工事場所
 - 2) 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
 - 3) 工事受注業者名、現場代理人名、連絡先
 - 4) 建設発生土の運搬業者名
 - 5) 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
 - 6) 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
 - 7) 建設発生土の搬出時期（搬出期間）
 - 8) 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量（m³）

第92条 掘削工

構造物の床掘により、発生した土砂は、埋戻しに利用するものとする。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第93条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用 途	粗骨材の 最大寸法	スラフ	水セメント比	呼び強度	セメントの種類
小型擁壁	25mm	8cm	60%以下	18N/mm ²	高炉セメントB種
プレキャスト擁壁 CSB側溝 縦断函渠 現場打集水桝 地先境界ブロック 車止めポスト	25mm	8cm	—	18N/mm ²	高炉セメントB種

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。

第94条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管（函）渠等（φ600未満、600mm×600mm未満）の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。

第95条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通セメントでセメント量は530kg/m³以上（又は、1：3）とする。

第96条 型枠穴孔の補修

型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。

また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。

型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

第4章 材 料

第97条 その他の砂利、碎石、砂

構造物の基礎にはRC-40を使用するものとする。

第98条 セメント

路床安定処理のセメント量については下表のとおりとする。

セメント等種別	使用量区分
セメント系固化材 (特殊土用 フレコン)	1000t未満

第99条 一般瀝青材料

ストレータスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用途	針入度	摘要
表層・基層	40～60	施工時期が冬期間にかかる場合は60～80を使用しても差し支えない。
上層路盤・歩道等	60～80又は80～100	40～60を使用しても差し支えない。

第100条 区画線

塗装厚は、下表のとおりとする。

1. 熔融式

幅 (cm)	厚 (mm)	摘要
15	1.5	夜間の視認性が優れたもの。
30		
45		

※別添-02

第5章 一般施工

第101条 防護柵設置工における出来形確保対策について

1. 受注者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることができる。
 - (1) 防護柵が「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領(案)」(以下「測定要領(案)」という。)[国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html>参照]の適用範囲外の場合
 - (2) 受注者が測定機器を調達できない場合
 - (3) 測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合
 - (4) 非破壊試験による出来形管理が妥当ではないと判断される場合
 - (5) その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合
4. 非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領(案)に従う。
5. ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全

本数分撮影する。

(1) 支柱建て込み前の根入れ長測定状況

(2) 支柱建て込み直前(機械セット時)から建て込み完了まで連続撮影

なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は施工確認書(案)(別紙様式-13)とともに監督職員へ提出する。

6. これらに定められていない場合は、監督職員と協議する。

7. 非破壊試験費用は見込んでいないが、監督職員と協議のうえ非破壊試験による出来形管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。

第102条 路側防護柵工

受注者は、既設防護柵の撤去時に支柱の状況を確認するとともに、支柱の切断等が発見された場合には、その内容を監督職員に直ちに報告しなければならない。

第103条 路床安定処理工

・路床改良に用いる固化剤はセメント系固化剤(特殊土用)とし、安定処理路床設計CBR4%(合成CBR)とする。

・固化材の配合量は、割増しを含み11.6t/100m²(t=100cm)とする。ただし、施工に先立ち、配合試験を行い決定するものとする。また、配合試験については、監督職員と協議するものとする。

混合は、バックホウを使用するものとする。なお、施工にあたり現地状況を十分把握し、経済性、効率性、信頼性、施工性、安全性等の比較検討を行い、施工方法を変更する必要性が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

第104条 歩道舗装

1. 本工事の施工にあたっては、低騒音、低振動型の建設機械を使用するものとする。

2. 工事を行う際は舗装切断を行うなど適切な措置を行うものとする。

3. 施工にあたり、横断方向の勾配は2%を標準とする。縦断方向の勾配は5%以下とするが、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とすることができる。また、交通の支障とならないようにするものとする。なお、縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配は設けないものとする。段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。

4. 工事着手前に工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、現状を十分把握しておくこと。

5. 本工事区画内の境界杭・境界鉄について調査を行い、破損等がある場合には監督職員と協議するものとする。

6. 歩道の施工に際しては、車椅子等の通行を考慮し、極力勾配を少なくするよう段差・切下げ等について配慮すること。(別添-03)

なお、詳細については監督職員と協議するものとする。

7. 横断勾配箇所は、車椅子等の通行を考慮し、横断勾配の低減を行い配慮すること。

8. 横断歩道等に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

9. 詳細については監督職員と協議するものとする。

第105条 コンクリート構造物取壊し

受注者は、コンクリート構造物取壊し及びコンクリートはつりを行うにあたり、飛散等により第三者に危険が生じないよう飛散防止等を実施するものとする。

第106条 応急処理

受注者は、日々の作業が終了した後、速やかに関係書類（作業報告書等）を作成し、その確認を受けなければならない。

1. 応急処理の範囲は、上尾道路及び上尾道路予定地のうち監督職員の指示する箇所を対象とする。
2. 応急処理の作業日、作業場所、作業内容は、監督職員の指示によるものとする。
3. 巡視は、緊急時に監督職員の指示により巡視を行い、現場状況を報告するものとする。
4. 応急処理の数量は、別添の応急処理内訳表に示すとおりであるが、監督職員との協議により設計変更の対象とする。
5. 関係書類の様式は監督職員の指示によるものとする。
6. 自然環境等に特別に配慮する必要がある箇所は、監督職員の立会いのもと除草作業を行う。

第107条 置式ガードレール

中央分離帯の置式ガードレールは、中央分離帯の拡幅により撤去し再設置する。そのため、材料費は当初見込んでいない。これにより難しい場合は、監督職員と協議し設計変更の対象とする。

第108条 車止めポスト

車止めポストの支柱材料費は、当初見込んでいない。これにより難しい場合は、監督職員と協議し設計変更の対象とする。

第6章 道路改良

第109条 場所打擁壁工

水抜きパイプは、2m²に1箇所程度設置するものとし、その設置位置については、監督職員の承諾を得るものとする。

第7章 舗装

第110条 材料

1. 粒状路盤材クラッシャーランは、RC-40とする。
2. 粒度調整路盤材料は、RM-40とする。
3. 加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径(mm)	アスファルト量(%)	摘要
RAst	生瀝青安定処理	40	4.0	上層路盤
RA①	再生粗粒度アスコン	20	5.0	基層
RA②	再生密粒度アスコン	20・13	5.5	表層
改ⅡA①	改質Ⅱ型粗粒度アスコン	20	5.0	基層
改ⅡA②	改質Ⅱ型密粒度アスコン	20	5.5	表層

第111条 ポリマー改質アスファルト

1. 配合設計

耐流動対策の配合設計は、骨材粒度範囲の中央値以下を目標にし、75 μ m ふるい通過質量百分率は小さめにする。75 μ m ふるい通過分のうち、回収ダスト分は30%を越

えないものとする。最適アスファルト量は、下表のマーシャル基準値を満足するアスファルト量の共通範囲の中央値かそれ以下とする。

安定度 S (kN)	フロー値 F (1/100cm)	空隙率 (%)	飽和度 (%)	S/F (kN/m)
7.35kN以上	土木工事共通仕様書による			2500以上

注) 突き固め回数は75回とする。

耐流動化対策を行う場合は、最適アスファルト量でホイールトラッキング試験を行い、DS値を確認し監督職員の承諾を得るものとする。

DS値の目標値は下表のとおりとするが、目標値に達しない場合は、監督職員と協議するものとする。

(単位：回/mm程度)

種 別	交通量区分 N6		交通量区分 N7	
	一般部	交差点部	一般部	交差点部
表 層	3,000	4,000	4,000	5,000
基 層		4,000	4,000	5,000

注) 上表は一般部と交差点部のDSの目標値を分けて施工する場合の記載例であり、一般部と交差点部のDSの目標値を同一にする場合は交差点部のDS値に合わせるものとする。

2. 混合

混合時間は、骨材にアスファルトの被覆が十分に行われ、均一に混合できる時間とする。混合温度は、アスファルトの動粘度が150～300センチストークス（セイボルトフロール度75～150秒）を示す温度範囲から選ぶことを原則とするが、製品により望ましい温度が異なるため留意するものとする。

3. 混合物の運搬

混合物の運搬にあつては、十分な保温措置を施すものとする。

4. 敷均し・転圧

混合物の舗設は、通常のアスファルト混合物より高い温度で行う必要があり、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理に留意し、速やかに敷均しを行い十分に転圧を行うものとする。

5. 施工計画

一般部、交差点部の標準的な1日当りの施工工程を施工計画に記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意するものとする。

第112条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第113条 歩行者系舗装

1. 配合設計

歩道における透水性舗装の表層に用いる開粒度アスコンは、下表の基準値を満足するものとする。アスファルト量の設定に際しては、施工時に分離が起こらないように慎重に行うものとする。

試験項目	基準値	試験方法
安定度 {KN(kgf)}	3. 5 以上 (350)	マーシャル試験
フロー値 (1/100 cm)	2 0 ~ 4 0	マーシャル試験
空隙率 (%)	1 2 以上	舗装調査・試験法便覧
透水係数 (cm/sec)	1 0 ⁻² 以上	舗装調査・試験法便覧

第 1 1 4 条 区画線工

作業の実施上消去した区画線は、溶融式で復旧するものとする。

第 8 章 道路修繕

第 1 1 5 条 路面切削工

1. 切削後の基準高の変更は、行わないものとする。
2. 縦断方向の段差は原則としてつくってはならない。やむを得ず施工する場合は、交通に支障のないよう摺付を行うものとする。
3. 段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。

第 1 1 6 条 オーバーレイ工

横断測量は、2 0 m 間隔に行うものとする。

第 9 章 その他

第 1 1 7 条 舗装台帳

舗装台帳等の資料作成は、監督職員の指示により作成し、工事完成時に下記の資料を提出するものとする。

提出資料 各 2 部（原稿 1 部、コピー 1 部）

- (1) 舗装台帳
- (2) 舗装施工データシート（別紙様式ー 1 4）
- (3) 舗装施工概略図
- (4) 位置図（1 / 5 万）
- (5) 平面図（完成平面図）

（注）道路標識台帳の資料作成のみの場合は、舗装台帳等の資料を道路標識台帳の資料に置き換える。

第 1 1 8 条 全国道路施設点検データベース（舗装）への登録について

1. 受注者は、必要に応じ管理運営団体の定める方法によりユーザー登録を行った上で、舗装工事のデータを、全国道路施設点検データベース（舗装）（以下「点検DB（舗装）」）に登録する。登録するデータは、「道路舗装データベース 登録・利用マニュアル」によるものとし、事前に監督職員と協議しなければならない。登録するデータに係る権利は、第 1 1 9 条に定めるとおりとする。なお、点検DB（舗装）の管理運営団体に支払う登録料については契約変更の対象とする。

また、上記マニュアルは、全国道路施設点検データベース（舗装）の管理運営団体のホームページ（https://www.jice.or.jp/pavement_db/）で閲覧できる。

2. 受注者は、状況写真や地形図を含む一般図などの画像データ等において、個人情報が表示されないよう加工を施したものを使用するとともに、点検DB（舗装）へ登録するデータに個人情報が含まれないことを確認しなければならない。また、登録するデータに個人情報が含まれないことを確認する手法について施工計画書に明記し、個人情報が含まれないことを確認した書類として「別紙ー7」に示すチェックリストを提出すること。

なお、受注者と発注者の双方がチェックリストにより、個人情報が含まれないことを確認した後でなければ、データ登録を行ってはならない。

第119条 登録するデータに係る権利について

1. 本工事の成果として点検DB（舗装）へ登録されるデータ及びこれに係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、すべて登録・確定と同時に発注者に帰属する。
2. 点検DB（舗装）へ登録されるデータに係る知的財産権のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権が含まれる場合、受注者は、発注者、発注者が指定する者及び点検DB（舗装）を利用する者（以下「発注者等」という。）に対し、当該知的財産権の利用を許諾し、又は許諾させるものとする。
3. 受注者は、自ら（受注者に所属する者を含む。）又は第三者をして、発注者等に対し、点検DB（舗装）へ登録されるデータを構成する著作物に係る著作権人格権を行使せず又は行使させない。
4. 前三項の場合において、受注者は、発注者に知的財産権を帰属させ若しくは発注者が適法に知的財産権を行使するため、又は発注者等による点検DB（舗装）の運用及び利用のために必要となる一切の手続（第三者からの許諾取得を含む。）を履践するものとする。
5. 発注者及び受注者は、前四項に定める権利の帰属及び不行使並びに手続履践の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。
6. 受注者は、点検DB（舗装）へ登録されるデータが知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明及び保証し、受注者がかかる表明保証に違反したことにより発注者が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には当該紛争の解決に協力するとともに、発注者に生じた損害、損失及び費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）について、発注者に対してこれを補償するものとする。

第120条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第121条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
	C020	縦断勾配		E060	道路情報板

道路構造	C030	平面線形	付属物及び付 属施設	E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I. T. V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測
	C080	歩道及び自転		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシート		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路BOX等		E220	CAB電線共同
	D090	横断BOX等		E230	植栽
	D100	パイプカバー		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビームコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
 - ①道路施設台帳作成総括表
 - ②道路施設基本データ総括表
 - ③道路施設基本データ一覧表
 - ④道路施設台帳チェックシート
 - ⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑦工事数量総括表

第122条 電気需給契約に関する資料等の作成

道路照明施設を設置、撤去、移設、又はランプや安定器の交換等を行う場合は、以下の資料の作成を行うこと。

1) 電気需給契約に関する資料の作成

電力会社が定める電気供給約款に基づく申請資料を作成し、監督職員の確認を受けた上で電力会社に提出（申請）を行うこと。

また、申請後には、申請書の控えを監督職員に提出すること。

2) 照明調書の作成

監督職員の指示に基づき、照明調書の作成又は修正を行うこと。

なお、提出部数は監督職員の指示によるものとする。

第 1 2 3 条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 1 2 4 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

応急処理内訳表

別添

細別	名称	規格	単位	数量	備考
【新大宮上尾道路】 応急処理 (20～6h)	普通作業員		人	40	
	ダンプトラック	4t積み	時間	120	運転手・燃料含む
	バックホウ	クローラ型 山積0.28m3(平積0.2m3)	時間	120	運転手・燃料含む

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。	第 6 9 条
	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。	第 6 8 条
	■ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。	第 6 8 条
	■ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。	第 7 1 条
	■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 6 1 条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 5 2 条～第 5 5 条
	■ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。	第 5 6 条
	■ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第 4 8 条
安全対策関係	■ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。	第 7 1 条
	■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第 4 4 条
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。	第 9 1 条
	■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第 2 6 条
工事支障物件等	■ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。	第 7 1 条
その他	■ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。	第 2 5 条
	■ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。	第 6 8 条

概略工事工程表
工事名：R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事

工 種	単位数量	令和7年度												令和8年度			令和9年度			備考
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
準備工	式 1																			・50日間
道路土工	式 1																			・1pt
地盤改良工	式 1																			・1pt
擁壁工	式 1																			・1pt
舗装工	式 1																			・1pt
排水構造物工	式 1																			・1pt
縁石工	式 1																			・1pt
防護柵工	式 1																			・1pt
区画線工	式 1																			・1pt
構造物撤去工	式 1																			・1pt
応急処理工	式 1																			・1pt
後片付け工	式 1																			・20日間
制 約 条 件	関係機関協議	－																		・埼玉県警察：協議中 ・電力、通信、水道、下水：協議中 ・さいたま市：協議中
	R7国道17号上尾道路 外環境整備その2工事	－																		・令和7年4月～令和8年3月
	R8国道17号上尾道路 外環境整備その2工事	－																		・令和8年4月～令和9年3月
	年末年始、お盆	－																		・12月下旬～1月上旬 ・8月中旬
	路上工事抑制	－																		

【余裕期間制度(任意着手方式)の活用について】
本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕期間と工期を合わせた期間)の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。
なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。
工期は工事の始期から365日間(但し、令和8年4月1日までに工事を開始すること)

全国道路施設点検データベースにおける個人情報掲載のチェックリスト

1. 業務等名称

2. 受注者名

3. 個人情報掲載の確認結果【受注者】

☐ 個人情報の掲載がないこと／記載された個人情報のすべての削除を確認済

4. 発注担当課

5. 個人情報掲載の確認結果【発注者】

☐ 個人情報の掲載がないこと／記載された個人情報のすべての削除を確認済

担い手確保・育成に関する実施状況（概要報告）

工 事 名	〇〇工事	受注者名	△△建設(株)
項 目	実施内容		
☐ 建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組	・子供、学生等に対する現場見学会、インターンシップの実施 - 建設工事の施工体験、測量機器等の操作体験 等		
☐ 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組	・地域の防災訓練に参加、災害時に地域住民等を支援 ・建設現場での新技術の活用、i-Construction・情報化施工等の取組を社会にアピール 等		
☐ 建設現場の労働環境を改善する取組	・労働者に対する週休2日の確保を徹底 ・働きやすい環境(更衣室、休息場所の設置など)の整備		
☐ 若手技術者育成、女性技術者育成のための取組	・当該工事現場をフィールドにした若手技術者、女性技術者に対する研修や講習会等を実施 等		
☐ その他			

担い手育成・確保

担い手確保・育成に関する実施状況（詳細報告）

担当出張所名: □□出張所

工 事 名	〇〇工事	受注者名	〇〇建設(株)
項 目	前頁の「項目」を記載		
実施内容	前頁の「実施内容」を記載		
実施日(期間)	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日(〇日間)	対象者・人数	〇〇高校、〇名
他工事との合同実施	☐ 有り ☐ 無し	合同実施工事名	(〇〇工事)
マスコミ取材	☐ 有り ☐ 無し	取材会社名	(〇〇新聞社、△△テレビ)
(具体的な実施内容の説明)			
(添付図・写真)			

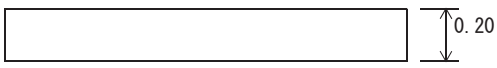
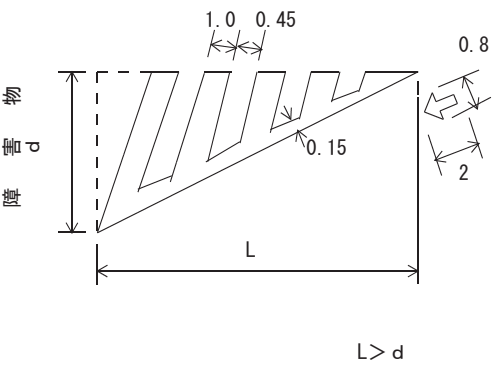
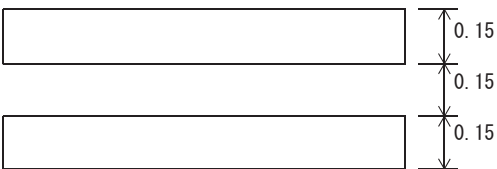
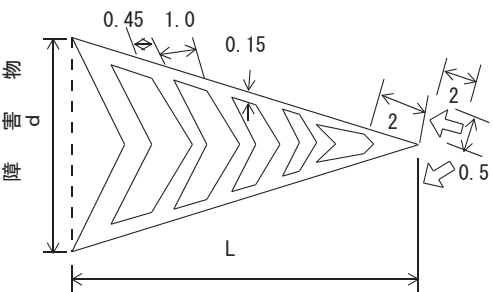
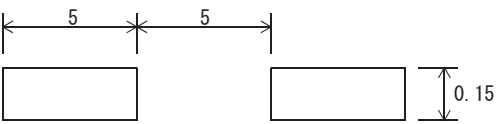
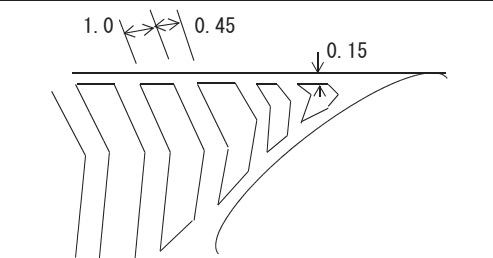
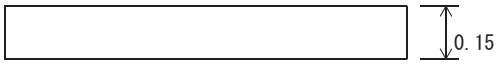
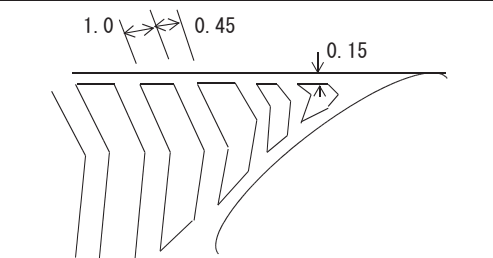
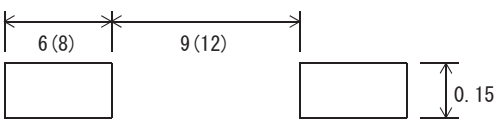
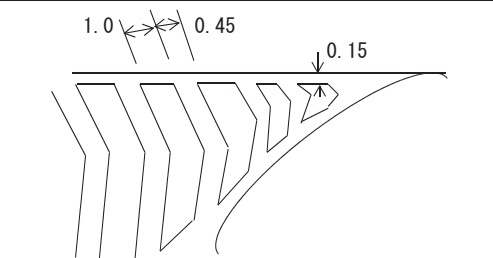
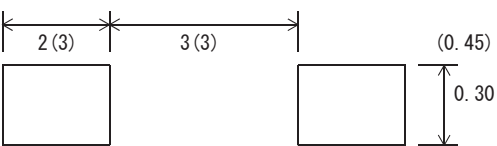
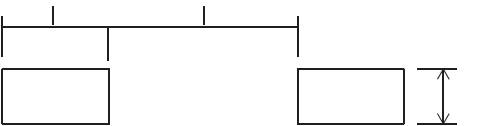
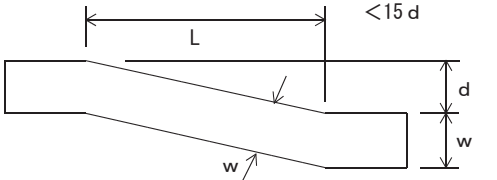
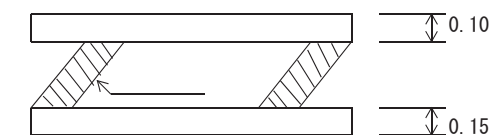
説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

支障物件一覧

支障物-ID	種別	上線・下線	管理者	補償方法	詳細	測点	X座標	Y座標
P0560	カーブミラー	下線	さいたま市市民局市民安全課	監督処分	国 西-1007(カーブミラー)	882+19.582	-21644.4	-9814.91
P0563	マンホール(下水)	下線	さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課	監督処分	さいたま市 おすい	883+4.601	-21644.7	-9809.75
P0568	マンホール(下水)	下線	さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課	監督処分	さいたま市 おすい	886+13.365	-21653.2	-9740.27
P0570	マンホール(下水)	下線	さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課	監督処分	汚水	887+10.5	-21655	-9722.95
P0571	マンホール(下水)	下線	さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課	監督処分	汚水	888+8.099	-21657	-9705.23
P0572	マンホール(下水)	下線	さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課	監督処分	汚水	889+7.909	-21658.4	-9685.25
P0574	マンホール(下水)	下線	さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課	監督処分	さいたま市 おすい	891+3.868	-21660.6	-9649.1
P0575	マンホール(下水)	下線	さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課	監督処分	さいたま市 おすい	892+18.69	-21662.5	-9614.24
P0576	マンホール(下水)	下線	さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課	監督処分	汚水	893+3.026	-21662.3	-9609.88
P0578	マンホール(下水)	下線	さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課	監督処分	汚水	895+5.994	-21664.4	-9566.96
P1229	マンホール(下水)	上線	さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課	公共補償		883+8.687	-21606.8	-9798.33
P0562	マンホール(水道)	下線	さいたま市水道局	監督処分	S150 仕切弁	883+3.163	-21645.9	-9811.48
P1231	マンホール(水道)	上線	さいたま市水道局	監督処分	消 埼玉県南水道企業団	883+13.215	-21611.1	-9794.61
P1237	マンホール(水道)	上線	さいたま市水道局	監督処分	県南水道仕切弁	887+10.5	-21621.6	-9719.39
P1243	マンホール(水道)	上線	さいたま市水道局	監督処分	消 県南水道	890+16.941	-21624.8	-9653.77
P0567	マンホール(電話)	下線	NTTインフラネット株式会社	監督処分		885+13.514	-21650.2	-9760.21
P0565	電力柱	下線	東京電力パワーグリッド埼玉総支社	監督処分	不明	883+17.666	-21643.3	-9795.97
P1228	電力柱	上線	東京電力パワーグリッド埼玉総支社	監督処分	NTT加茂幹右18/左5/45 三五56	883+11.611	-21609.2	-9795.86
P1233	電力柱	上線	東京電力パワーグリッド埼玉総支社	監督処分	三五57	884+12.561	-21611.1	-9775.34
P1234	電力柱	上線	東京電力パワーグリッド埼玉総支社	監督処分	三五55	886+1.198	-21614.4	-9747.47
P1238	電力柱	上線	東京電力パワーグリッド埼玉総支社	公共補償	三五59	887+11.848	-21619	-9717.78
P1239	電力柱	上線	東京電力パワーグリッド埼玉総支社	公共補償	三五47	888+14.779	-21622.4	-9695.43
P1241	電力柱	上線	東京電力パワーグリッド埼玉総支社	監督処分	国 17西区三橋町B6・UL4	889+5.143	-21625.2	-9685.39
P1242	電力柱	上線	東京電力パワーグリッド埼玉総支社	公共補償	三五60	889+9	-21621.5	-9681.28
P1244	電力柱	上線	東京電力パワーグリッド埼玉総支社	監督処分	三五61	891+17.547	-21626.2	-9633.32
P1245	電力柱	上線	東京電力パワーグリッド埼玉総支社	監督処分	三五62	892+17.671	-21627.3	-9613.28
P0561	標識	下線	埼玉県警	移設	最高速度30（規制標識）ここまで（指示標識）	883+0.717	-21644.9	-9813.83
P0564	標識	下線	埼玉県警	移設	自転車及び歩行者専用（指示標識）	883+14.232	-21643.5	-9799.55
P1230	標識	上線	埼玉県警	移設	一時停止（規制標識）	883+10.733	-21608.9	-9796.67
P1413	標識	上線	埼玉県警	移設	進行方向別通行区分（規制標識）	885+4.333	-21616	-9764.42

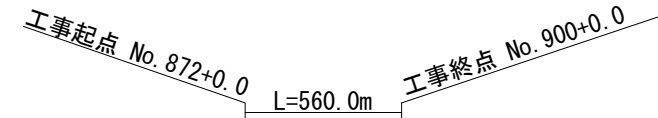
区画線設置様式（例）

（単位：m）

区 分		幅 ・ 長 さ ・ 間 隔	区 分	幅 ・ 長 さ ・ 間 隔
車 道 中 央 線 (101)	実 線 1 本		路 の 上 障 害 物 近 接 (106)	
	実 線 2 本			
	破 線			
車 線 境 界 線 (102)	実 線		導 流 帯 (107)	
	破 線			
車 外 側 線 (103)	登 坂 加減速 バス停		路 駐 車 場 上 場 (108)	
	車 道 幅 員 (105)			

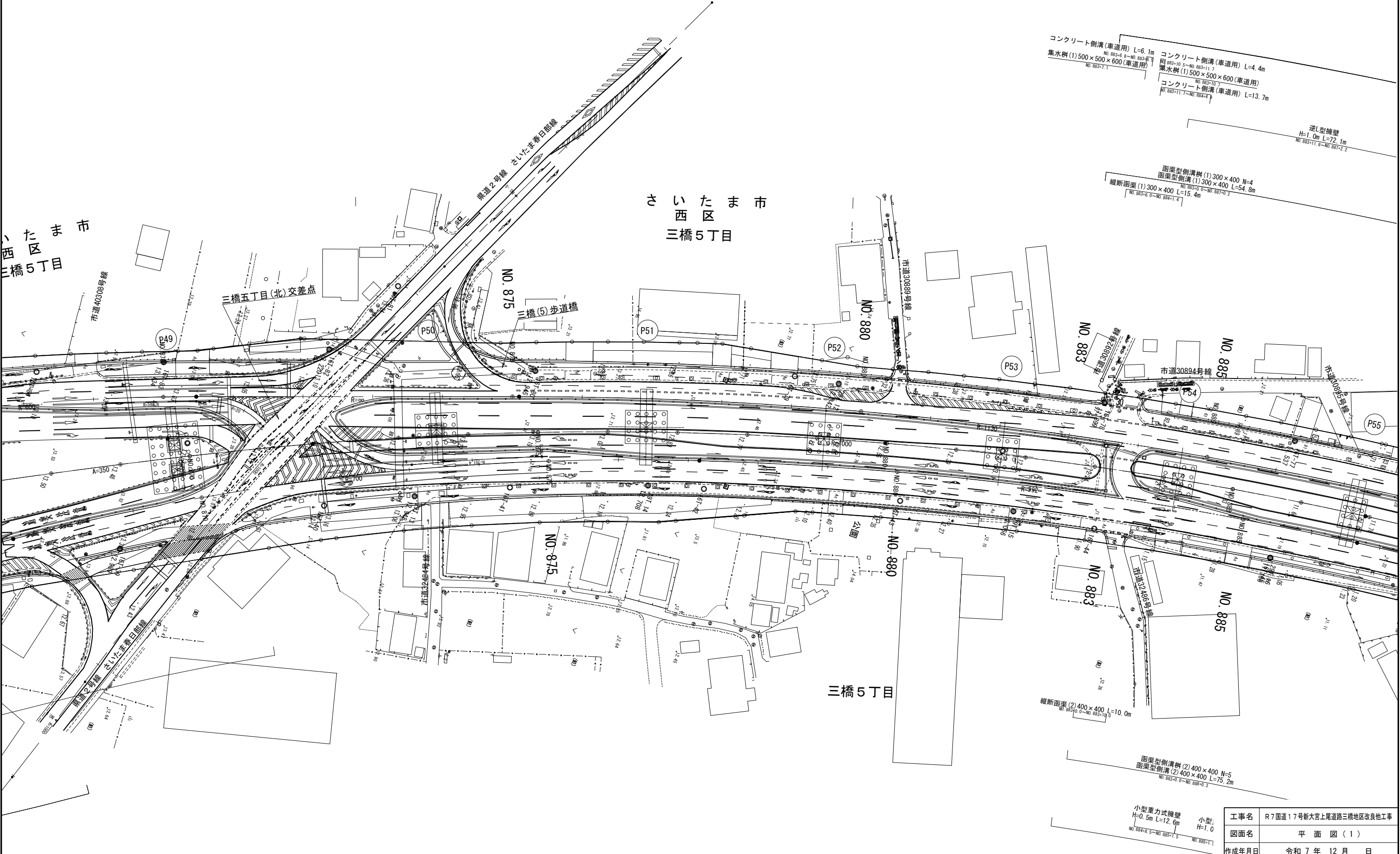
（ ）内は自動車専用道路に適用

S=1 : 50, 000



工事名		R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事										
図面名		位 置 図										
作成年月日		令和 7 年 1 2 月 日										
縮 尺		1:50,000				図面番号		1 / 40				
会社名		株式会社オリエンタルコンサルタンツ										
所 長		副 所 長		課 長		建設専門官		係 長		専門員		担 当
事業者名		国土交通省 大宮国道事務所										

平面図(1) S=1:500



コンクリート側溝(車道用) L=6.1m
集水樹 (1) 500×500×600 (車道用)
NO. 883+6.8~NO. 883+7.1
NO. 883+7.1

コンクリート側溝(車道用) L=4.4m
集水樹 (1) 500×500×600 (車道用)
NO. 883+10.5~NO. 883+11.7
NO. 883+10.7

コンクリート側溝(車道用) L=13.7m
NO. 883+11.7~NO. 884+4.4

逆L型擁壁
H=1.0m L=72.1m
NO. 883+11.8~NO. 887+2.2

面集型側溝樹 (1) 300×400 N=4
面集型側溝 (1) 300×400 L=54.8m
縦断面集 (1) 300×400 L=15.4m
NO. 883+0.0~NO. 887+0.2
NO. 883+6.0~NO. 884+1.4

縦断面集 (2) 400×400 L=10.0m
NO. 883+6.0~NO. 883+16.0

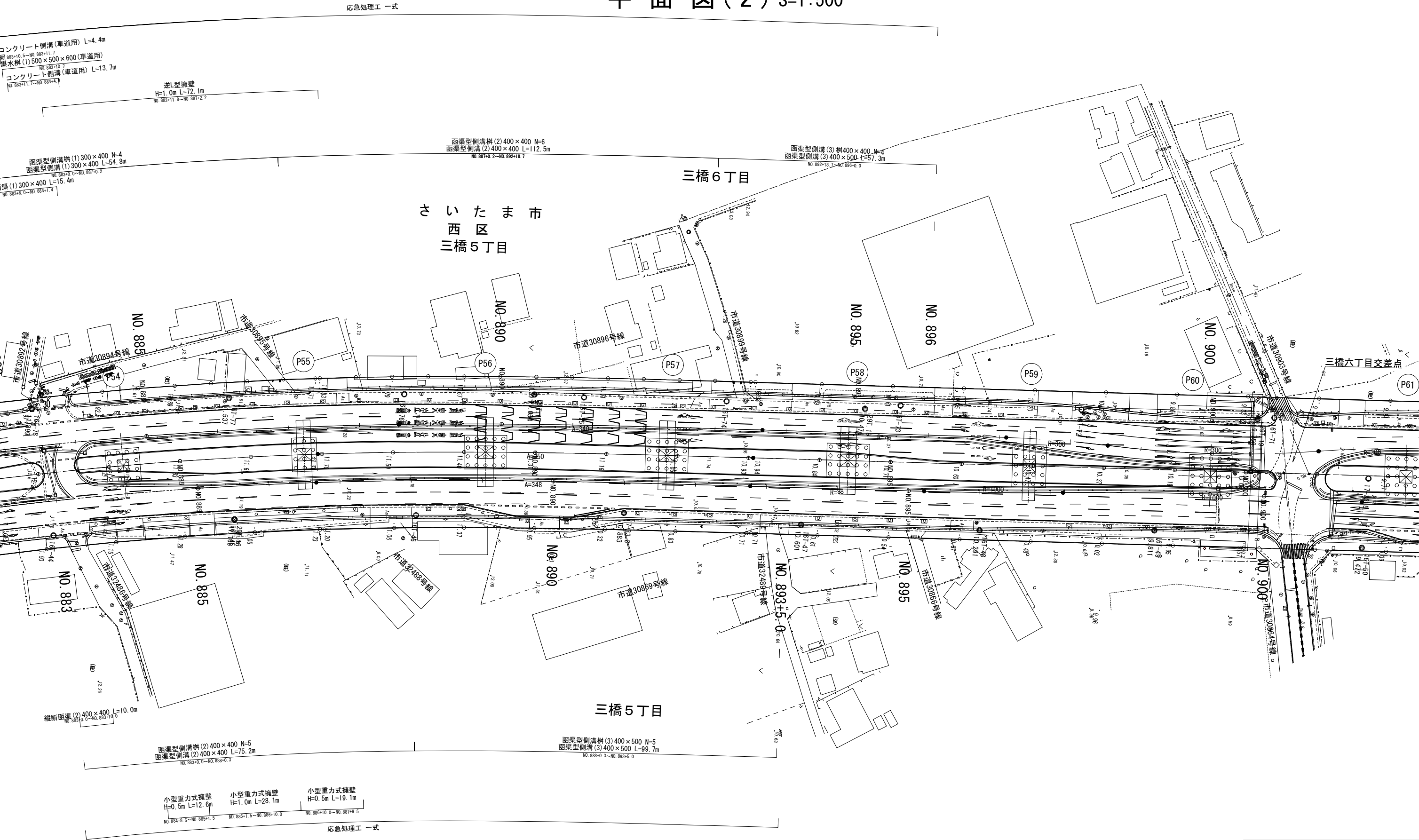
面集型側溝樹 (2) 400×400 N=5
面集型側溝 (2) 400×400 L=75.2m
NO. 883+0.0~NO. 888+0.3

小型重力式擁壁
H=0.5m L=12.6m
NO. 884+8.5~NO. 885+1.5
小型
H=1.0
NO. 885+1.7

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良工事		
図面名	平面図(1)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:500	図面番号	2 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

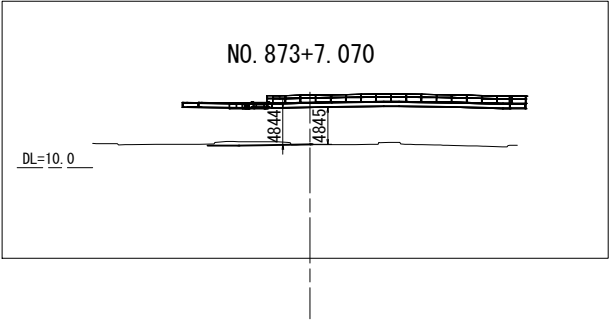
平面図(2) S=1:500



工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良工事		
図面名	平面図(2)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:500	図面番号	3 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

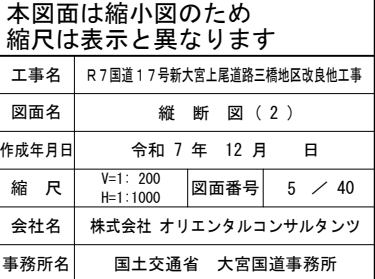
V=1 : 200
H=1 : 1000



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

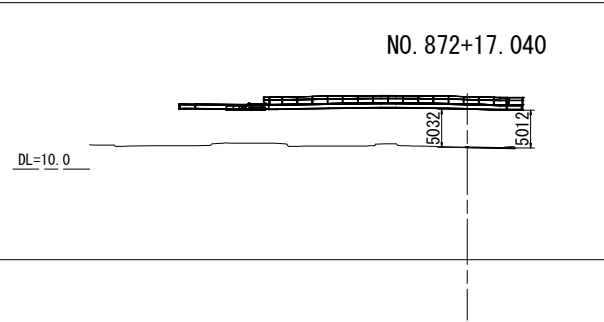
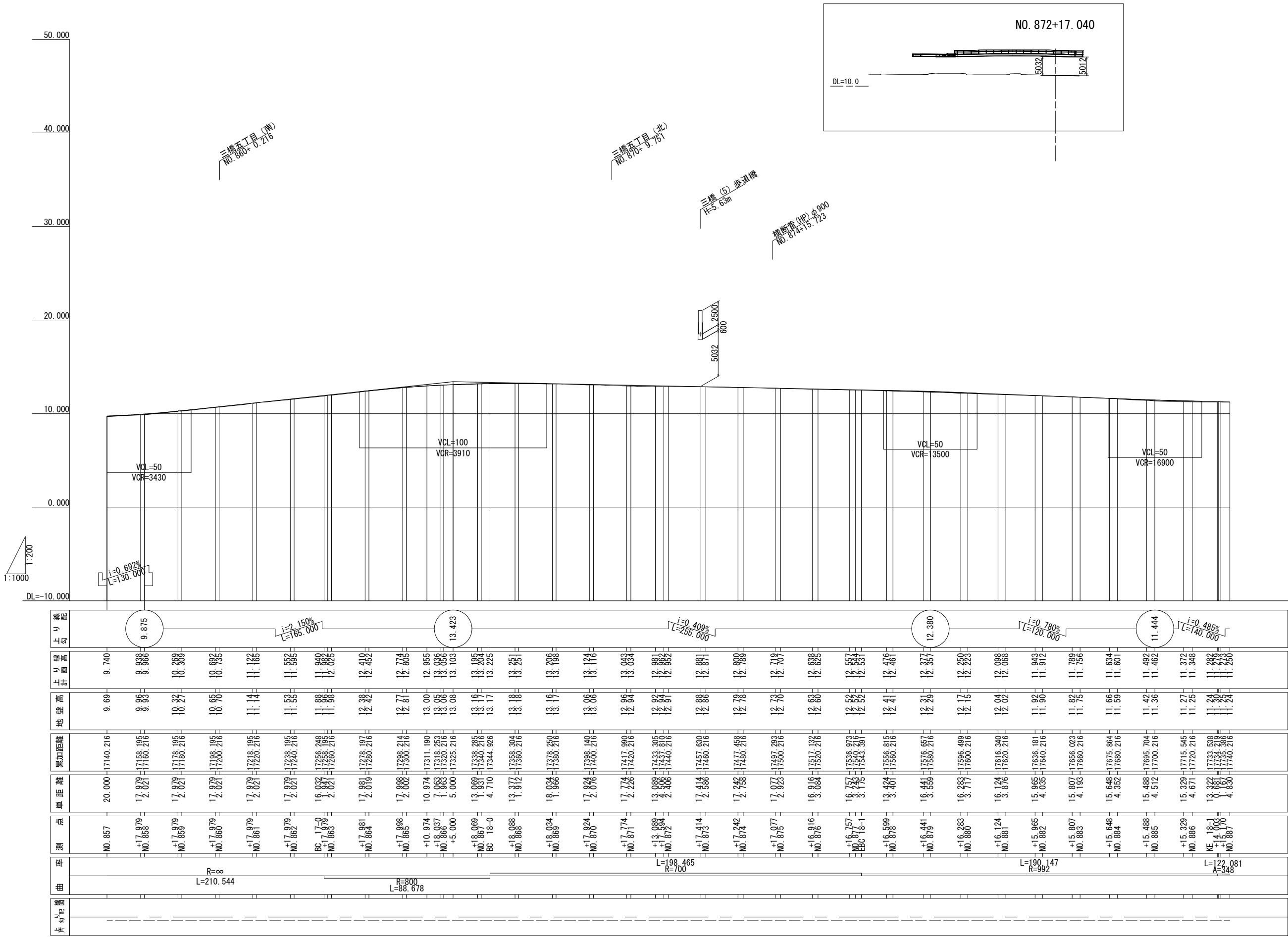
工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	縦断図(1)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	V=1:200 H=1:1000	図面番号	4 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

V=1: 200
H=1:1000



縦断図(3)
(上り線)

V=1: 200
H=1:1000

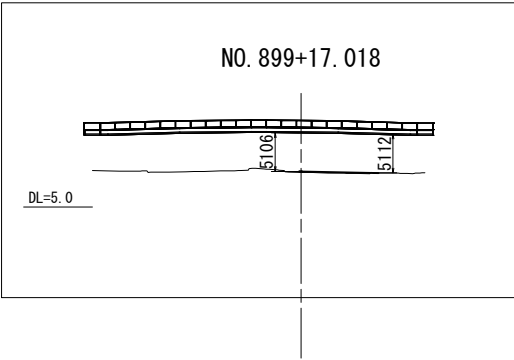


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	縦断図(3)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	V=1: 200 H=1:1000	図面番号	6 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

縦断図(4)
(上り線)

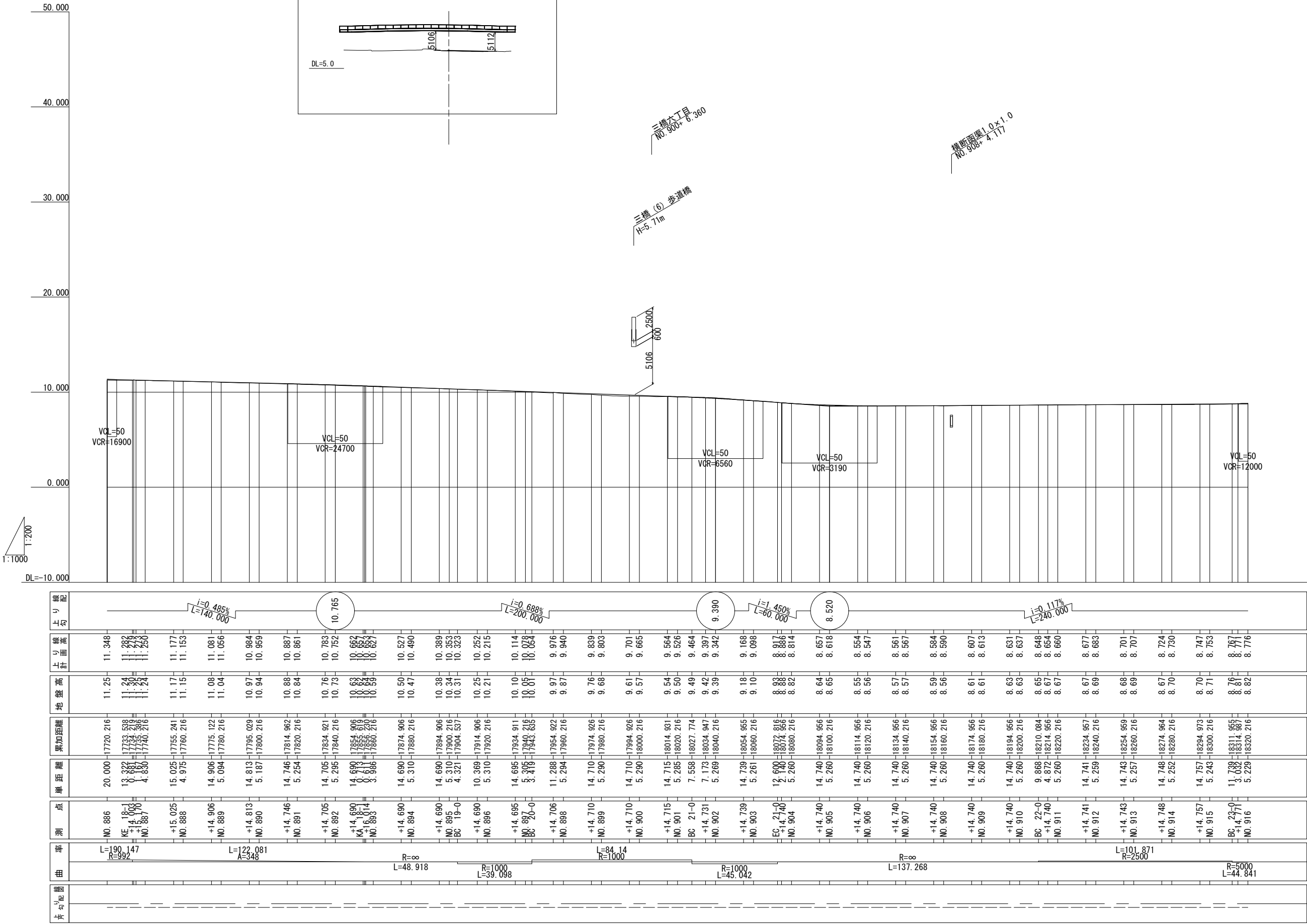
V=1: 200
H=1:1000



三橋大目
NO. 900+ 6.360

三橋(6)歩道橋
H=5.71m

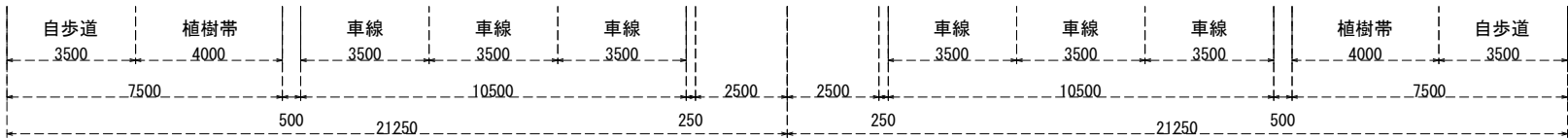
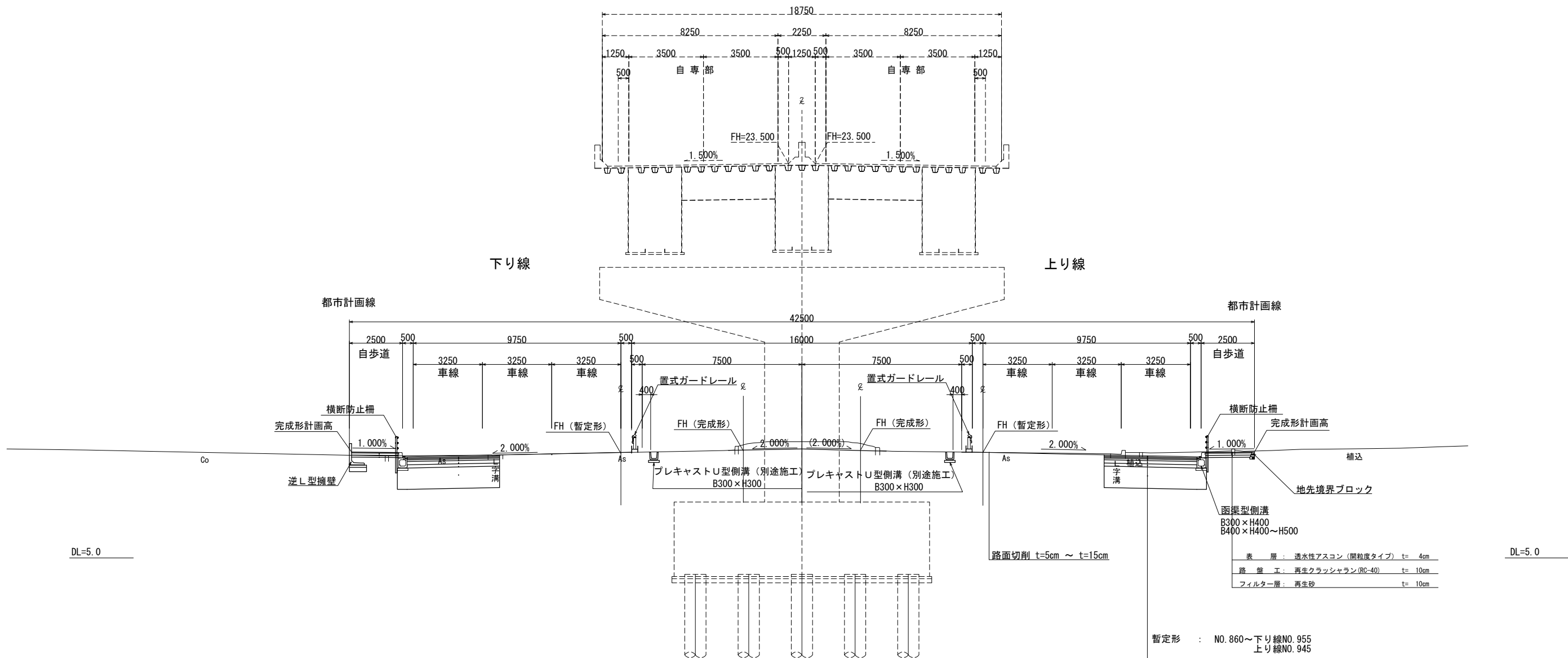
横断面渠1.0x1.0
NO. 908+ 4.177



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R 7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	縦断図(4)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	V=1: 200 H=1: 1000	図面番号	7 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

標準横断図(1) S=1:100
一般部(新大宮BP区間)
暫定形
(W=42.5m)



完成形幅員構成

暫定形	: NO. 860～下り線NO. 955 上り線NO. 945
表層	: ポーラスアスコン(13) (排水性舗装用混合物) t= 5cm
基層	: 改質アスコン粗粒度Ⅱ型(20) t= 5cm
基層	: 再生粗粒度アスコン(20) t= 5cm
上層路盤	: 再生選育安定処理材(40) t= 8cm
上層路盤	: 再生粒調砕石(RW-40) t= 15cm
下層路盤	: 再生クラッシャーラン(RC-40) t= 15cm
路床改良	: セメント安定処理 (セメント添加量116kg/m2) t= 100cm

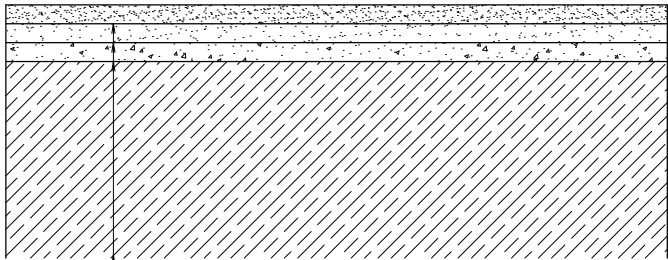
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	標準横断図(1)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:100	図面番号	8 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

標準横断図(2) S=1:10
その他舗装構成図

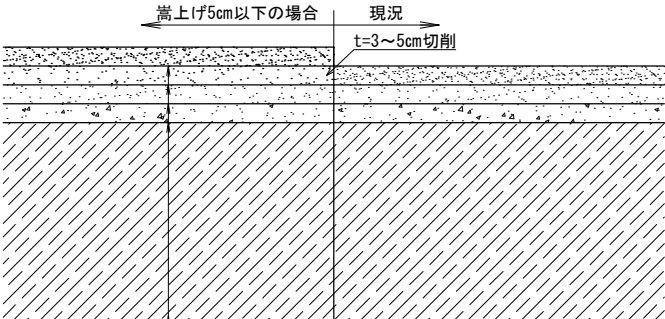
路面切削

現況



現況表層	： 排水性舗装用混合物	t= 5cm
現況中間層	： 粗粒度（改質）アスコン	t= 5cm
現況基層	： 再生粗粒度アスコン	t= 5cm
現況上層路盤	： 再生アスファルト安定処理	

嵩上げ5cm以下の場合



新設表層	： ポーラスアスコン(13)（排水性舗装用混合物）	t= 5cm
新設中間層	： 改質アスコン粗粒度Ⅱ型(20)	t=0~5cm
現況中間層	： 粗粒度（改質）アスコン	t= 5cm
現況基層	： 再生粗粒度アスコン	t= 5cm
現況上層路盤	： 再生アスファルト安定処理	

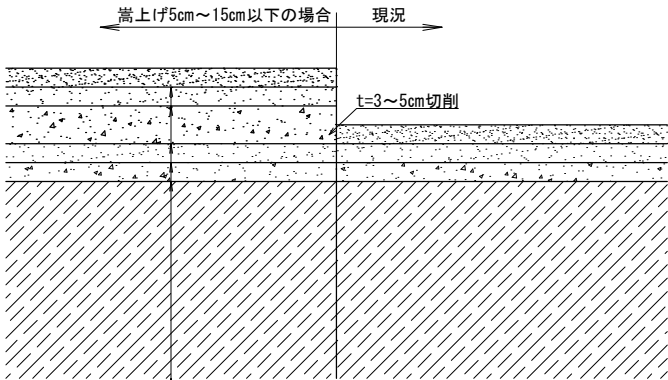
支道取付道路

支道取付舗装 N3(L交通相当)
(CBR3%以上)



表層	： 再生密粒度アスコン(20)	t= 5cm
路盤	： 再生粒調碎石(RM-40)	t= 15cm
下層路盤	： 再生クラッシャラン(RC-40)	t= 19cm

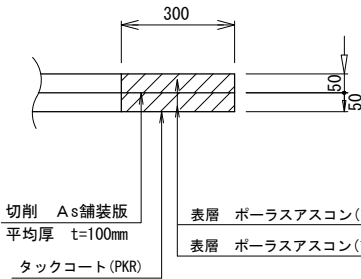
嵩上げ5cm~15cm以下の場合



新設表層	： ポーラスアスコン(13)（排水性舗装用混合物）	t= 5cm
新設中間層	： 改質アスコン粗粒度Ⅱ型(20)	t=0~5cm
新設基層	： 再生粗粒度アスコン(20)	t=0~10cm
現況中間層	： 粗粒度（改質）アスコン	t= 5cm
現況基層	： 再生粗粒度アスコン	t= 5cm
現況上層路盤	： 再生アスファルト安定処理	

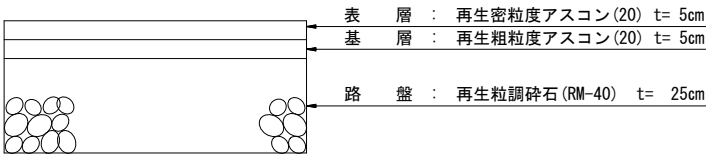
端部排水処理

導水パイプ:無



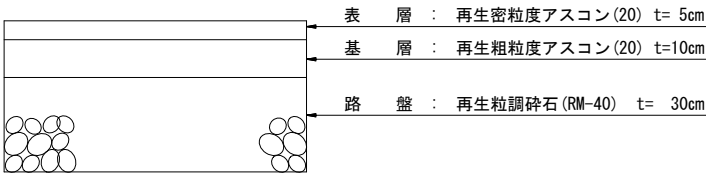
表層	ポーラスアスコン(13)	t= 50
表層	ポーラスアスコン(13)	t= 50

歩道乗入舗装(HAB)
(4m<W≤8m)



表層	： 再生密粒度アスコン(20)	t= 5cm
基層	： 再生粗粒度アスコン(20)	t= 5cm
路盤	： 再生粒調碎石(RM-40)	t= 25cm

歩道乗入舗装(HAC)
(W>8m)



表層	： 再生密粒度アスコン(20)	t= 5cm
基層	： 再生粗粒度アスコン(20)	t=10cm
路盤	： 再生粒調碎石(RM-40)	t= 30cm

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	標準横断図(2)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:10	図面番号	9 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

S=1 : 500



凡例

	車道舗装（一般部-2）		歩道舗装（乗入（HAB））
	路面切削（5cm以下）		歩道舗装（乗入（HAC））
	路面切削（5～15cm）		
	取付道路		
	歩道舗装		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	舗 装 平 面 図		
作成年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	1:500	図面番号	10 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

安全施設工平面図(1) S=1:500

さいたま市
西区
三橋5丁目

さいたま市
西区
三橋5丁目

三橋5丁目

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	安全施設工平面図(1)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:500	図面番号	11 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

安全施設工平面図(1) S=1:500

さいたま市
西区
三橋5丁目

三橋5丁目(北)交差点

市道40308号線

市道30889号線

市道30894号線

市道30895号線

市道32484号線

市道32486号線

三橋(5)歩道橋

公園

横断防止柵 L=6.4m
NO. 883+0.0~NO. 883+6.4

置き式ガードレール設置・撤去
L=14.4m
NO. 883+0.0~NO. 883+14.4

横断防止柵 L=71.6m
NO. 884+0.5~NO. 887+11.4

横断防止柵 L=6.1m
NO. 883+10.0~NO. 883+16.2

横断防止柵 L=12.7m
NO. 884+4.1~NO. 884+17.0

横断防止柵 L=43.5m
NO. 885+4.2~NO. 887+8.2

置き式ガードレール設置・撤去
L=3.5m
NO. 883+0.0~NO. 883+3.5

NO. 875

NO. 880

NO. 883

NO. 885

P49

P50

P51

P52

P53

P54

三橋5丁目

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	安全施設工平面図(1)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:500	図面番号	11 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

安全施設工平面図(1) S=1:500

さいたま市
 西区
 三橋5丁目

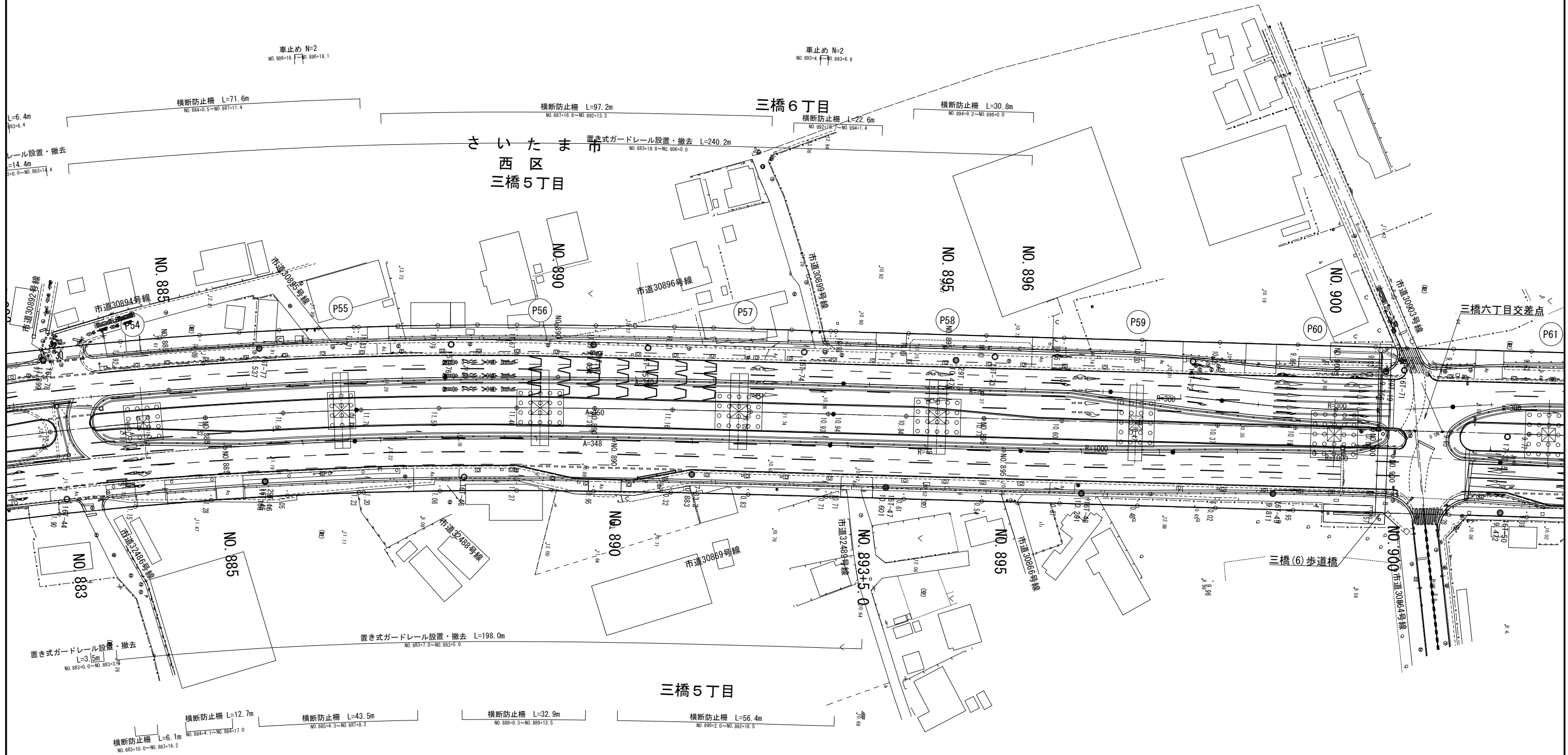
さいたま市
 西区
 三橋5丁目

三橋5丁目

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	安全施設工平面図(1)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:500	図面番号	11 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

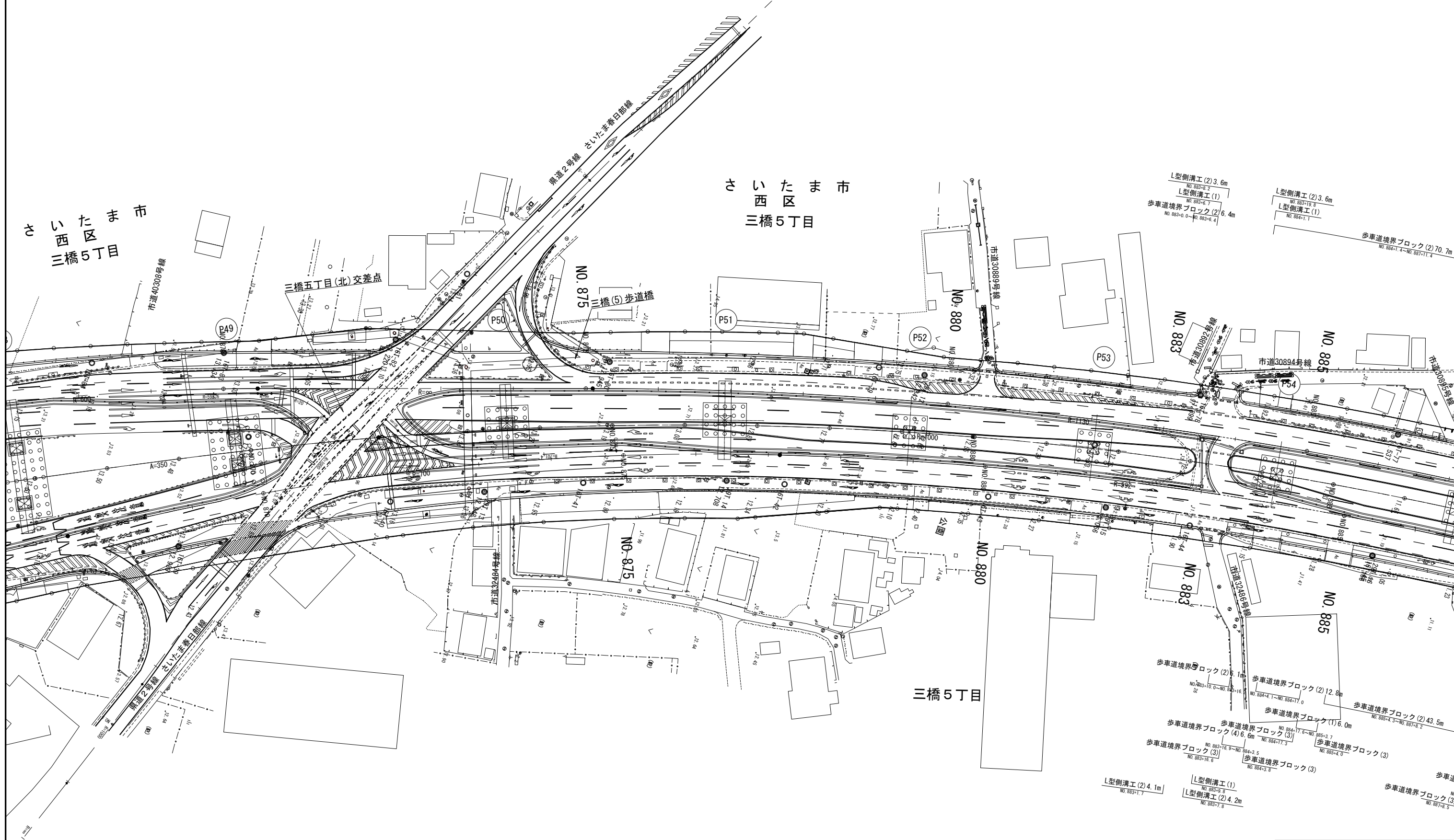
安全施工平面図(2) S=1:500



工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	安全施設工平面図(2)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:500	図面番号	12 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

緑石工平面図(1) S=1:500



工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	緑石工平面図(1)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:500	図面番号	13 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

縁石工平面図(2) S=1:500



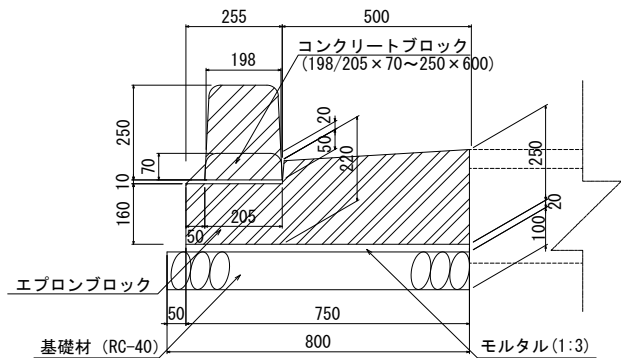
工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	緑石工平面図(2)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:500	図面番号	14 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

小構造物詳細図(1)

L型側溝(1) S=1:10

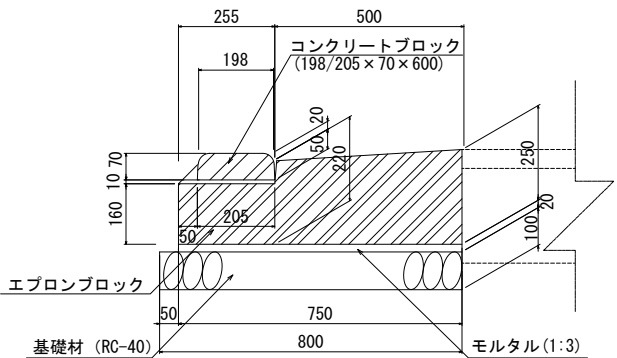
横断歩道すり付け部



L型側溝 材料表				10m当り
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリートブロック	198/205×70 ~250×600	個	16.7	L=0.6m
エプロンブロック	750×250×160	個	5.0	L=2.0m
モルタル	1:3	m ³	0.15	
基礎材	RC-40	m ²	8.00	

L型側溝(2) S=1:10

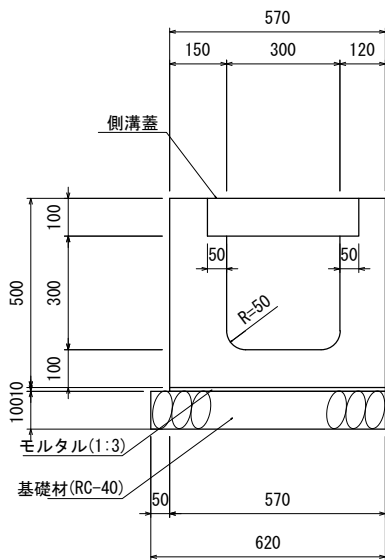
歩道乗入部



L型側溝 材料表				10m当り
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリートブロック	198/205×70×600	個	16.7	L=0.6m
エプロンブロック	750×250×160	個	5.0	L=2.0m
モルタル	1:3	m ³	0.15	
基礎材	RC-40	m ²	8.00	

コンクリート側溝 S=1:10

車道用

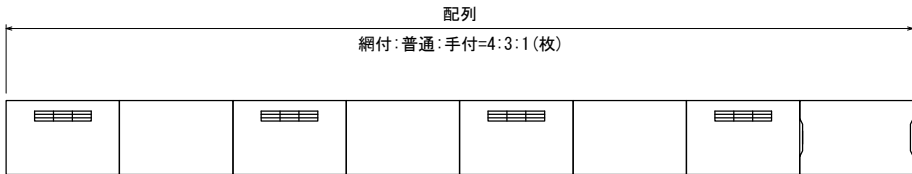
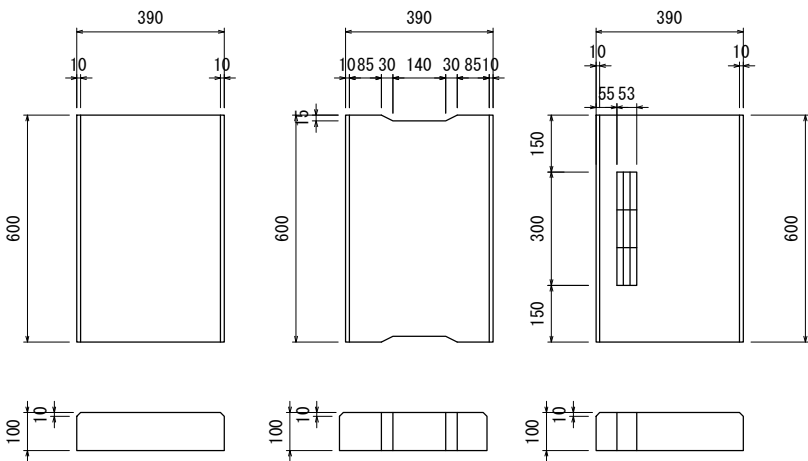


コンクリート側溝(車道用) 材料表				10m当り
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリート側溝	300×300	個	2.5	L=4000
モルタル	1:3	m ³	0.06	
基礎材	RC-40	m ²	6.20	
側溝蓋		枚	16.7	

普通

手付

網付

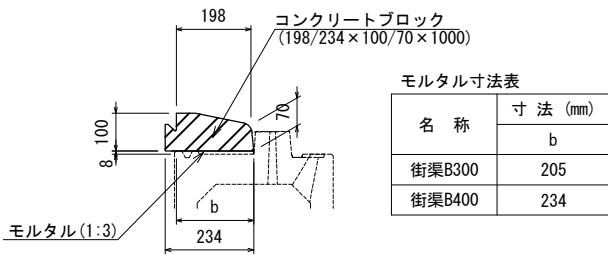


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	小構造物詳細図(1)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮 尺	図示	図面番号	15 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

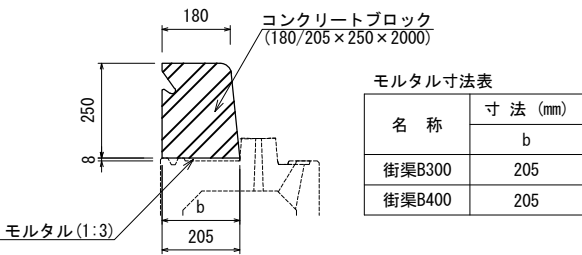
小構造物詳細図(2)

歩車道境界ブロック(1) S=1:10
車両乗入部



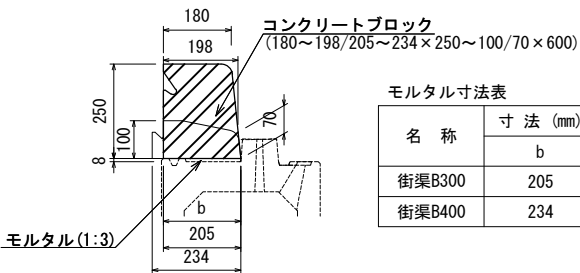
歩車道境界ブロック(1) 材料表				10m当り	
名 称	規 格	単位	数 量		摘 要
			街渠B300	街渠B400	
歩車道境界ブロック	198/234×100/70×1000	個	10.0	10.0	L=1.0m
モルタル	1:3	m ³	0.02	0.02	

歩車道境界ブロック(2) S=1:10
車道部



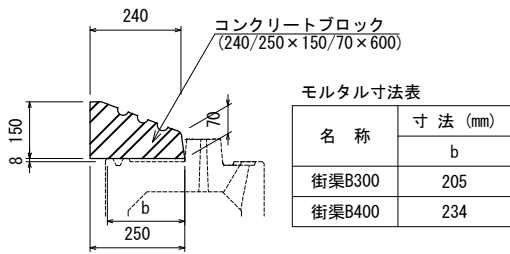
歩車道境界ブロック(2) 材料表				10m当り	
名 称	規 格	単位	数 量		摘 要
			街渠B300	街渠B400	
歩車道境界ブロック	180/205×250×2000	個	5.0	5.0	L=2.0m
モルタル	1:3	m ³	0.02	0.02	

歩車道境界ブロック(3) S=1:10
車道すり付け部



歩車道境界ブロック(3) 材料表				10m当り	
名 称	規 格	単位	数 量		摘 要
			街渠B300	街渠B400	
歩車道境界ブロック	180~198/205~234×250~100/70×600	個	16.5	16.5	L=0.6m
モルタル	1:3	m ³	0.02	0.02	

歩車道境界ブロック(4) S=1:10



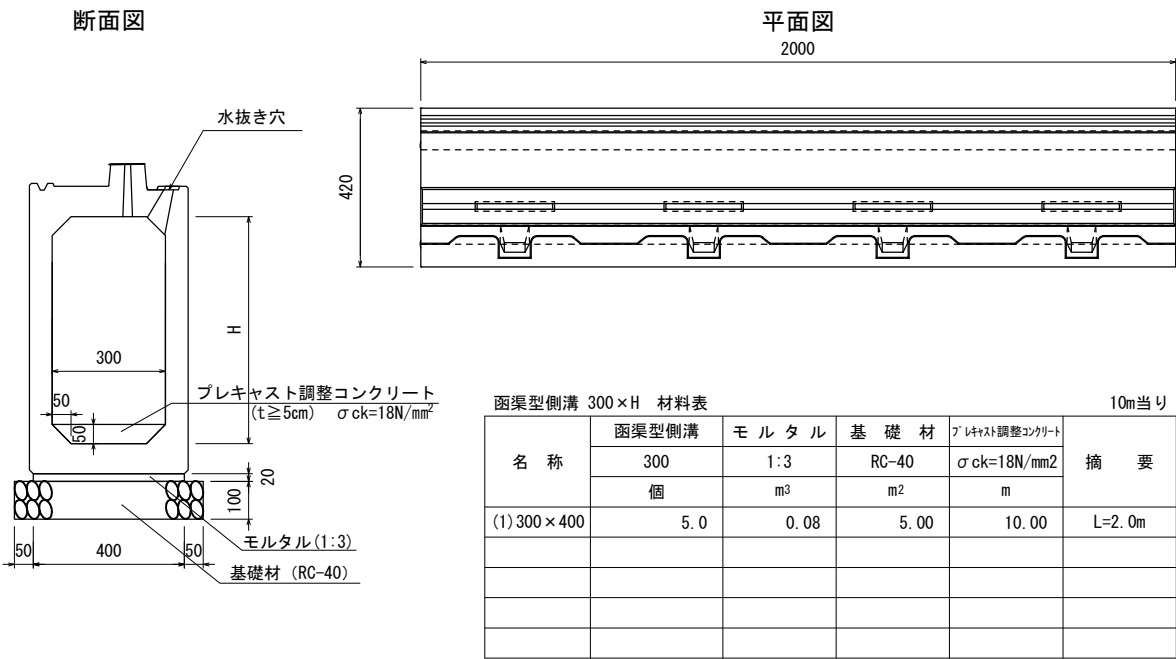
歩車道境界ブロック(4) 材料表				10m当り	
名 称	規 格	単位	数 量		摘 要
			街渠B300	街渠B400	
歩車道境界ブロック	240/250×150/70×600	個	16.5	16.5	L=0.6m
モルタル	1:3	m ³	0.02	0.02	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

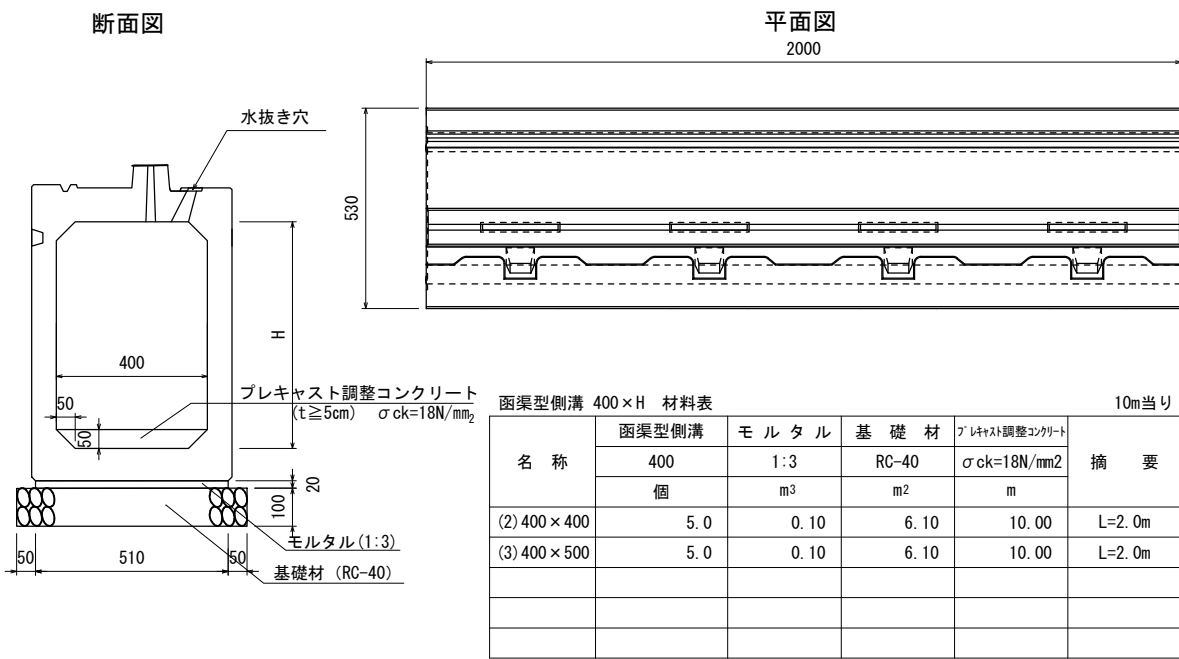
工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	小 構 造 物 詳 細 図 (2)		
作成年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	図 示	図面番号	16 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

小構造物詳細図(3)

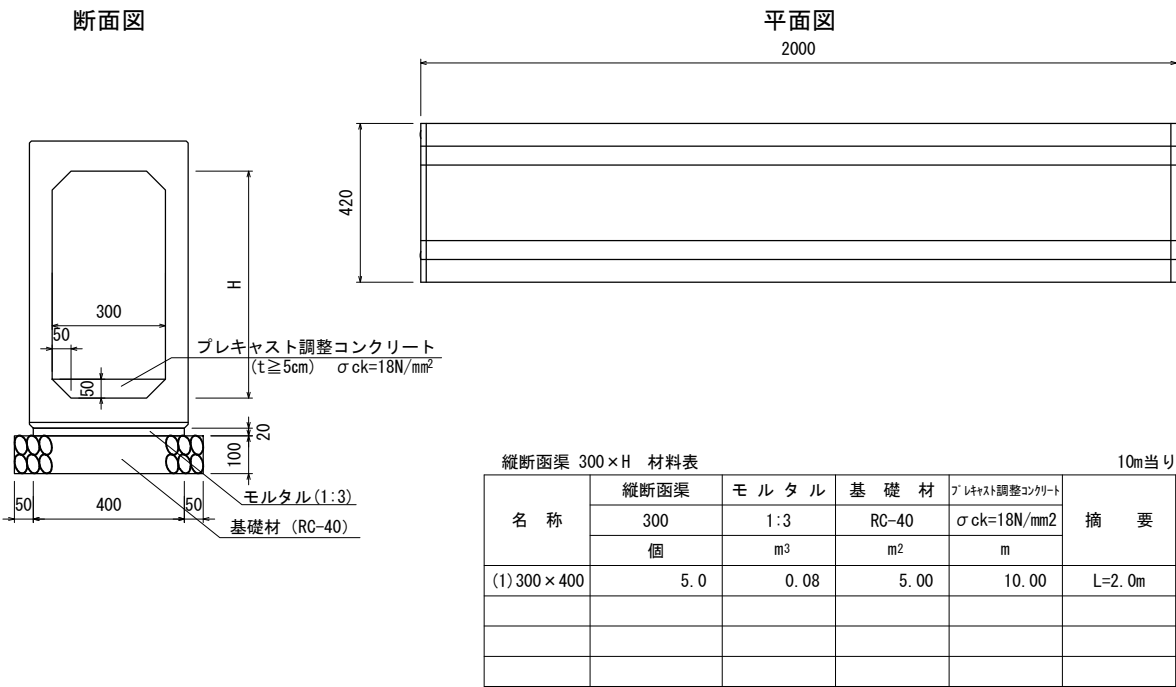
函渠型側溝 300×H S=1:10



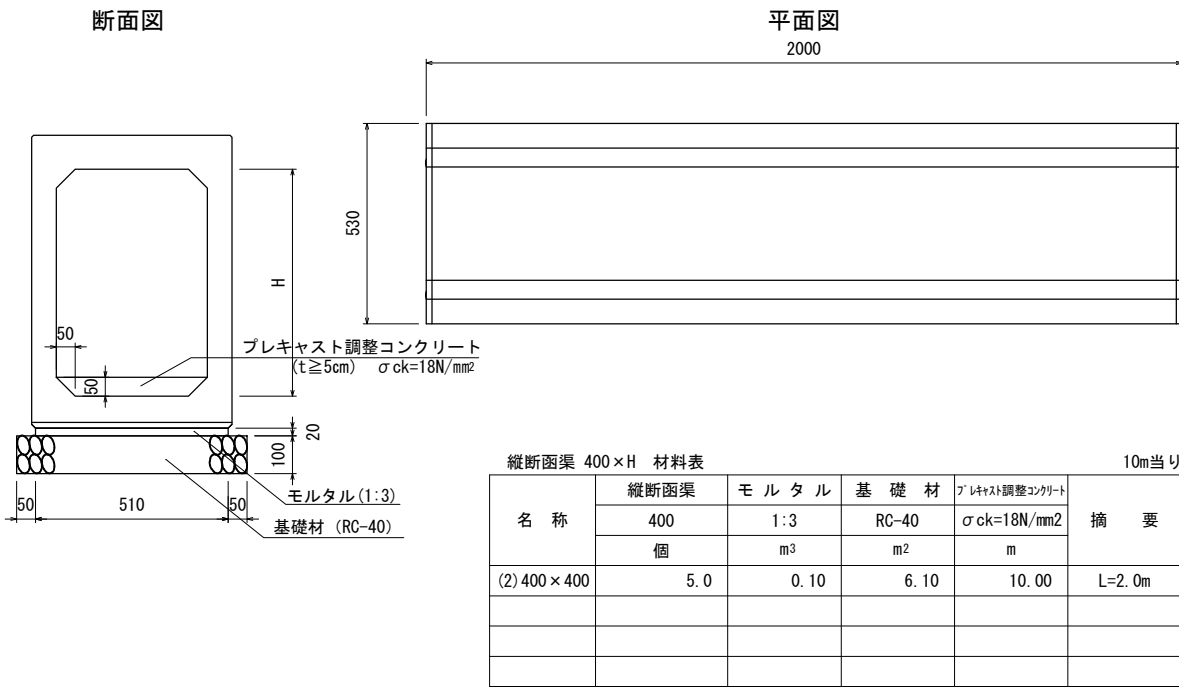
函渠型側溝 400×H S=1:10



縦断函渠 300×H S=1:10



縦断函渠 400×H S=1:10

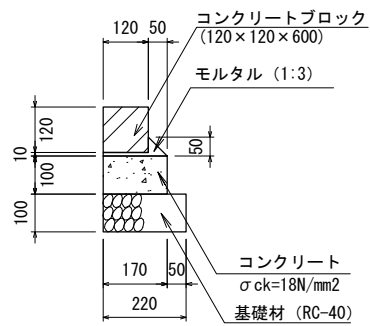


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	小 構 造 物 詳 細 図 (3)		
作成年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	図 示	図面番号	17 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

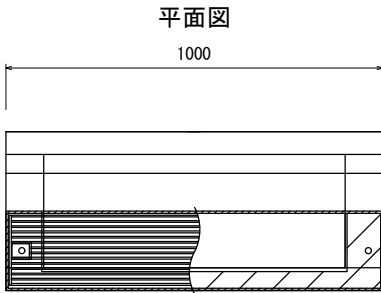
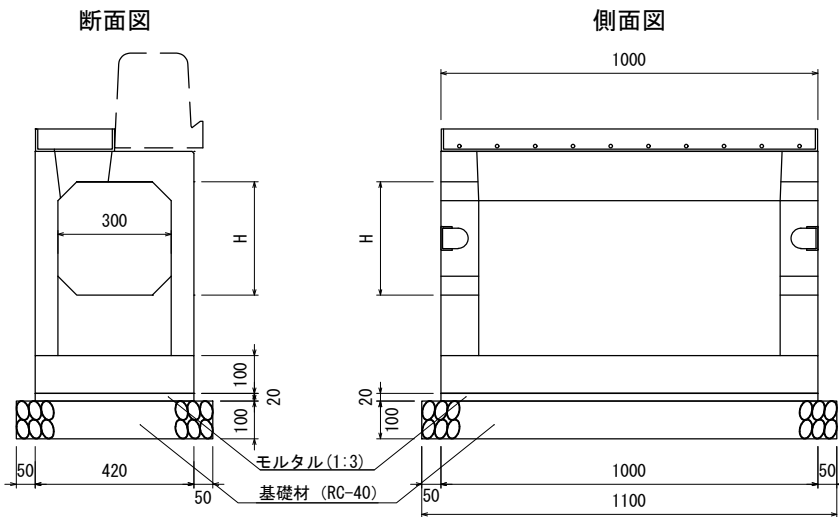
小構造物詳細図(4)

地先境界ブロック S=1:10



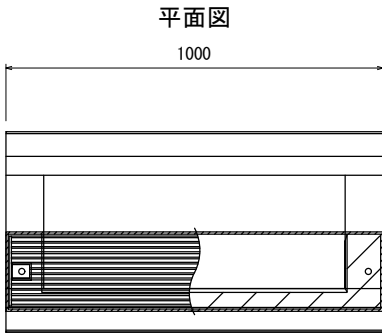
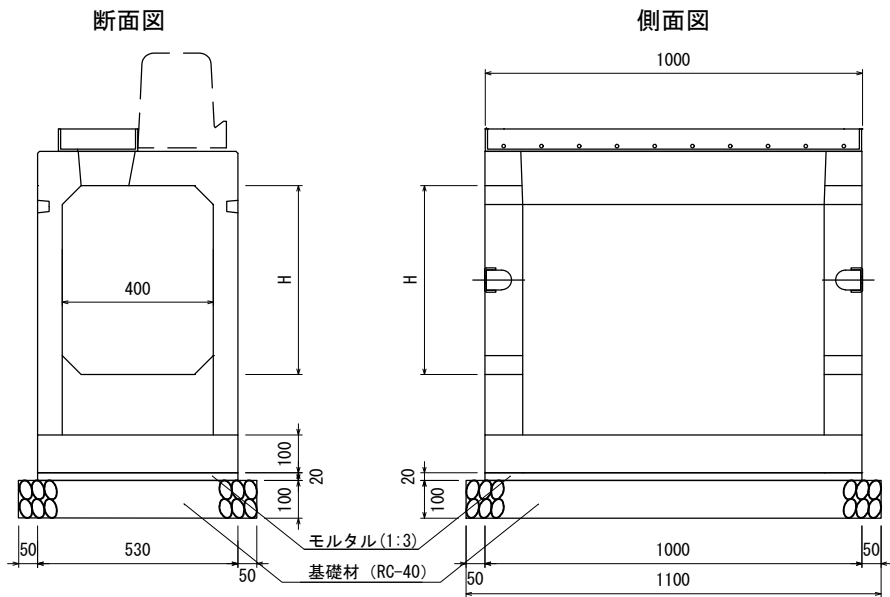
舗装止ブロック 材料表				10m当り
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリートブロック	120×120×600	本	16.7	L=0.6m
コンクリート	σck=18N/mm2	m ³	0.17	
型 枠		式	1	
モルタル	1:3	m ³	0.02	
基 礎 材	RC-40	m ²	2.20	

函渠型側溝柵 300×H S=1:10



函渠型側溝柵 300×H				10箇所当り
名 称	プレキャスト側溝柵	モ ル タ ル	基 礎 材	摘 要
	300	1:3	RC-40	
	個	m ³	m ²	
(1) 300×400	10.0	0.08	5.72	L=1.0m

函渠型側溝柵 400×H S=1:10



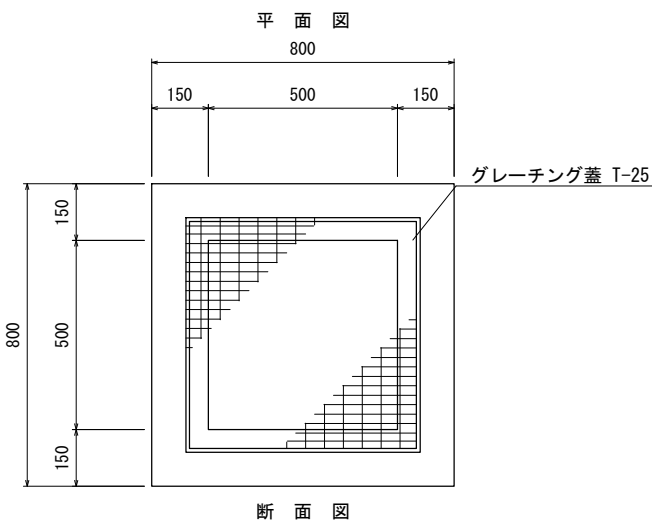
函渠型側溝柵 400×H 材料表				10箇所当り
名 称	プレキャスト側溝柵	モ ル タ ル	基 礎 材	摘 要
	400	1:3	RC-40	
	個	m ³	m ²	
(2) 400×400	10.0	0.11	6.93	L=1.0m
(3) 400×500	10.0	0.11	6.93	L=1.0m

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

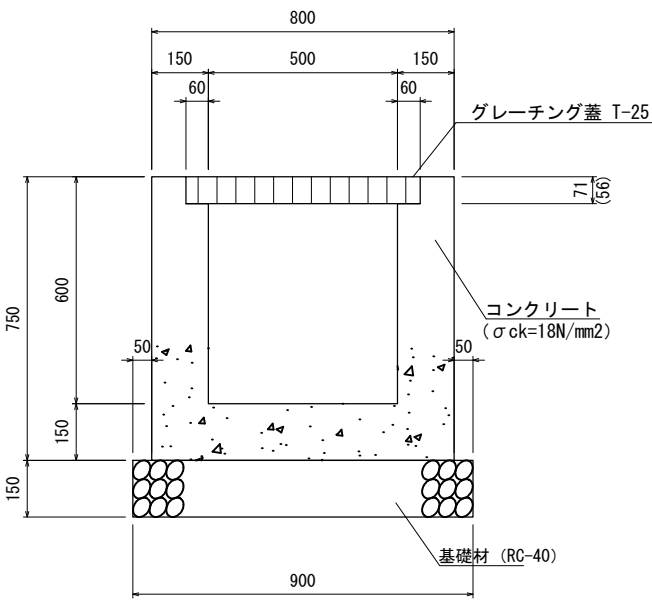
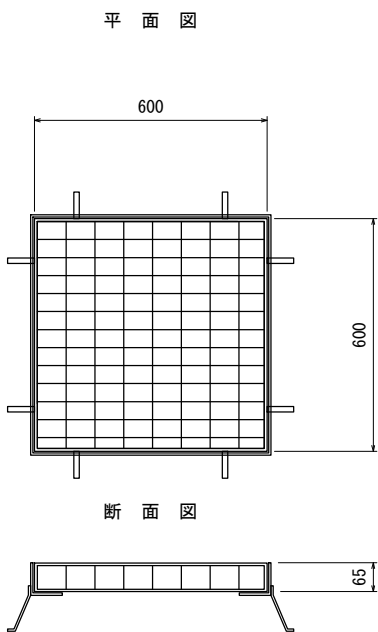
工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	小 構 造 物 詳 細 図 (4)		
作成年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	図 示	図面番号	18 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

小構造物詳細図(5)

集水枳(1) 500×500×600 S=1:10



グレーチング蓋 S=1:10



集水枳(1) 500×500×600 材料表			1箇所当り	
名称	規格	単位	車道用	摘要
コンクリート	σck=18N/mm2	m ³	0.32	
型枠		式	1	
基礎材	RC-40	m ²	0.81	
グレーチング蓋	T-25	枚	1	

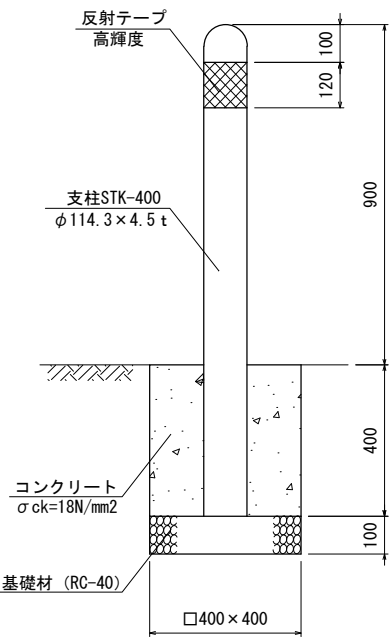
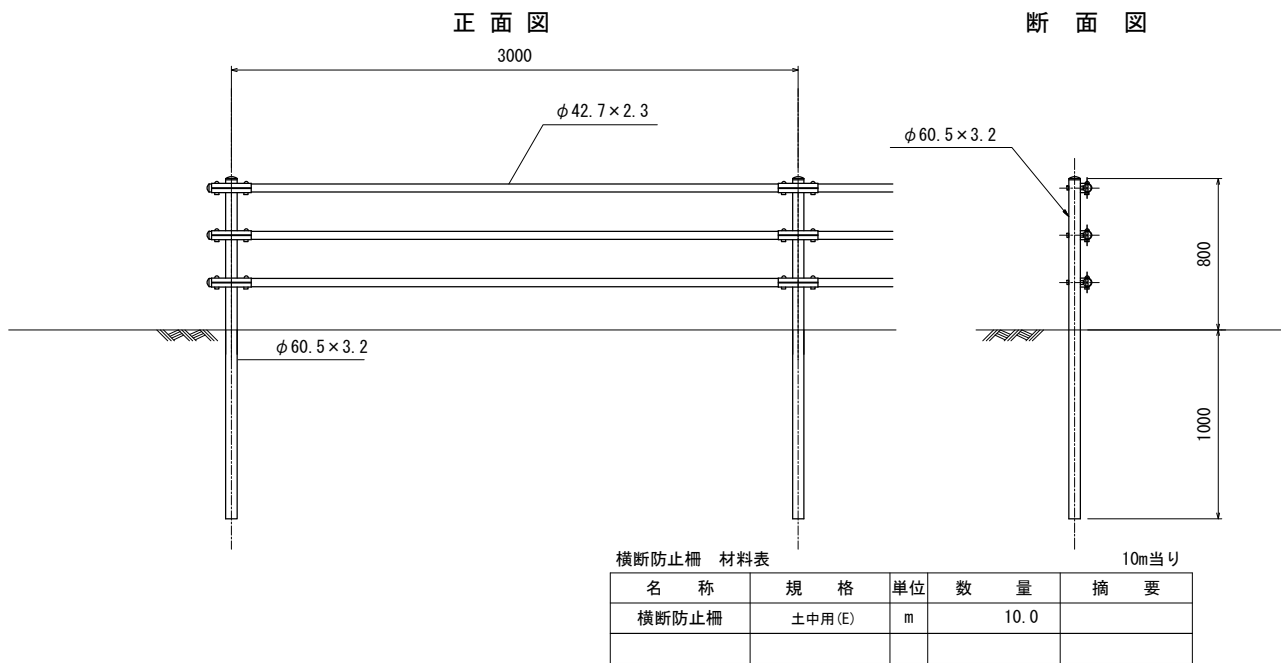
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	小構造物詳細図(5)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	図示	図面番号	19 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

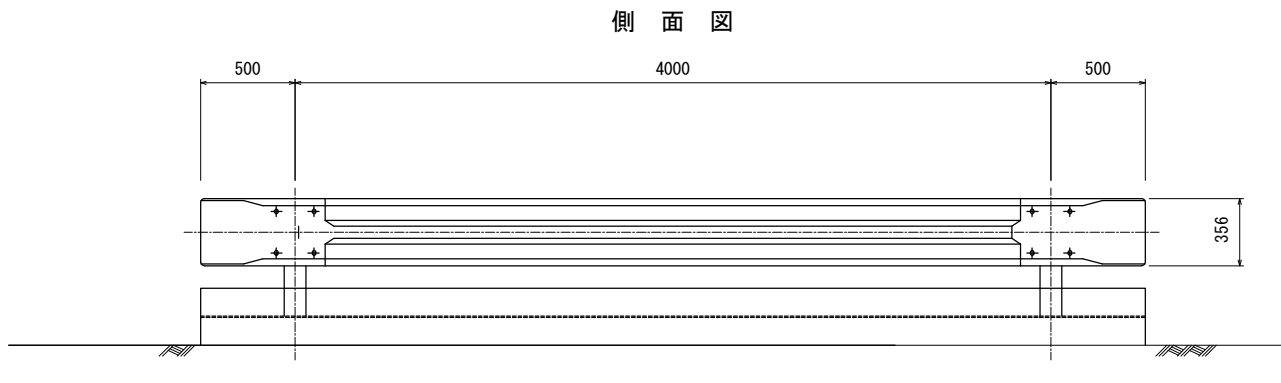
小構造物詳細図(6)

横断防止柵 S=1:20

車止め S=1:10



置式ガードレール(Gr-B-2B) S=1:20

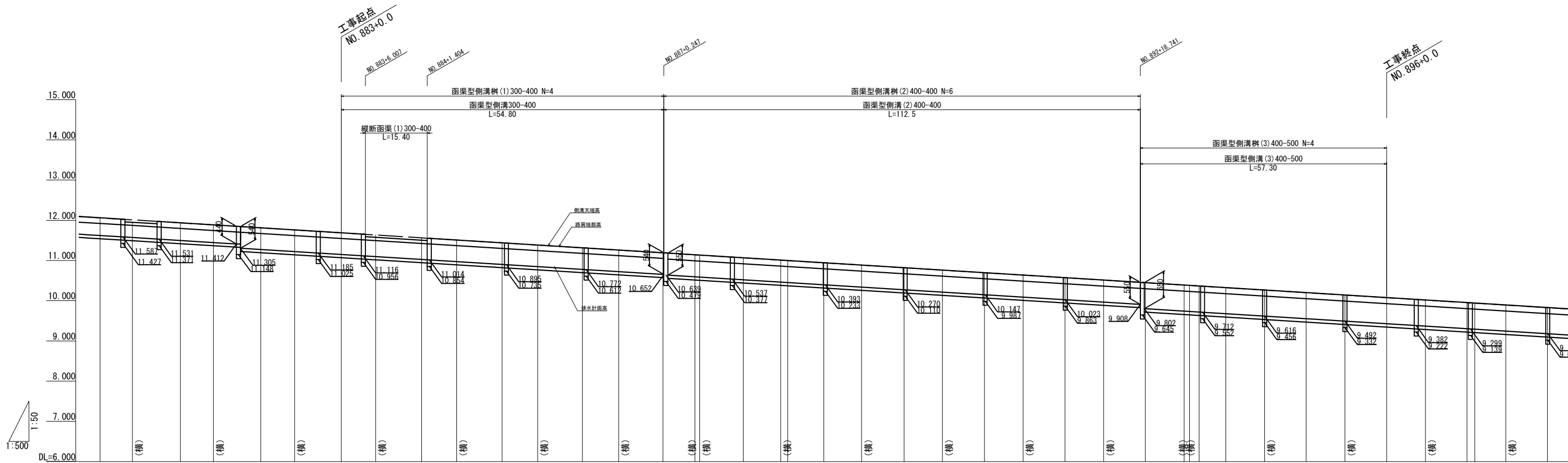


工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	小 構 造 物 詳 細 図 (6)		
作成年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	20 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

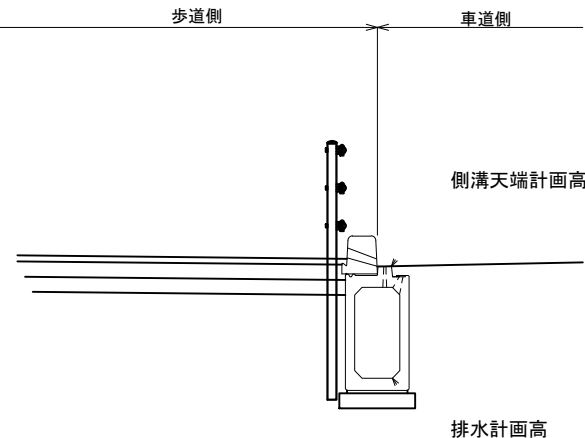
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

側溝工展開図(1)
(下り線)

V=1: 50
V=1:500



測点	単距離	排水 計画高	側溝天端 計画高	路面勾配																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				i=0.620% L=615.000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
NO. 880	12.114	11.622	12.062																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				



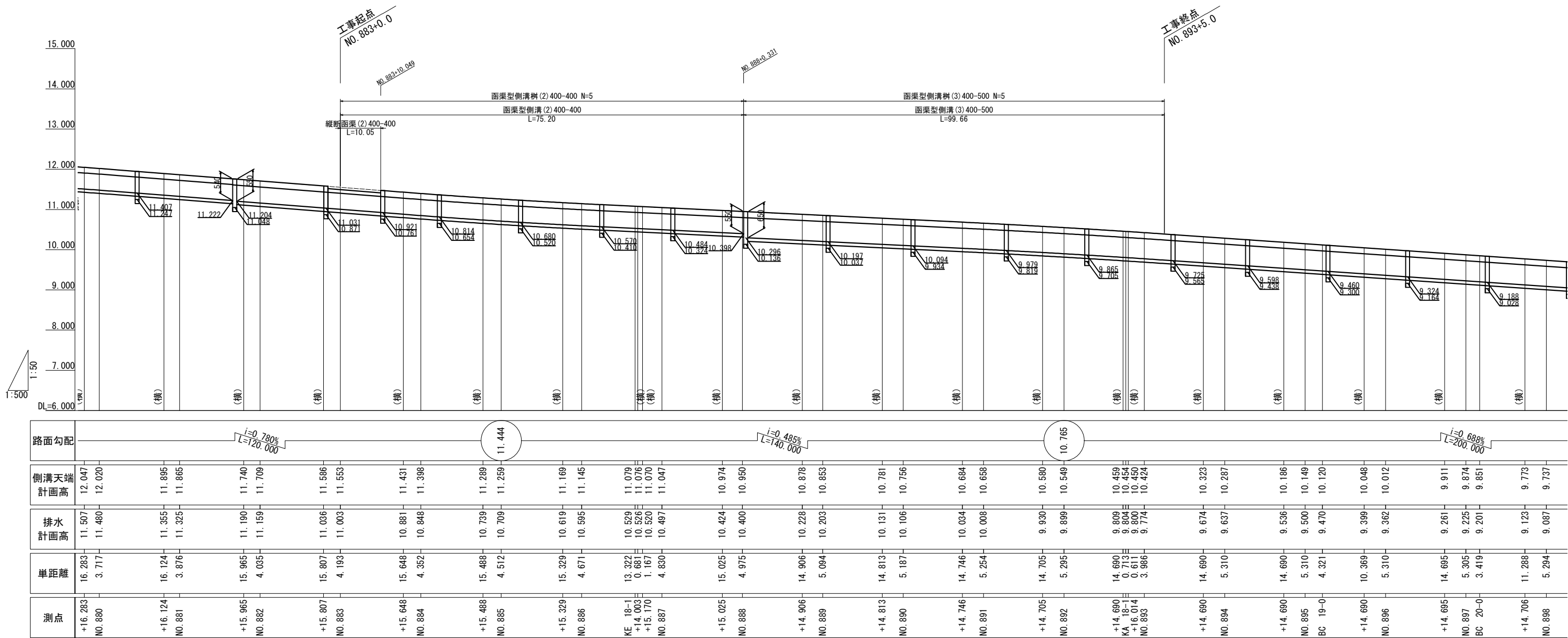
(横)は横断面の測点です。

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	側 溝 工 展 開 図 (1)		
作成年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	V=1: 50 V=1:500	図面番号	21 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

側溝工展開図(2)
(上り線)

V=1: 50
H=1:500



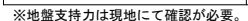
(横)は横断面の測点です。

工事名	R 7 国道 1 7 号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	側 溝 工 展 開 図 (2)		
作成年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	V=1: 50 H=1: 500	図面番号	22 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

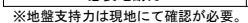
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

(上り線側歩道)

S=1:10

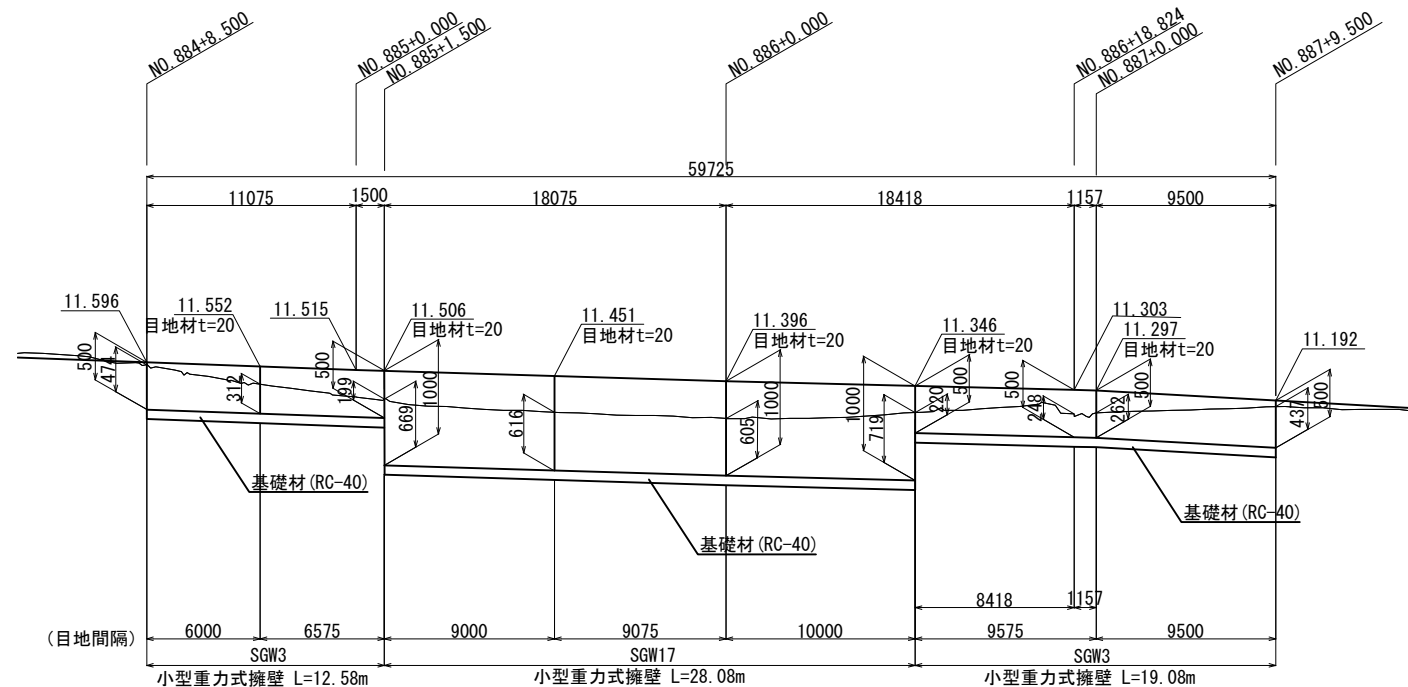


S=1:10



V=1: 40
H=1: 200

NO. 884+8. 500~NO. 887+9. 500



小型重力式擁壁 数量表

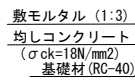
名 称	規格・寸法	単位	数量			摘 要
コンクリート	$\sigma_{ck}=18N/mm^2$	m ³	17.1			
型 枠	無筋構造物	式	1			
基礎材	RC-40	m ²	38.3			t=100
目地材	t=20mm	m ²	1.5			
水抜パイプ	VP-50	m	4.1			2.0mに一箇所設置
吸出防止材	b=300 t=30	箇所	11			2.0mに一箇所設置

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良工事		
図面名	小型重力式擁壁工一般図		
作成年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	23 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

(下り線歩道)

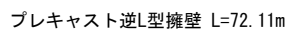
S=1:10



※地盤支持力は現地にて確認が必要。

V=1: 40
H=1:200

N0. 883+11. 800~N0. 887+2. 200



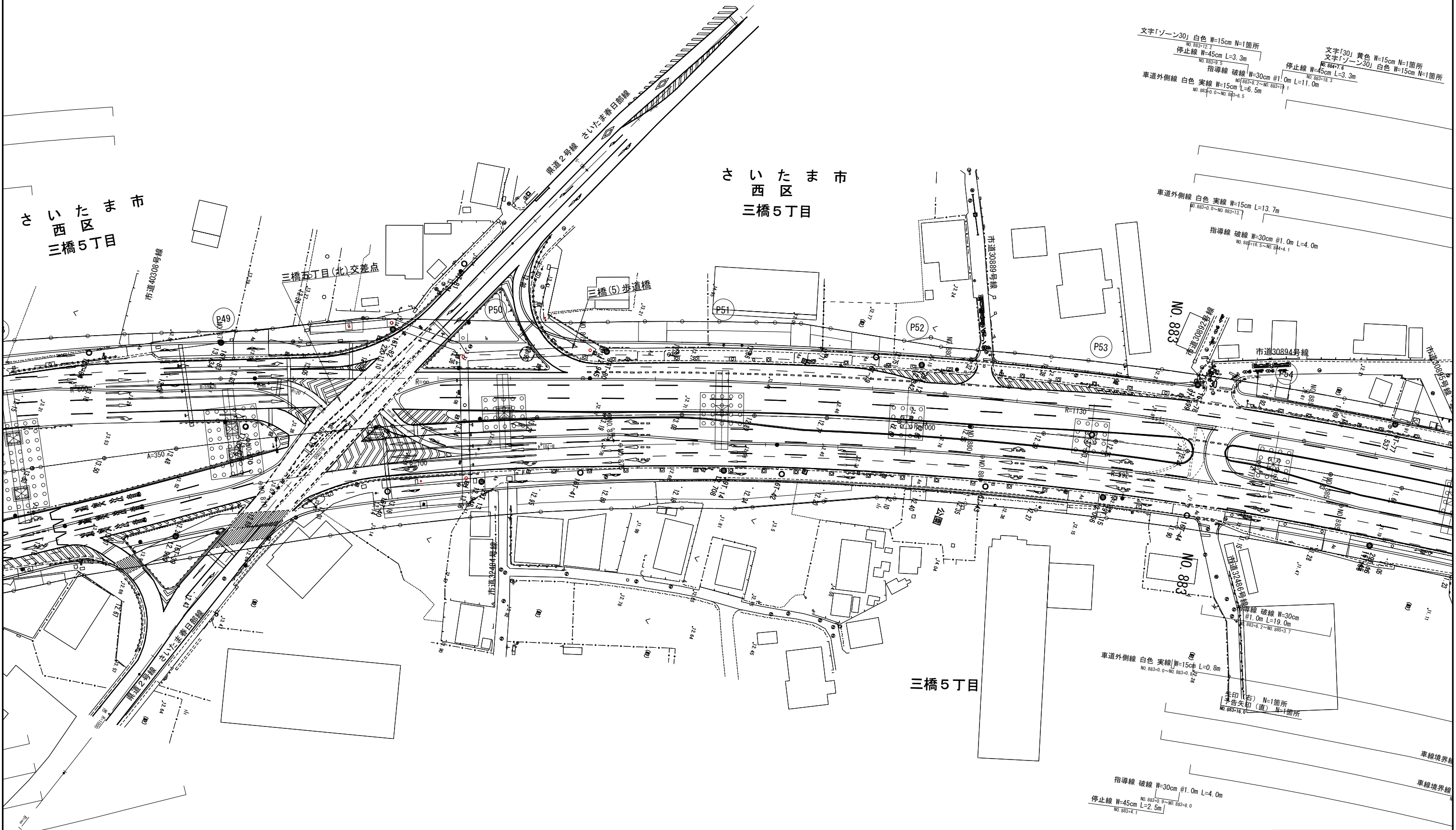
プレキャスト逆L型擁壁 数量表

名 称	規格・寸法	単位	数量	摘 要
プレキャスト逆L型壁盤	H=1.00m	m	72.1	L=2000
均しコンクリート	σck=18N/mm ²	m ³	5.8	
均しコンクリート型枠	無筋構造物	式		
基礎材	RC-40	m ²	57.7	t=200
敷モルタル	1:3	m ³	1.0	

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路3橋地区改良工事		
図面名	ブレイキャスト小型型枠L型擁壁工一般図		
作成年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	24 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

区画線平面図(1)S=1:500



工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良工事		
図面名	区画線平面図(1)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:500	図面番号	25 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

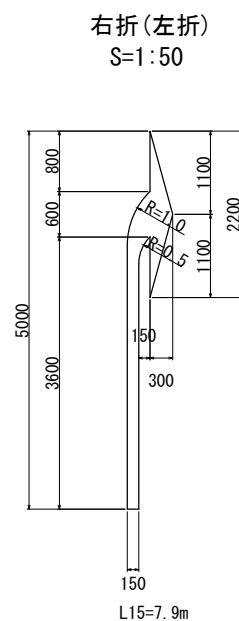
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

区画線平面図(2) S=1:500

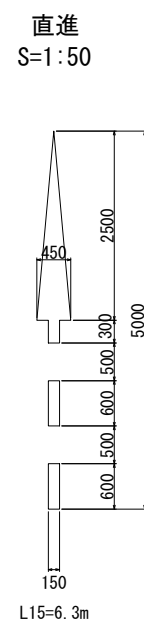
工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋区改良工事		
図面名	区 画 線 平 面 図 (2)		
作成年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	1:500	図面番号	26 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

区画線詳細図

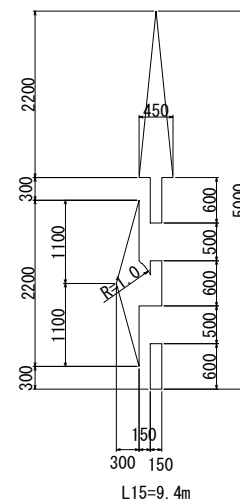
矢 印
(溶融式区画線)



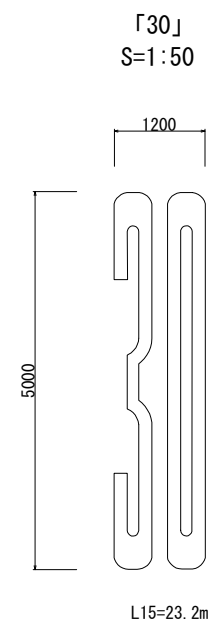
予告矢印
(溶融式区画線)



直左(直右)
S=1:50



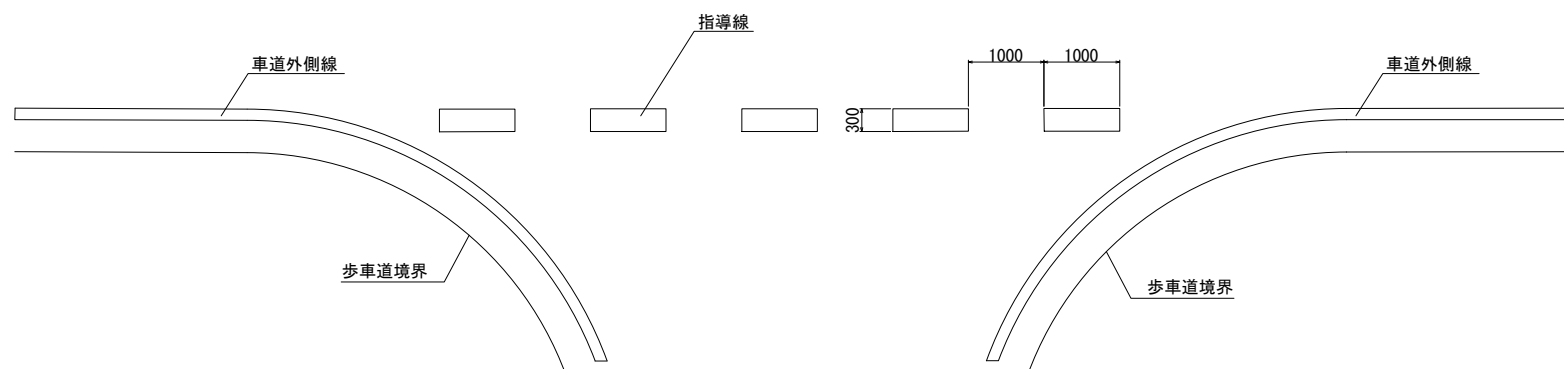
路面標示文字
(溶融式区画線)



「ゾーン30」
S=1:50



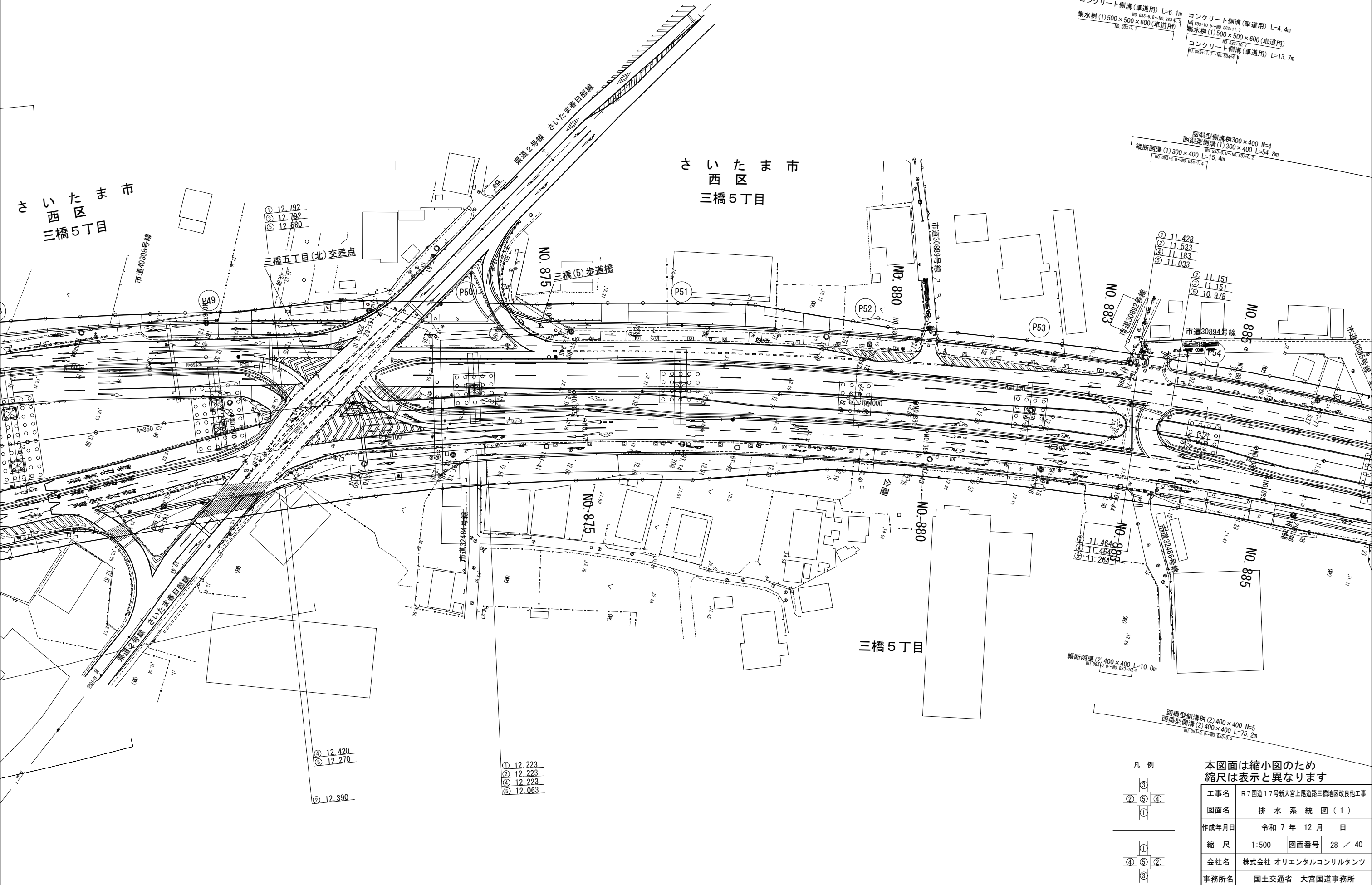
巻き込み部詳細 S=1:50



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

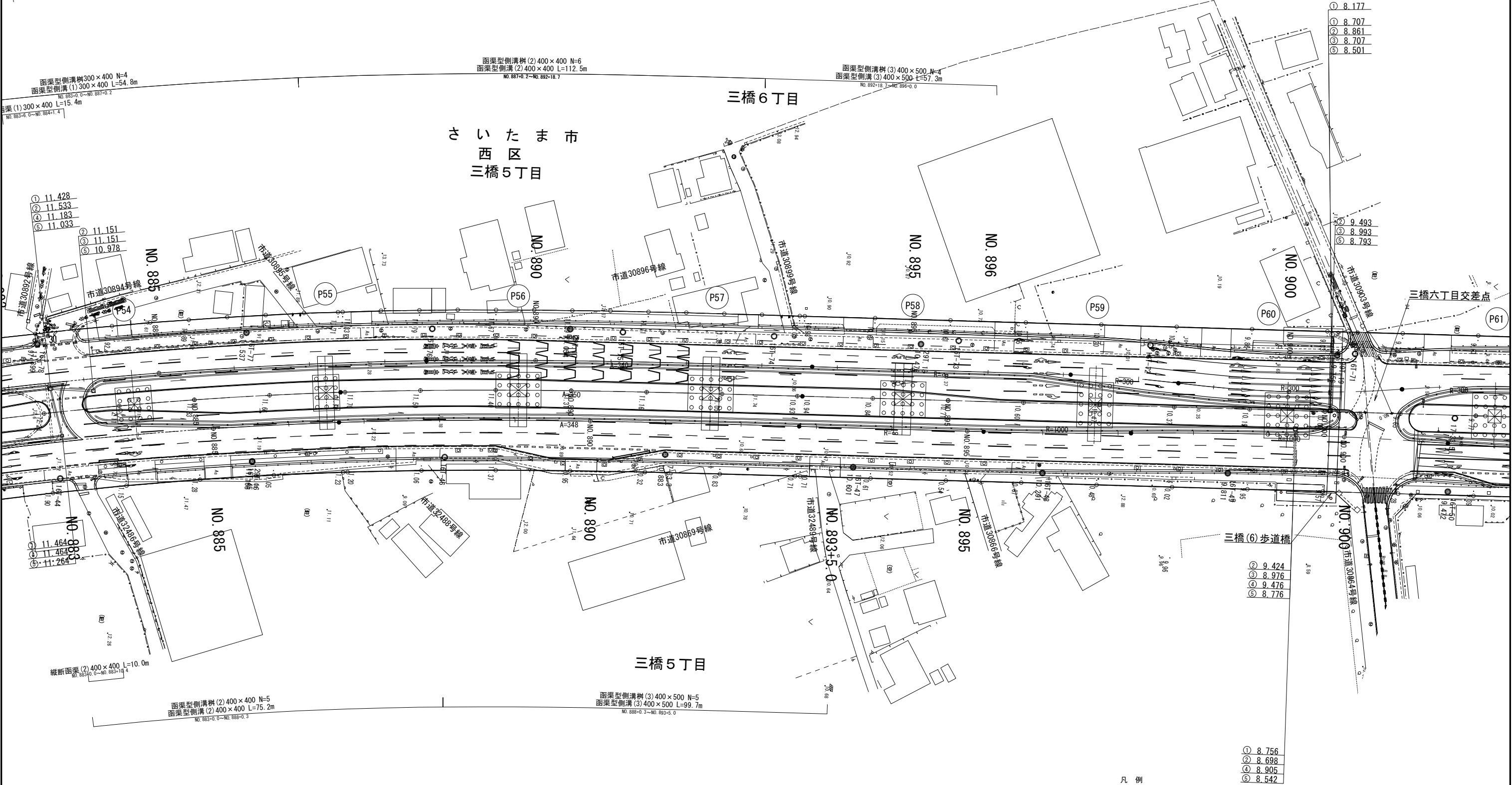
工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良工事		
図面名	区 画 線 詳 細 図		
作成年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	27 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

排水系統圖(1) S=1:500



排水系統図(2) S=1:500

コンクリート側溝(車道用) L=4.4m
NO.883+10.5~NO.883+11.7
側溝(1)500×500×600(車道用)
NO.883+10.7
コンクリート側溝(車道用) L=13.7m
NO.883+11.7~NO.884+4



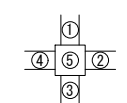
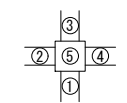
- ① 8.177
- ② 8.707
- ③ 8.861
- ④ 8.707
- ⑤ 8.501

- ② 9.493
- ③ 8.993
- ④ 8.793

- ② 9.424
- ③ 8.976
- ④ 9.476
- ⑤ 8.776

- ① 8.756
- ② 8.698
- ③ 8.905
- ④ 8.542

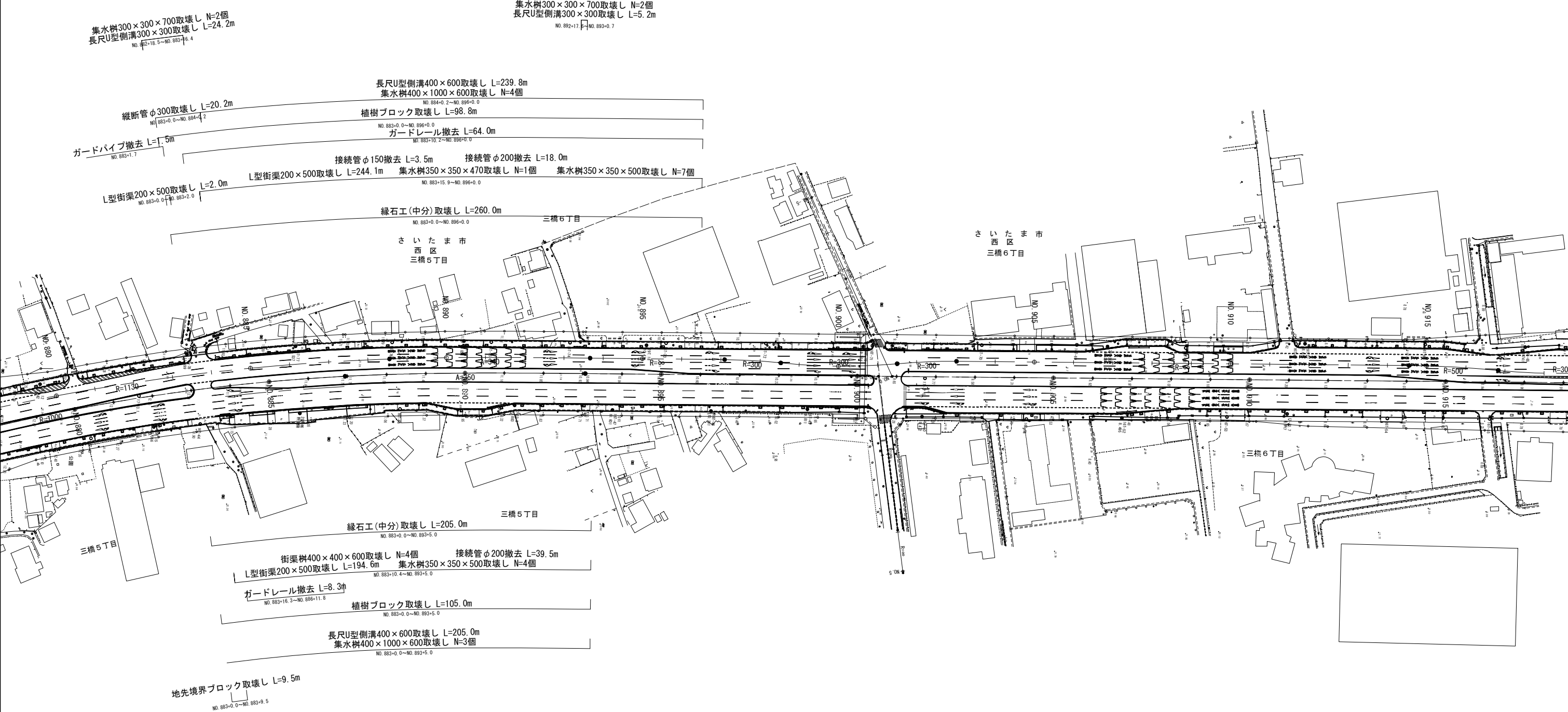
凡例



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良工事		
図面名	排水系統図(2)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:500	図面番号	29 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

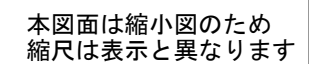
撤 去 平 面 圖 (1) S=1:1000



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

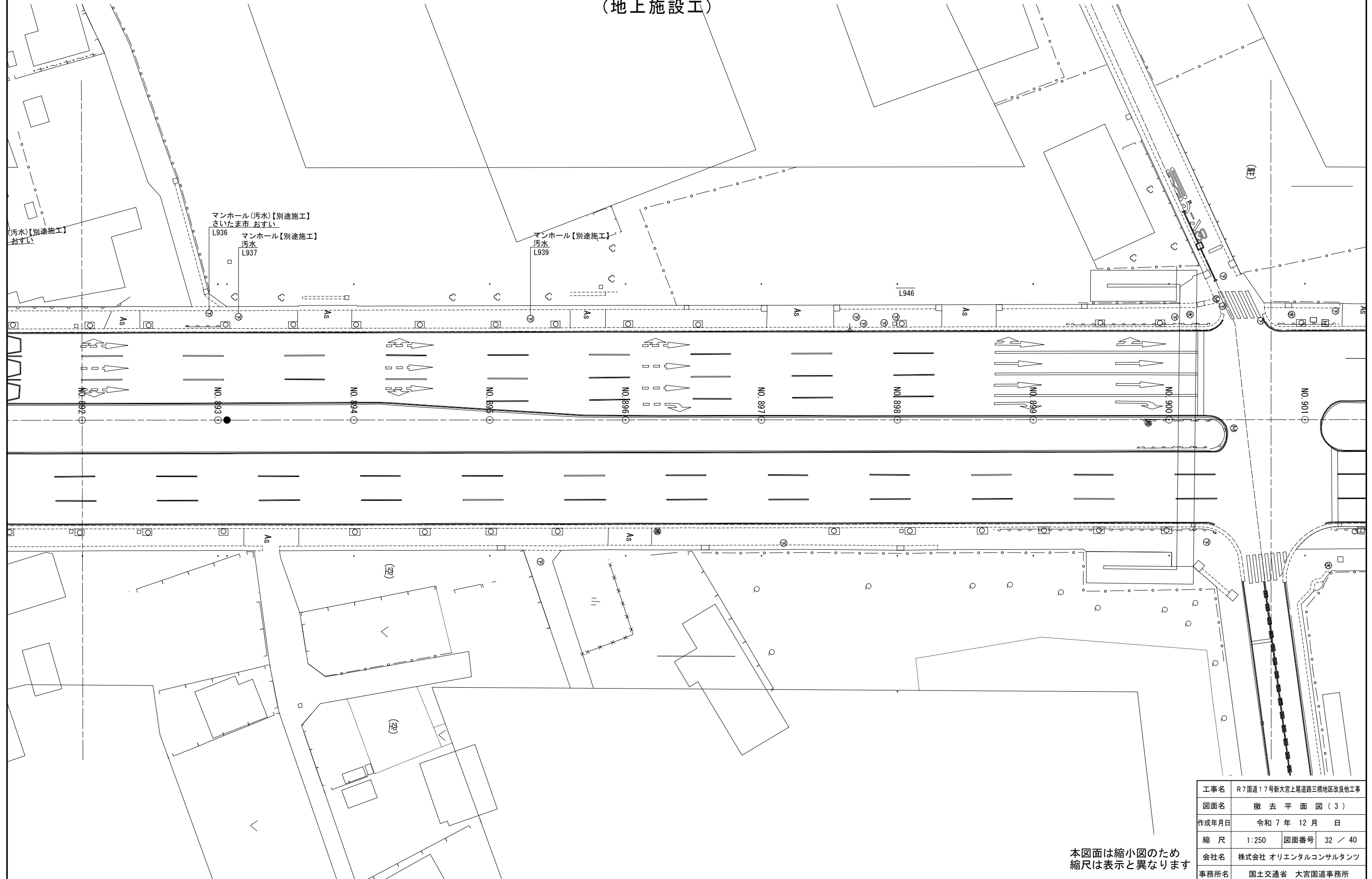
工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	撤 去 平 面 図 (1)		
作成年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	1:1000	図面番号	30 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

— 110 —



工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	撤 去 平 面 図 (2)		
作成年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	1:250	図面番号	31 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

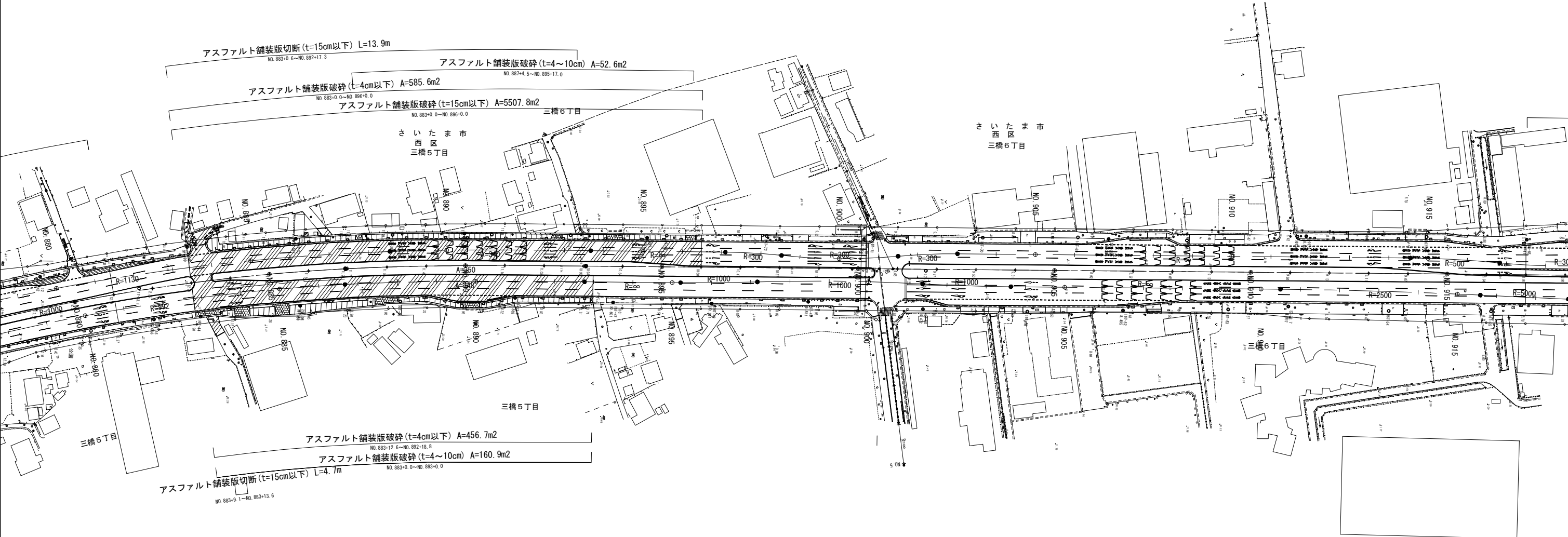
撤去平面図(3) S=1:250
(地上施設工)



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	撤去平面図(3)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:250	図面番号	32 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

鋪裝撤去平面図 S=1:1000



凡例

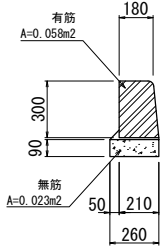
- | | |
|---|------------------------------|
|  | アスファルト舗装版破砕 (t=15cm以下) |
|  | アスファルト舗装版破砕 (t=4cm以下) 障害物有り |
|  | アスファルト舗装版破砕 (t=4~10cm) 障害物有り |
|  | アスファルト舗装版切断 (t=15cm以下) 障害物有り |

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	舗装撤去平面図		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:1000	図面番号	33 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

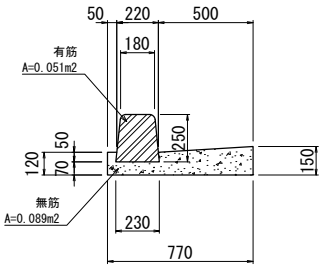
撤去工構造図(1)

縁石工(中分)取壊し S=1:20



縁石工(中分)取壊し (10m当り)				
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリート取壊し	有筋	m3	0.6	
	無筋	m3	0.2	

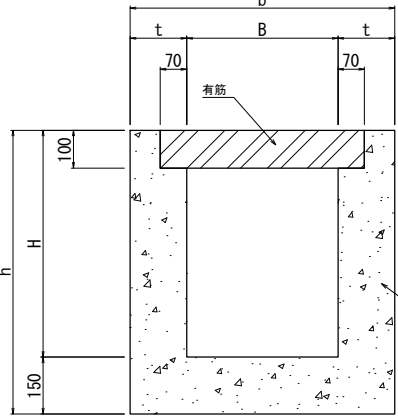
L型街渠200×500取壊し S=1:20



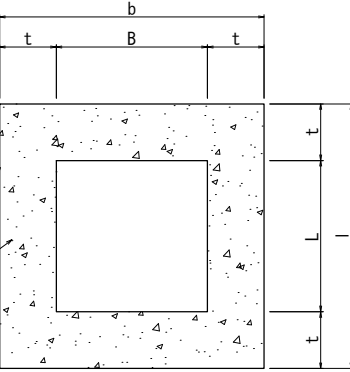
L型街渠200×500取壊し (10m当り)				
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリート取壊し	有筋	m3	0.5	
	無筋	m3	0.9	

集水桝B×L×H取壊し S=1:10

断面図



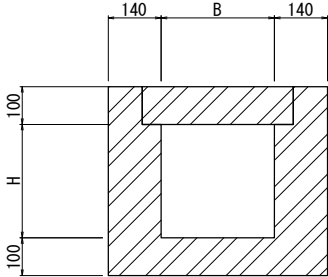
平面図



集水桝B×L×H取壊し (10箇所当り)				
名 称	数 量		摘 要	
	コンクリート取壊し (m3)			
300×300×700	0.2	2.3		
350×350×470	0.2	1.9		
350×350×500	0.2	2.0		
400×1000×600	0.6	4.2		

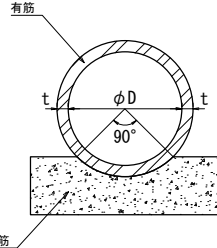
名 称	寸 法 (mm)						
	B	L	H	t	b	l	h
300×300×700	300	300	700	150	600	600	850
350×350×470	350	350	470	150	650	650	620
350×350×500	350	350	500	150	650	650	650
400×1000×600	400	1000	600	150	700	1300	750

長尺U型側溝B×H取壊し S=1:10



長尺U型側溝B×H取壊し (10m当り)				
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
300×300	有筋	m3	2.0	
400×600	有筋	m3	3.0	

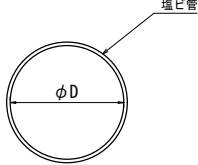
縦断管φD取壊し S=1:10



名 称	寸 法 (mm)	
	D	t
φ 300	300	30

縦断管φD取壊し (10m当り)			
名 称	数 量		摘 要
	コンクリート取壊し (m3)		
φ 300	0.3	0.7	

接続管φD撤去 S=1:10



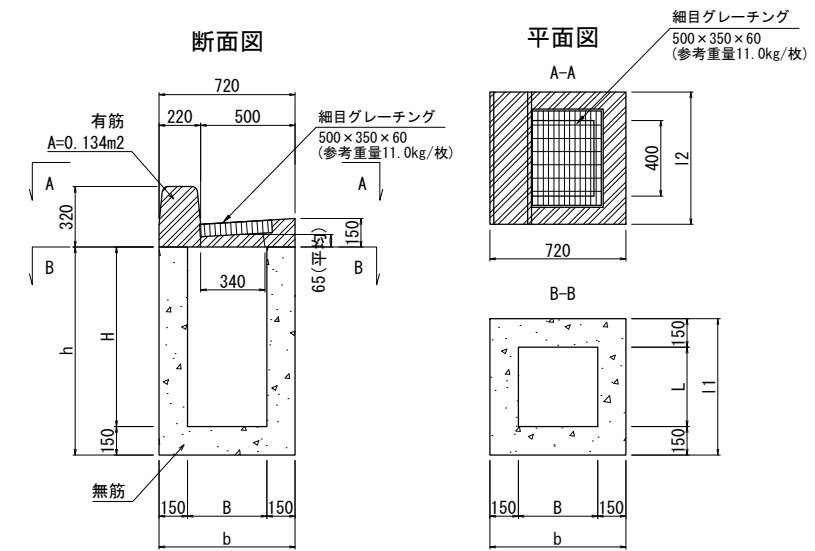
名 称	参考重量
	kg/m
塩ビ管 φ150	6.7
塩ビ管 φ200	10.1

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

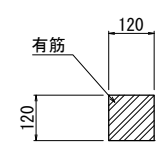
工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	撤去工構造図(1)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮 尺	図示	図面番号	34 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

撤去工構造図(2)

街渠柵B×L×H取壊し S=1:20

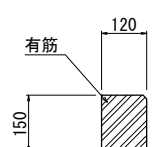


地先境界ブロック取壊し S=1:10



緑石工取壊し (10m当り)				
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリート取壊し	有筋	m3	0.1	

植樹ブロック取壊し S=1:10

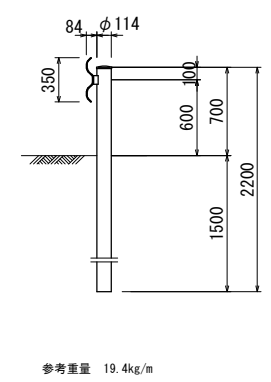


緑石工取壊し (10m当り)				
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリート取壊し	有筋	m3	0.2	

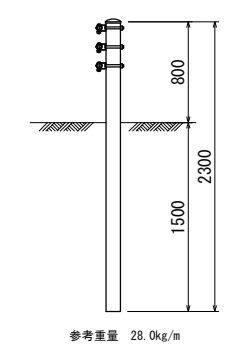
名 称	寸 法 (mm)						
	B	L	H	b	l1	l2	h
400×400×600	400	400	600	700	700	700	750

街渠柵B×L×H取壊し (10箇所当り)				
名 称	数 量		グ レーチング 蓋 (枚)	摘 要
	コンクリート取壊し (m3)	有筋		
400×400×600	0.7	2.7	10	

ガードレール撤去 S=1:30



ガードパイプ撤去 S=1:30



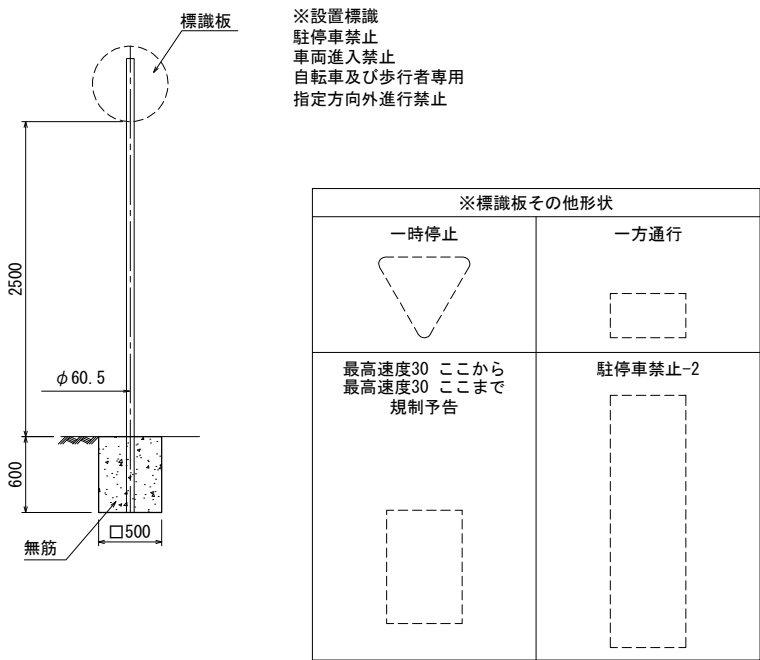
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	撤去工構造図(2)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮 尺	図示	図面番号	35 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

撤去工構造図(3)
(地上施設工)

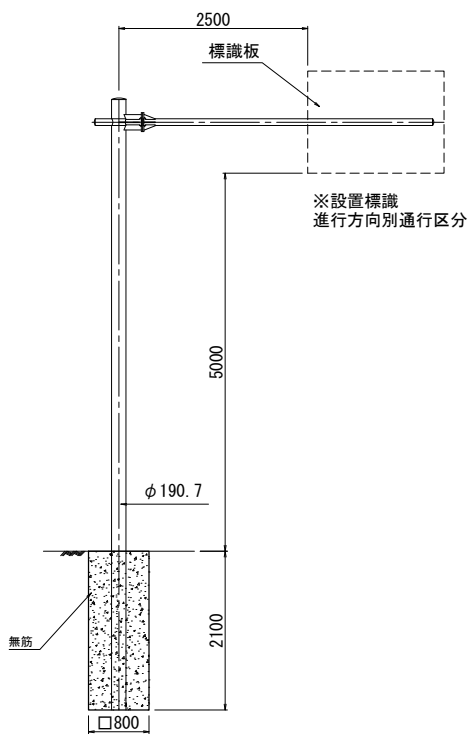
規制標識撤去

路側式-1 S=1:30



規制標識撤去(路側式-1) (10箇所当り)				
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリート取壊し	無筋	m3	1.5	
標識		基	10	参考重量 11.55kg/基

片持式-2 S=1:50



規制標識撤去(片持式-2) (10箇所当り)				
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリート取壊し	無筋	m3	12.8	
標識		基	10	参考重量 209.3kg/基

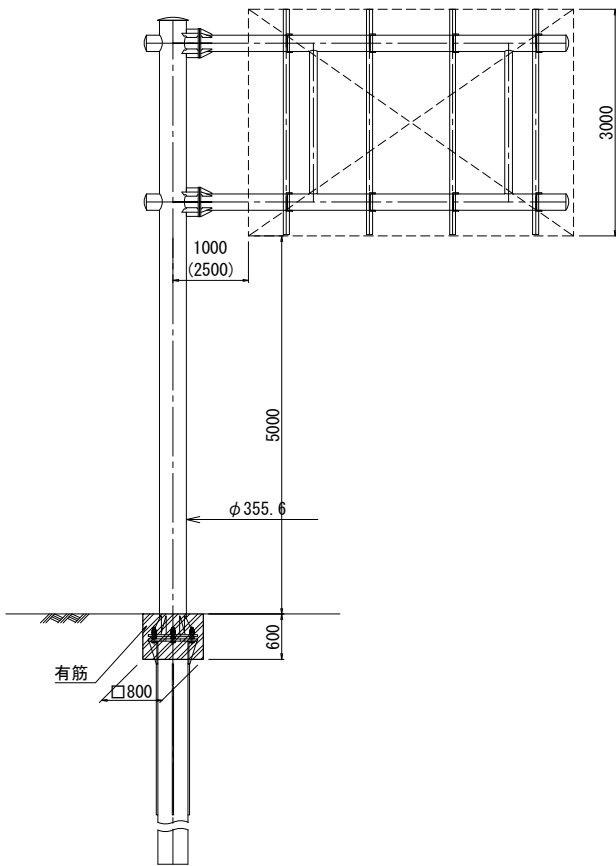
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	撤去工構造図(3)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮 尺	図示	図面番号	36 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

撤去工構造図(4)
(地上施設工)

電光掲示板撤去

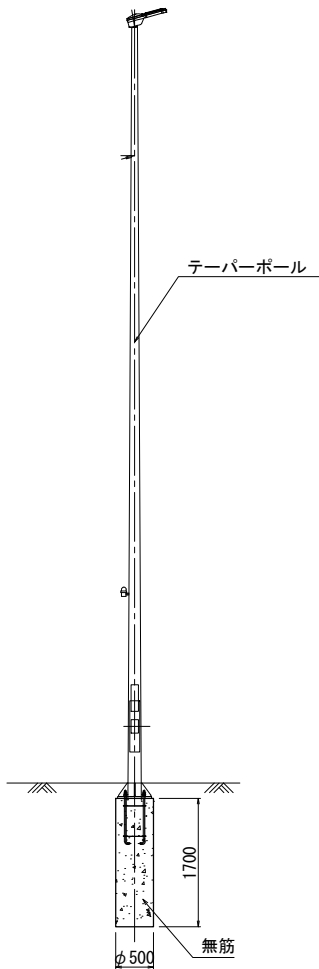
片持式 S=1:50



電光掲示板撤去 (片持式) (10箇所当り)				
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリート取壊し	有筋	m3	3.2	
電光掲示板		基	10	参考重量 661.2kg/基

照明灯撤去

照明灯 S=1:50



照明灯 撤去 (10箇所当り)				
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリート取壊し	無筋	m3	3.3	
照明灯		基	10	参考重量 188.0kg/基

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	撤去工構造図(4)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮 尺	図示	図面番号	37 / 40
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

数量総括表（１）

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単 位	数 量	摘 要
道路土工		式	1	
掘削工		式	1	
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000m3未満	m3	2,100	
土砂等運搬 現場→仮置場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	2,100	
整地 仮置場	残土受入れ地での処理	m3	2,100	
路体盛土工		式	1	
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3	60	
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3	20	
積込(ルース) 仮置場	土砂 土量50,000m3未満	m3	100	
土砂等運搬 仮置場→現場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	100	
残土処理工		式	1	
積込(ルース)【昼間】 仮置場	土砂 土量50,000m3未満	m3	2,000	
土砂等運搬【昼間】 仮置場→熊谷BP	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	2,000	
整地【昼間】 熊谷BP	残土受入れ地での処理	m3	2,000	
地盤改良工		式	1	
路床安定処理工		式	1	
安定処理	1m以下 固化材100m2あたり使用量 11.6t/100m2 セメント系固化材	m2	2,010	
舗装工		式	1	
排水性舗装工		式	1	
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	m2	1,880	
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 150mm	m2	1,880	
上層路盤(車道・路肩部)	再生瀝青安定処理材(40) 仕上り厚 80mm	m2	1,880	
基層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	1,880	
基層(車道・路肩部)	各種(2.30以上2.40t/m3未満) 改質As 粗粒II型(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	1,740	
排水性舗装・表層(車道・路肩部) (端部排水処理)	ポーラスアスコン(13) W=1.4m未満	m2	139	
排水性舗装・表層(車道・路肩部)	ポーラスアスコン(13) W=2.4m以上	m2	1,880	
路面切削工		式	1	
路面切削	全面切削6cm以下(4000m2以下) 段差 すりつけ撤去 作業無	m2	3,230	
殻運搬(路面切削)	切削材	m3	161	
殻処分	アスファルト殻(切削材)	m3	161	
オーバーレイ工(本線・排水性舗装) 嵩上げ5cm以下		式	1	
中間層(車道・路肩部)	各種(2.30以上2.40t/m3未満) 改質As 粗粒II型(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	2,570	
排水性舗装・表層(車道・路肩部)	ポーラスアスコン(13) W=2.4m以上	m2	2,570	
オーバーレイ工(本線・排水性舗装) 嵩上げ5cm～15cm以下		式	1	
基層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 100mm 3.0m超	m2	666	
中間層(車道・路肩部)	各種(2.30以上2.40t/m3未満) 改質As 粗粒II型(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	666	
排水性舗装・表層(車道・路肩部)	ポーラスアスコン(13) W=2.4m以上	m2	666	

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単 位	数 量	摘 要
アスファルト舗装工 支道取付部		式	1	
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 190mm	m2	131	
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 150mm	m2	131	
表層(歩道部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	131	
透水性舗装工(歩道)		式	1	
フィルター層	再生砂 仕上り厚 100mm	m2	1,070	
下層路盤(歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 100mm	m2	1,070	
表層(歩道部)	透水性アスコン 開粒度タイプ 2.4m以上 舗装厚 40mm	m2	1,070	
アスファルト舗装工 (歩道乗入部) 4m＜W≤8m		式	1	
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 250mm	m2	94	
基層(歩道部)	各種(2.30以上2.40t/m3未満) 再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2	94	
表層(歩道部)	各種(2.30以上2.40t/m3未満) 再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2	94	
アスファルト舗装工 (歩道乗入部) 8m＜W		式	1	
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 300mm	m2	72	
基層(歩道部)	各種(2.30以上2.40t/m3未満) 再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 100mm 1.4m以上	m2	72	
表層(歩道部)	各種(2.30以上2.40t/m3未満) 再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2	72	
擁壁工		式	1	
作業土工		式	1	
床掘り	土砂	式	1	
埋戻し	土砂	式	1	
基面整正		式	1	
土砂等運搬 現場→仮置場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1	
整地 仮置場	残土受入れ地での処理	式	1	
積込(ルース) 仮置場	土砂 土量50,000m3未満	式	1	
土砂等運搬 仮置場→現場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1	
積込(ルース)【昼間】 仮置場	土砂 土量50,000m3未満	式	1	
土砂等運搬【昼間】 仮置場→熊谷BP	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1	
整地【昼間】 熊谷BP	残土受入れ地での処理	式	1	
プレキャスト擁壁工		式	1	
プレキャスト擁壁	幅70cm 0.5m以上1.0m以下 18-8-25(20) (高炉)	m	72	
場所打擁壁工(構造物単位)		式	1	
小型擁壁	0.8m以上1.0m以下 18-8-25(20) (高炉)	m3	17	

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	数 量 総 括 表 （ １ ）		
作成年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	—	図面番号	38 / 40
会社名	—		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

数量総括表（２）

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単 位	数 量	摘 要
排水構造物工		式	1	
作業土工		式	1	
床掘り(1)	土砂	式	1	
床掘り(2)	土砂	式	1	
埋戻し(1)	土砂	式	1	
埋戻し(2)	土砂	式	1	
基面整正		式	1	
土砂等運搬 現場→仮置場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1	
整地 仮置場	残土受入れ地での処理	式	1	
積込(ルース) 仮置場	土砂 土量50,000m3未満	式	1	
土砂等運搬 仮置場→現場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1	
積込(ルース)【昼間】 仮置場	土砂 土量50,000m3未満	式	1	
土砂等運搬【昼間】 仮置場→熊谷BP	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1	
整地【昼間】 熊谷BP	残土受入れ地での処理	式	1	
側溝工		式	1	
L型側溝(1)	摺付部	m	1	
L型側溝(2)	乗入部	m	15	
管(函)渠型側溝(1)	幅 30cm 高さ 40cm	m	54	
管(函)渠型側溝(2)	幅 40cm 高さ 40cm	m	187	
管(函)渠型側溝(3)	幅 40cm 高さ 50cm	m	157	
縦断函渠(1)	幅 30cm 高さ 40cm	m	15	
縦断函渠(2)	幅 40cm 高さ 40cm	m	10	
コンクリート側溝(車道用)	300×300×4000 蓋390×100×600	m	24	
集水樹・マンホール工		式	1	
現場打ち集水樹(1)	500×500×600(車道用) グレーチング蓋付	箇所	2	
函渠型側溝樹(1)	300×400×1000	箇所	4	
函渠型側溝樹(2)	400×400×1000	箇所	11	
函渠型側溝樹(3)	400×500×1000	箇所	9	

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単 位	数 量	摘 要
縁石工		式	1	
縁石工		式	1	
歩車道境界ブロック(1)	198/234×100/70×1000	m	16	
歩車道境界ブロック(2)	180/205×250×2000	m	379	
歩車道境界ブロック(3)	180～198/205～234×250～100/70×600	m	9	
歩車道境界ブロック(4)	240/250×150/70×600	m	34	
地先境界ブロック	A種(120×120×600)	m	222	
防護柵工		式	1	
作業土工		式	1	
床掘り	土砂	式	1	
埋戻し	土砂	式	1	
路側防護柵工		式	1	
置きガードレール 設置・撤去	Gr-B-2B H-300×300 L=5.0m	m	456	
防止柵工		式	1	
転落(横断)防止柵	柵高 0.8m 土中建込	m	380	
車止めポスト工		式	1	
車止めポスト	車止めポスト径 114.3mm 車止めポスト 長さ 1300mm	本	4	
区画線工		式	1	
区画線工		式	1	
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装有	m	900	
溶融式区画線	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装有	m	370	
溶融式区画線	溶融式手動 破線 30cm 厚1.5mm 排水性舗装有	m	38	
溶融式区画線	溶融式手動 セフラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装有	m	9	
溶融式区画線	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装有	m	36	
溶融式区画線	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装有 黄	m	23	
構造物撤去工		式	1	
防護柵撤去工		式	1	
防護柵撤去(ガードレール)		m	72	
防護柵撤去(ガードパイプ)		m	1	
標識撤去工		式	1	
標識撤去(1)	規制標識 路側式	基	2	
標識撤去(2)	規制標識 片持式	基	1	
標識撤去(3)	規制標識 添架式	基	1	
標識撤去(4)	電光掲示板 片持式	基	1	

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事			
図面名	数 量 総 括 表 （ ２ ）			
作成年月日	令和 7 年 12 月 日			
縮 尺	—	図面番号	39	／ 40
会社名	—			
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所			

数量総括表（3）

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単 位	数 量	摘 要
道路照明設備撤去工		式	1	
道路照明灯撤去	高さ: GL8～12m	基	6	
構造物取壊し工		式	1	
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3	61	
コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3	195	
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	m	18	
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 15cm以下	m2	3,520	
排水構造物撤去工		式	1	
暗渠排水管撤去	撤去 φ150	m	3	
暗渠排水管撤去	撤去 φ200	m	57	
蓋版撤去	グレーチング蓋	枚	4	
運搬処理工		式	1	
殻運搬	アスファルト殻	m3	396	
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3	61	
殻運搬	コンクリート殻(鉄筋)	m3	195	
殻処分	アスファルト殻	m3	396	
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3	61	
殻処分	コンクリート殻(鉄筋)	m3	195	
現場発生品運搬	塩ビ管、グレーチング蓋、ガードレール、ガードパイプ、規制標識、電光掲示板、照明灯	t	4.12	

工事名	R7国道17号新大宮上尾道路三橋地区改良他工事		
図面名	数量総括表（3）		
作成年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	—	図面番号	40 / 40
会社名	—		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		